

令和4年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和4年6月15日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介						
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行						
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二						
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己						
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎						
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛						
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志						
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子						
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	市立野洲病院長	福山 秀直
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様であり、送付を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第12番、山本剛議員、第13番、鈴木市朗議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君）日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質間に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、通告第8号、第13番、鈴木市朗議員。

○13番（鈴木市朗君）おはようございます。第13番、鈴木市朗でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、私は市民の命と健康を守る施策について質問をいたします。

まずその前に、連日報道されておりますロシアのウクライナへの侵攻による悲惨な映像

が日々映し出されております。それによって、世界経済は大きく変貌しております。我が国においても物価等の高騰、全ての物の値が上がっておりまます。市民生活には何といつても非常に苛酷な状況になっております。

そしてまた、中国武漢に端を発した新型コロナウイルスパンデミックもワクチン接種、感染予防意識の高まり、ウイルス変異の弱まりなど、我が国においてもようやく収束の兆しが見え、従前の生活が戻ってくる気配が感じられるようになってまいりました。

さて、政府の地震調査委員会は、今後30年以内における南海トラフ巨大地震が起きる確率はこれまでの70%程度より、より高い70から80に引き上げ、2018年2月に新たに公表をいたしました。滋賀県の震度は6弱から5強と想定されています。専門家は、地震への備えを進めてほしいと警鐘を鳴らしています。

さて、南海巨大地震が起きれば、野洲市民病院はどうなるのでしょうか。市民の命を守る義務を負う行政の病院整備に一刻の怠りも許されません。今どきの執行部提案「50年先を見据えた新たな病院整備の推進」は、ある意味、さすがとの思いで注目をいたしました。しかし、示された資料には、表紙のスローガン以外にその文言を、私が見落としたかもしれません、発見することができません。本来なら、このスローガンに見合う整備基本計画が骨子とならなければならないと私は認識します。また、そうでなければ、フェイクスローガン、うそのスローガンと位置づけられても仕方ありません。まず、この点について所見を伺います。また、スローガンに見合う考え方があるのなら、それについても問います。

○議長（荒川泰宏君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

鈴木議員の50年先を見据えた病院整備の推進スローガンに見合う整備基本計画を骨子とすべき所見についてにお答えをいたします。

今回、ご提示いたしました野洲市民病院整備基本計画の成案に向けた新たな方策は、市長執行部として熟考した内容を報告し、新たな整備推進方策等について提案したものでございます。ご指摘の整備基本計画は、今議会で修正予算をお認めいただいた後に作成してまいる予定でございます。当該スローガンを本旨とする今回の新たな方策をベースにその精度を高め、評価委員会や市議会での審議を経て、丁寧に合意形成を進めようと考えているものであります。

また、このスローガンに込めた思いについて申し上げますと、野洲市の町全体のありよ

うについて 50 年先を見据えるということは、まず 1 つは具体的に将来の建て替えを見据えたものであり、そして何より、子どもたちの未来に責任を持ち、希望ある持続可能な町を創造するということであると考えます。新病院整備は駅前にぎわいづくりという課題にも直結する事業となっておりますが、この 2 つの大きな課題を共に早期に実現させ、笑顔あふれる野洲市にしたいという思いで掲示したところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 50 年先を見据えた新たな病院整備の推進となっております。前段に私が申し上げましたロシア軍によるウクライナ侵攻、そして日本の円安、そうしたことが誰が想像できましたか。誰も想像できないでしょう。そういう事態が起こっている昨今、ましてや 5 年先、10 年先が見えないというような状況の中で、50 年先を見据えたというその表現、こうしたもののはどのようにお考えなのか、どのような計画で 50 年先を見据える、そういうことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 再質問につき答弁させていただく前に、今さきの答弁させていただいた中で、「今議会で補正予算をお認めいただいた後に」というところを「修正予算」というふうに申し上げてしまいました。「補正予算をお認めいただいた」ということに訂正させていただきます。

そしてまた、今、50 年先というものをどういうふうに捉えているのかということをご質問なんですけども、病院の耐用年数は、鈴木議員もご存じのように、39 年という比較的短い耐用年数なんですけども、やはり 39 年ではなく、40 年、50 年先には建て替えをせないかんというような事態が必ず起きると思います。そういうものも含めて、この病院整備に関しては、建て替え用地も考えた上で整備していくべきではないかなと。でないと、また今度、今の現野洲病院のように、狭隘過ぎるとか現地建て替えは無理だとかということがないように、そういう混乱が起きないような整備の仕方を見据えた上でということも含まれているということでございます。ご理解いただきますようお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） この問題はいろいろと後で申し上げますが、まずはその 50 年先、例えば 10 年先、20 年先、今の現野洲病院で院長が努力していただいたおかげで、国からのコロナ助成金、実に 1,000 万円からの黒字を出していただいております。本

本当に私は感謝を申し上げたいと思います。

ところが、郊外へ持っていった場合、その収支シミュレーションが、今のこの野洲病院と同じようなシミュレーションで推移していくのか。いや、今の市民病院は2次医療ですよ。大概郊外に持っている病院は何らかの形で特化した病院なんですよ。2次医療で特化も何にもしない、ましてや人口の少ないところへ持っていく。これも後で申し上げますから。ですから、収支シミュレーション、大赤字になったときに市からの持ち出しというのはかなり要ると思います。そういうようなことを鑑みてみると、どのようにお考えなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かに鈴木議員がおっしゃることはよく分かるんですけども、いまだかつて駅前以外での収支シミュレーションを策定というんですか、検証されたことがございません。したがいまして、郊外と言われるところ、駅前以外のところでの収支シミュレーションにつきまして、今回の補正予算をお認めいただけたら、そのようなものもしっかりと検証していきたいなというふうに考えております。

そしてまた、以前も言いましたですけども、駅前のBブロック等を今整備しようご提案させていただいているところでも、車で6分離れたところ、どういったらいいんでしょう、郊外というような概念は私は持っておりますので、十分同じような収支シミュレーションは取れるのではないかというふうな希望は持っておりますけども、皆さんにお示しするだけのそれをこれから検証していきたいと、立証していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 市長は郊外でないとおっしゃいますが、誰が見ても郊外ですよ。それは市長の考え方と私の考え方とが違うということで、誰が見ても郊外です。車で6分ということは郊外です。

では次に、提案の整備計画は多くの問題点がありますが、今議会で一定の重大なミスジヤッジ、すなわち建設場所の選定間違いを指摘します。

さて、国立社会保障・人口研究所の将来推計によれば、2008年をピークに、2060年には32.3%減と推計しています。しかし、野洲市は幸いなことに、市統計資料による推計では、2022年5万693人、2047年には5万502人と、適度の都会性と利便性に恵まれ、住環境、経済活動環境の両面での評価もあり、ほぼ横ばいと推計され

ています。しかし、2060年では国内人口32.3%と大幅減の推計、野洲市もそれに見合う減少を見込まなければなりません。野洲市の65歳以上の人口比は、2022年で28.6%、2047年、42.6%と加速的に増加をいたします。市の推計となっています。

次に、提案の病院立地の利便性検証には、オーソライズにされている数値と認識しますが、徒歩、自転車、シニアカー、いわゆる自力来院者の比率が19.4%とされています。19.4%といえば、来院者のほぼ5人に1人が自力来院されております。野洲市人口5万人の19.4%、ほぼ1万人の市民がこの恩恵を享受できることになります。シャトルバスで補える安易なものではありません。人口密度の高い場所に病院が立地しているという証であります。

さて、将来人口は、野洲学区以外は漸減と推計、それは実感として納得であり、駅前市有地をメインに病院立地選定することが衆目の認めるところでございます。

次に、65歳以上の推計人口割合を引用してみると、22年28.6%、32年37.1%、47年42.6%、著しい高齢化傾向が見てとれます。この点からも、市民にとつても自力来院可能な立地を選定してあげるのが市の考えではありませんか。もちろん全てを検証したわけではありませんが、整備立地は、高い人口密度、好ましい利便性、付加する行政施策が少ないこと、特にそういうことが肝要であります。自力来院19.4%は郊外型立地では望むべくもなく、おのずと不適であることが認識されます。

また、市立病院は健全経営が大前提、駅前で整備すれば経営シミュレーションは極めて容易であり、健全経営の結論を導き出すのは容易であります。しかし、整備立地は、市の中央部を選定したと自負されていますが、地図に物差しを当てて選定したような人口密度が極めて低い立地では、経営シミュレーションは誠に困難、仮定、仮説の積み上げとなり、砂上の楼閣、検討、議論に値するシミュレーションにはならないと私は確信します。

施設建設を伴う病院施策は、全市民に等しく医療を提供することは可能ですが、立地的に等しく満足していただくことは困難であります。言い換えれば、人口密度は高く、利便性の高い駅前を含むエリアでの病院整備が市民に寄り添うものであり、行政として、最上級の選択、最上級の有効投資であると私は確信しております。

そこで問います。地図にスケールを当てて整備位置を決定したとも取れる温水プール跡地での病院整備選択はミスジャッジでしょう。今なら間に合います。市民の皆様から、後々よかったですなと思える病院を整備しようではありませんか。市長の所見をお伺いいたし

ます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問、温水プール跡地での病院整備選択の所見についてお答えをいたします。

新たな整備場所である温水プール跡地は、市街化区域の人口集中地区にも隣接しており、野洲駅北口からは車で約6分で到達できる利便性の高い場所であるとともに、幹線道路を通じて、市内各所からの車でのアクセスに優れています。

ご質問のとおり、市立野洲病院への外来患者の交通手段検証結果では、徒歩、自転車、シニアカーでの来院者は19.4%であります。そして、自明のことですが、当該集団の7割が野洲学区の方であり、近いから自転車や徒歩で来られているということだと思います。しかしながら、今回の新たな整備場所も、特別委員会の資料でお示ししたとおり、徒歩圏域に一定の人口集中地域を有しております、将来市街化区域に編入する可能性があるエリアでございます。現状、この辺りの方は車やタクシーで来院されていると考えられますが、新病院においては徒歩で来院されることになると思われます。

申し上げたいことは、確かに現状では徒歩圏域の人口は野洲駅周辺地域より少ないエリアではありますが、それ以外の地域にもたくさんの野洲市民、特に高齢の野洲市民が散在的にお住まいだということであり、野洲中心部のみに焦点を当てたものではありません。それよりも72.9%の方が車やタクシーで来院いただいている現状を考えますと、狭い野洲駅周辺に立地させる場合より、市の中央で市内全域から車や介護タクシーなどでスムーズにアクセスでき、駐車場や車寄せも確保できる新たな場所のほうが通院利便性が向上する可能性があると考えております。

なお、ご承知いただきたいこととして、決して現在の徒歩通院者や車が利用できない方を軽んじているわけではありません。車で来院できない方や野洲駅に近い地域の市民の通院手段としても、野洲駅から送迎バスを運行する計画であり、これについても基本計画の中で、一定具体的に計画をお示しできたらと考えております。新たな整備場所周辺の優れた環境は、ケアミックス病院にとっては強みであり、野洲市民病院が目指す病院像の実現を図ることが可能であり、総合的に優良な整備場所であるため、ご提案申し上げているものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 19.4%の自力来院者、送迎バスを運行されるということで

すが、私は北口から送迎バスを運行されるという思いをしております。そうした場合、北口まで徒歩で行かれる方、自転車で行かれる方、シニアカーで行かれる方、そういう方たちのストップヤードはどうなるんですか。そういうことまで計算に入れておられると私は思うんですよ。そうじやなかつたら、この 19.4% は切捨てになります。こうしたことなどをどのようにお考えですか。

そしてまた、今の自力来院されている方は、市長、これは市長が答えてください。この分析は市長にあるんですよ。市長が答えてください。今の現野洲病院だったら、自力で来られて、ワンドアですぐ冷暖房の効いたところへ入れます。環境が全然違います。こうした方たちを見捨てるということは絶対にしないでください。再答弁をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現在 19.4% の方が徒歩なり自転車なりで通院されておられる方を見捨てるというような感覚で申しておるわけではございません。送迎バスにしても、今、どこからという想定、これもこれから検証をしていく内容と認識しております。恐らく北口からになる、北口からが一番、本数も多く出せるのではないかなどということは考えておるんですけども、まだこれも決定したわけではございません。

19.4% の方を見捨てるわけではないんですけども、それ以外の市民の方もたくさんおられるということを再認識していただきたいんですね。駅前のほうは確かにたくさんの人口の方がおられるということは認識しているんですけども、本当に遠いところへ車で 10 分、15 分のところへ、そして 20 分離れるようなところへ持っていくんでしたら、そら郊外やないか、遠いんやないかということは確かに出るとは思うんですけども、野洲のおおむね中央ということを、やっぱり考えていただいて、私が中主のほう、三上のほう、篠原のほうをずっと回らせていただいて、市境のところ邊にお住まいの方から言われたんですけども、当初言われたときには、ここはまんじゅうの皮なんやということをよう言わされました。当初、まんじゅうの皮ってどういうことですかと、あまり聞き慣れん言葉でしたので、大分前の話んですけど、もう端っこやと、何にも誰も構ってくれへん場所なんだと。市でも真ん中ばかり、あんこうのほうばかり言うてるやん。これでわしらはずっと不満を持ってるんやというような話を聞きしたときに、まんじゅうの皮かと。その地域とまた違うところへ地域、これは今年に入ってから行ったところなんんですけども、その方からも、ここはまんじゅうの皮なんやと、同じような発想をされました。市民病院ですから、やっぱり市民が等しく利益を得る、そしてまた病院へ行くのにも行きやすいという場所を

選択するというのは、私たちの務めではないかなというふうに私は思っております。

だから、決して 19.4% の方を見捨てるなんてというようなことは考えておりません。何かの手立てをして、それから少々は不便になる部分があるかもわかりません。でも、今現在、まんじゅうの皮やと言うておられるところにお住まいしておられる方は、やっぱり不自由を感じておられます。そういうことも、やっぱり考えた上で中央で整備すべきではないかなというふうに考えたわけでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） いや、その話は私どももよく聞きます。それはそれとして、それはその地域その地域の特色ある村づくり、まちづくりというんですか、そういうことを今までやってきていると思います。ただいま市長がおっしゃっている部分については、以前に私がいつだったか忘れましたが、各学区別人口と野洲市民病院の利用者の割合を出していただいた経緯がございます。そうしたときに、その各学区の人口より野洲病院へ来院されている方のほうが多いといった事実があるんです。今、これを資料として出してくれと言ったら、今、それはちょっとまだ令和3年度の何で、出ていないというようなことで、ちょっと今の新しい資料はありませんが、こうしたこと、それはなぜかと言や、やはり巡回バスやら、商業バス、様々な交通手段を使って来院されておるという実態がその当時浮き彫りになっております。

そしてまた、例えば温泉プール跡地で造っても、例えば兵主学区の吉川辺りになると、当然、私が申し上げましたように、コミュニティバスを利用して行かなければなりません。今のお年寄りが若い方に病院まで送ってくれとか、そういうことを言えない時代なんですね。やはり、若い方、夫婦は皆働きに出ておられます。こうした余裕は全くないわけです。ですから、やはり公共交通手段が整っているところは一番最優先されると私は確信を持っております。

じゃ、時間がないので、次に行きます。

立地に関しての再質問を行います。駅前整備まちづくり全体に係る市民の声を俯瞰視の項、1行目中段から2行目にかけて、市民のほか、駅前整備のまちづくりに関わる計画を担当する職員等は、長年、当該矮小な範囲で発想、発現するにとどまっていたのではないかと仮定しましたとあり、この整備構想は、寝食を忘れ、市民へのコンセンサスを図りつつ、成案へと導いた担当職員の功績は誠に大きいものがあります。しかし、栃木市長は成案を歯牙にもかけず、担当した市職員の矮小、すなわち視野が狭く、ちっぽけな範囲、

発想と言っておるような、矮小というのは人間の体で言や、小さいとか何かが劣っているとか、そういうような表現でございます。整備計画をまとめ上げられた市職員さん心底をいかばかりかと察して余るものがあります。この文言は、愚弄も甚だしく、パワハラの何でもないものと私は認識しております。提起した文言の真意、また当該案件に関わった市職員さんへのわびとねぎらいの言葉はございませんか。市長、お答えください。

○市長（栢木 進君） ちょっとお待ちください。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前9時30分 休憩）

（午前9時31分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 矮小という発言でございますけども、駅前と市直営と中核的医療を守るという3点がパッケージとされ、駅前でなければ市は病院を整備しないという過去に出た文言に対して矮小という言葉を使わせていただきました。今、その当時、一生懸命病院整備をBロックで進めていたおった職員に対して申し上げたものではなく、労はねぎらいたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） やはり、行政が出されている文章ですので、文責は市長にあるわけですから、そういうような活字は使わないように、今後特に気をつけていただきたいと思います。

さて、整備立地の提案は市長にあるが、決定は議員の議決です。全ての責任は議員にあるわけです。議員の皆さん、熟考の上、良識ある1票行使しようではありませんか。

では、次に入ります。

都市計画法第43条の建築許可はいつになるのか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この件に関しましては、担当部長より申し上げさせます。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 手続のお話でございますので、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

3点目のご質問、43条の許可についてお答えをさせていただきます。

新たな整備場所につきましては、市街化調整区域にございますので、都市計画法第43条の許可等を得て、建築確認申請、建築工事着工というような流れになるものでございます。手続といたしましては、工事着工前の許可等が必要となるものでありますことから、現時点においてお示しをしております全体スケジュールにおきましては、基本設計を実施している段階で、同時期に許可を得る予定をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 都市計画法第43条、これ、私が感じるのは特に調整区域です。片や桜生ですか、あそこで一戸建て住宅が建ちましたね、ユースホームですか。その市街化区域でさえ、43条の許可を取るのに3年も5年もかかっているんですよ。市街化区域でさえですよ。ましてや、調整区域の場合、そう簡単に下りるものなのか。そうしてまた、昨日の答弁でもありましたが、その敷地内で調剤薬局も含めてという、そういうような答弁がございました。そういうようなことを併せると、私は43条の許可はそうたやすく下りるもんじゃないと認識をしておりますが、どうなんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まず、鈴木議員のご質問、再質問にお答えをさせていただきますけれども、今、鈴木議員おっしゃいました、例として挙げていただきました開発許可の例でございますけれども、その折につきましては、29条の開発許可という手続が含まれておったというふうに記憶してございます。今回提示をさせていただいておりますのが、既存の宅地並みの敷地においての手續でございますので、29条ではなしに、43条の建築許可という手續に入っていくというようなことでございます。

したがいまして、手続論といたしましては、若干期間も違いますし、十分対応できるものであるというふうに考えておりますのと、併せて、この許可を得るために県の開発審査会等の議を経る必要がございます。その審査会に付議するためには、市の各種計画等の整合も図っていく必要がございますので、それを事前の中で各種計画においても十分検証してまいりたいというふうに考えてございます。

もう一点、薬局のお話、昨日もご答弁させていただきましたけれども、これを一体的に含めてということではなくに、敷地としては別建てをさせていただくということになります。仮に体育館敷地の一部を薬局にということになりますと、これは事業者の方において同様の許可申請をしていただくというような流れになりますので、一体的にやるという

ものではございませんので、ご承知おきください。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） よく分かりました。でも、薬局は事業者によって許可を取るということでいいわけですね。

次、4番目に入ります。

地質調査、62年4月、深度15.5メーター、以降、建築基準法の改正が行われているが、提案の病院に適用できるのかと問います。

また、温水プールには建設時に支持杭72本が打たれ、令和3年4月1日から令和3年5月13日の間に、この支持杭は抜かれております。病院の具体的建屋の提案はないが、温水プールと比較して格段に重量差がある、その対策はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 4点目のご質問、地質調査結果による温水プールとの重量差についてお答えをいたします。

今回確認した資料は、昭和62年4月に実施された野洲町立総合体育館新築工事地質調査の結果を示す地質柱状図でございます。建築工事を計画する段階におきましては、予定地周辺の既存データを参考資料といたしますが、今回の資料は、その調査位置から新病院建築に係る一定の判断材料としての精度は高いと考えております。設計段階において、構造計算を行い、基礎杭の工法を検討し、基礎杭の本数や杭径を決定していくものでございます。

参考としてですけども、駅前Aブロック病院での当初計画においては、杭長が12メーターで、杭径、杭の直径でございますが、90センチから1.4メーターまでのものを82本施工する計画であったものでございます。

なお、今後詳細な地盤調査を実施し、液状化対策の必要性や工法等についても判断していくこととなります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） この支持杭72本については、当時、この打設方法はディーゼルハンマー式じゃなしに、セメントミルク注入でこの支持杭が打たれていると思います。そうしたときに、この支持杭が抜かれた後、杭は抜かれてもセメントミルクの固形が地下

12メートルからのところにあるわけなんですよ。セメントミルクが固まる。そうすると、固体になったその部分を液状化現象で浸食していく可能性が十分にあると思います。こうしたことを考慮されているんですか。だから、セメントミルクを注入したその部分を除去していかなければなりません。そうじゃないと、浸水は、液状化現象は非常に高くなります。例えば、石の下に水が通ると、石の下の土はえぐれるのと一緒にです。こうしたことでも頭の中に入れておかなければ、あそこは家棟川の下流なんですよ。そして中ノ池川、こうしたところなんです。だから、よほど液状化現象には注意を払っていかなければなりません。こうした対応はいかがなものですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まず、セメントミルクで対応されていた経過等でございますけれども、少し詳細についてはちょっと承知をしておらない部分がございますけれども、特に液状化対策につきましては、今後その工法におきましても、詳細な地質調査を実施しまして、可能性を十分検証の上、工法を決定してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、杭の工法につきましては、冒頭、市長のほうからもご答弁させていただきましたとおりでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、既存のボーリングデータの確認から、ボーリングデータの深度によりますと、十分支持層になり得るという層であるというような結果、さらに構造計算を進める際に確認をしてまいりたいというようなこと、これらにつきましては、我々申し上げている内容でございますけれども、参考に学識経験者の先生方のほうにも問い合わせをさせていただいております。近日中にそのコメントを頂戴できるというふうに確認をしてまいりますので、そのことを含めて、また改めてご報告をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、液状化対策につきましては、地質調査を行った上で、具体的に液状化試験を行つて、必要に応じて対策を行っていくというものでございますので、ご承知おきいただいたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 支持層が12メートルから13メートルのところに分布しているというところです。ちなみに、支持層まである、それがずっと支持層で固まっていると

いうわけじゃないんです。礫層というのは、ある程度はあって、その下はまた粘土質です。
支持層の厚みというのは、それは計算に入れておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 今回参考にさせていただきました62年当時の調査結果でございますけれども、当時の調査地点におきましても、数か所の調査地点がございます。その数か所の調査地点を類推する中で、この支持層につきましては、水平的にその支持層が広がっておると、安定した地層であるというふうなことを含めて、専門家の先生のほうに照会をかけさせていただいているところでございます。また、近日中にご報告をさせていただけるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） この地盤調査の資料を見てみると、こんなもん、天眼鏡で見てもなかなか分かりづらいので出ておりました。非常に解釈するのは難しかったです。やはり、こういう資料はきっちりしたもので上げていただくことをお願いいたします。

次になります。

造成工事や周辺道路の整備、新たなインフラ整備費用も必要、その対策は。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 5点目のご質問、インフラ整備費用と対策についてお答えをいたします。

体育館裏駐車場を候補地として検討した際には、市道を拡幅した歩道設置や上下水道の改修、盛土の必要性等のインフラ整備費用のほか、文化財調査の必要性も見込まれましたが、新たな整備場所として温水プール跡地を設定したこと、優位点はそのままにこれらのいくつかの課題をクリアできる場所であり、想定していたインフラ整備費も合理化できることとなりました。

そのほかの整備費用としては、新たな方策として、提案した資料にも記載しておりますが、地盤改良工事として約3,000万、体育館屋外排水改修、体育館外階段撤去・新設工事、周辺舗装撤去等の外構工事、準備工事として約1億5,000万円を想定いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今、市長のインフラ整備で1億5,000万、特に昨日の岩井

議員の質問にもありました、体育館の外階段、ああいう部分も含めて、病院整備以外のもので上がってくるということも、これはもう最低で1億5,000万、これ以上にかかると私は思います。

次に入ります。

立地適正化計画（平成29年3月）に初版作成した後、新病院整備に関する交付金（国交省）より10億5,000万円のうち1億5,371万3,000円受け入れ、また今回、都市機能誘導区域外で計画することにより、病院事業債と同様に10億7,000万の返還が必要となり、国に対する信用度が低くなると思うが、今後の対策の考えは。

それと、せんだって、3週間の前です。週刊誌の見出しを見ておりますと、今後新しく住宅を購入する、今後新しい地域で住まいをするという方には、やはりその立地適正化計画が正常に行われているところを選択していくほうがいいというようなことが載っていました。ところが、野洲市はこれと正反対です。文化施設の統廃合、また病院は郊外に持っていく、全く正反対のことをされているわけですね。立地適正化計画に反することをされております。

そうしたことを踏まえて、今後、やはり国に対する信用度というのが全く地に落ちてしまします。例えば、交付金にしたかて、病院債にしたかて、病院債は起債として扱っていますが、金利は0.01%ですやん。本当にこういう大きな事業をする場合、国のような制度を使ってやっていかなければ、市民の税金だけでは絶対成り立ちません。またそして、交付税算入は約3億を見込んでおられましたね。10年したら30億ですよ。20年したら二三が60億、そういう制度をうまく活用しや、市民に負担をかけることなくできるわけです。こうしたことの考え方を、市長、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員、ただいまの質問の中で週刊誌のくだりについては通告がございませんので、答えられる範囲で答弁をお願いします。

市長。

○市長（栢木 進君） 6点目のご質問にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金は、市が策定した立地適正化計画に基づき、病院等の公共的な都市機能を郊外から市の中心部に設定した都市機能誘導区域内に集中化させる場合に、必要な費用の交付を国から受ける国土交通省所管の交付金でございます。野洲市では、平成28年度に立地適正化計画を策定した後、市民病院整備に関する交付金をこれまで1億5,371万3,000円を受け入れており、今回、都市機能誘導区域外の新たな整備場所で

計画することにより同額の返還が必要と考えております。

こうした対応について、国に対しては、県を通じて、その都度状況説明を行っており、鈴木議員よりご心配いただいております件につきましても、一定のご理解をいただいております。特に立地適性化計画のコンパクトシティーの考え方沿った計画の見直しの必要性についても、その検討予定も含め、丁寧な説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 住みやすいまちづくりのナンバーワンというのは、その立地適正化計画内にまずは市民病院がある、そうしたことを一番に挙げております。こうしたことによく心がけていただきたいと私は思います。時間がないので、飛ばします。

7番に変わります。

令和3年度市立野洲病院の収支状況は。入院4万3,291人、外来6万827人、決算見込額速報値で13億5,000万円の黒字見込み、新型コロナ休床補助金を除くと約1,000万程度の黒字見込み。

令和4年4月のコロナ患者受入れ病床を除く病院稼働率は84.9%も高く、病院関係者の努力に敬意を表する次第です。提案の病院は郊外型。車での来院が基本となるため、診療科によっては周辺病院と競合することになる。病院経営において収支面が合うのか、また苦戦が予想される。対策はいかがか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 7点目のご質問にお答えをいたします。

まず、現状の市立野洲病院における外来患者の交通手段検証結果から、JR野洲駅を基点とする公共交通である路線バスや電車を利用されるのは外来患者の5%程度と推計されております。このことから、新たな整備場所も通院利便性に関してはこれまでの駅前の計画と遜色ないと判断するとともに、車利用の通院患者が大半を占める現状に照らし、市内全域を対象に通院利便性はむしろ向上する可能性があります。車で来院できない方や野洲駅に近い地域の市民の通院手段としても、野洲駅からの送迎バスを運行する計画であり、医師等スタッフの通勤手段の確保についても同様に考えております。

こうしたことから、病院経営の優位性について、新たな整備場所も遜色ないと判断でき、経営成立の可能性や病院のコンセプト、医療機能などについても大きく変わることはなく、むしろ新たな整備場所周辺の優れた環境は、ケアミックス病院にとって大きな強みとな

るとともに、市民ニーズにかなった病床等運営を常に行うことで、病床稼働率を最適化し、入院収益を向上させ、経営にプラスに作用するものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今、市長の答弁がありましたが、私の周辺でもぼちぼち免許返納をされている方がたくさんおられるんですよ。車で来院来院とおっしゃるけれど、そういうような形態というのは、今後免許返納される方がどんどん増えてきます。そうした場合の対策は送迎バスだけで済むとお思いですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 野洲市だけではなく滋賀県全体が車社会の県あり、町あります。なかなか免許を返上されておられる高齢者の方もたくさん増えてきているというのも事実ではございますが、やはり野洲市全体を見ますと、なかなか高齢者になられても、公共交通機関だけではなく、家で自動車を持って、それで80歳を超えて、やはり車がなければというお声もたくさんございます。そしてまた、鈴木議員が言われるように、免許返上をされた方に対してはどうなのかということですけども、公共交通のさらなる検討は必要であるとは考えております。今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 一般社会がそういう方向で動いておるということをお忘れにならないように、頭の中に入れておいてください。

次に行きます。

社会資本総合交付金の交付がない状況。病院事業債の償還に課題についても、市の資金ショートすることなく対応できる可能性がある。検証結果の報告と郊外で開院した場合の行政措置はいかようになるのか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 8点目の交付金がなくても資金ショートせず対応できる可能性の検証結果と郊外で開院した場合の行政措置についてのご質問にお答えいたします。

野洲駅前の病院整備計画に係る病院事業債に関して一括償還の調整方針をお示したとおり、県と継続した協議を現在進めています。具体的には、駅前A、Bブロック用地の民間による活用を早期に立案することを前提に、市の一般会計に一定の財源が確保できると見込まれる時期を見据えて、病院事業会計の現金残高を原資に一括償還をする方向でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今、資金ショートの件で駅前のAブロック、Bブロック、Cブロックの民間活用による収益を見込んでということですが、なかなかそうは簡単にいきませんよ。そういう施策、仮定的回答はやめていただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 仮定と言われたら仮定かもわかりませんけど、計画は計画でございますので、計画を立てた上でそれを進めていくということで前向きにしております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 駅前のAブロック、Bブロック、Cブロックは市民の財産ですから、そう安易に売却とか、そういうことを考えないでいただきたいということです。

次に、10点目を抜かして、11点目に行きます。

最後に、4月27日水曜日午後3時より総務常任委員会所管事務調査を市立野洲病院の老朽化に伴う確認及びそれに係る病院経営、医療行為等の支障の有無について、同病院職員より聞き取り調査と現地確認を行いました。今回の調査により、雨漏り、給水、排水関係、入院環境等、劣悪な環境の下、病院長をはじめ、医師、看護師、職員の皆さんのが力を合わせて尽力していただいている姿に感謝するしかありませんでした。

そうした中、新型コロナ補助金を差し引いても約1,000万円の黒字を上げていただいております。このような病院で働いている関係者、入院患者にとっても一日も早く新病院を建設することが最重要課題だと痛感しました。

また、災害対策で一番必要なのは地震対策です。新建築基準法のI_s値は最低でも0.6以上でないと欠陥建築です。当院のI_s値は0.88、これは旧御上会です。今年度予算でI_s値の調査をされるということですが、このI_s値をどのように認識し、どのように対応するのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 10点目を飛ばして11点目と申されましたけど、10点目でござりますね。

当院東館のI_s値をどのように認識し、どのように対応するのかというご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、当院の東館は、旧御上会が実施された耐震診断において、I_s値で最も低い数値が0.388となっております。この数値は、現基準では、大規模地震が

起こった際に倒壊の危険性がある数値であると認識しております。よって、新病院整備を行うことにより、抜本的な解決を図る必要があると考えております。しかしながら、それまでの間は、現在と同様に現病院施設を継続利用していく必要があること、また旧御上会の診断から約17年が経過しているため経年劣化等も把握する必要があると考え、今年度中に専門業者による耐震診断を実施し、その結果に基づく複数の耐震補強計画案も提示いただくこととしております。今後、これらの結果を踏まえ、新病院整備まで現病院を維持するためにできる対策を考えてまいります。

このように、一日も早く新病院を整備しなくてはならないという鈴木議員のお言葉にもございますように、ぜひとも今回提案しております計画に賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） I s 値は、国交省、厚労省では0.6です。そして、文部科学省においては、やはり子どもたちを守る、そして避難場所であるということからI s 値は0.7に上がっております。そうしたことを踏まえて、今、市長が耐震補強ということでおっしゃいますが、前段に申し上げましたが、地震速報値の中で滋賀県は5強から6弱というようなことで報告されております。5強の地震が起これば6弱、今の東館はもたないです。この前、研修に行ったとき、ちょっとした震度1か2ぐらいの地震で、東館が揺れていたなというようなことをちょっと職員さんほうから聞いたことがあります。ですから、新病院、私は温水プール跡は反対ですよ。笑っていたらあかん、真剣に話しているのに。一日も早い、現野洲病院の耐震補強をされるんですか。どうですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 先ほども申し上げましたとおり、耐震結果によって、耐震補強計画案も提示いただくことになっておりますので、最良の計画によって整備する予定をいたしております。一日も早く新病院を整備するのには、やはり私どもが今提案している計画にご賛同いただきたいということを改めて申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 野洲病院の東のほうから外壁を見てみると、野洲病院の構造は外柱が1本もないんですよ。野洲小学校みたいに外柱があると耐震補強が簡単なんですが、そういうような状況の中でなかなか耐震補強というのは難しいと思います。こうしたこと考慮に入れてやっていただきたいという思いです。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 耐震補強につきましては、確かに外柱があるとブロック工法等々あるということをお聞きしております。しかし、耐震補強もかなり技術的に進んでいるということもお聞きしておりますので、いい提案があれば補強したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○13番（鈴木市朗君） ありがとうございました。終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

それでは、これより質問を始めさせていただきます。

本日、私のほうは、まず住民参加のまちづくりについて質問をさせていただきます。

「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」、これは野洲市まちづくり基本条例の前文に書かれている言葉であります。そこで、栢木市政における住民参加のまちづくりについて質問をさせていただきます。

野洲市のまちづくりにおける最高規範とはどのようなものか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員のご質問の1点目、野洲市のまちづくりにおける最高規範はどのようなものかについてお答えをいたします。

野洲市におけるまちづくりにおける最高規範は、野洲市まちづくり基本条例第30条の規定により、当該条例であります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今おっしゃったとおり、規範というのは、じゃ、何かということなんですけれども、判断、評価、行為などのるべき規則、基準ですね。これに従って行動するべきであるというものが最高規範です。それがこのまちづくり基本条例となっております。それにおいて、総合計画とか住民参加、いろんなことがうたわれております。

そういうことを前提としまして、お話をさせていただきたいんですけども、先日、市長が出された新病院案については、野洲駅南口周辺整備構想とはかけ離れたものとなりました。ホームページにおいても、この南口周辺整備構想について平成30年以降更新が止まっております。最新で言うと、昨年にBブロック案を出されたときに、これを整合す

る形でというので、内容を少し変更されたかなと思っているんですけども、その辺の経緯とかも公開されておりません。このまちづくり基本条例の中でもしっかりと市民に説明しなさいということが書かれておりますが、これ、されていないのはなぜでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 議員ご指摘のページは、平成24年度からの構想策定の経緯や平成30年度当時、整備の方針が決定していたCブロックの交流商業施設の具体化に向けた経緯を掲載しております。昨年8月の都市基盤整備特別委員会で提案させていただいた構想の一部見直しについては、関連する予算をお認めいただけず、事業実施に至らなかつたため、当該ページの更新はしておりません。現在、市民病院の整備地変更により、構想については見直しが必要となりましたので、今後、検討委員会を設置して、見直しを進めることとし、その会議内容については掲載したいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今のは、回答がちょっとよく分からんんですけども、Bブロック案で基本計画を出していますし、その前の説明で、構想に関しては基本的に議決事項ではないんですけども、全協等で示されて、我々も理解をして、そういう形でいきましょうということで進んでいたと思うんですけども、それはどういう認識でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

先ほど、市長が答弁の中で申されましたけれども、確かに一部見直しということを議員の皆様に特別委員会でご説明のほうをさせていただきました。それに伴いまして、次の動く段階といたしまして、予算を8月議会のほうに上程させていただきましたけれども、それをお認めいただかなかつたのに、その計画だけを成案化して、そこに載せるということになってきますと、関連の予算が通っていない、その一部見直しをもって、次に進む予算をお認めいただけなかつたのに、その見直しを見直し、決定というような形で載せるということはいかがなものかということで、そこで載せていません。

その後、11月議会にまた次の予算のほうを整理のほうをさせていただきました。それで予算のほうを通していただきまして、いわゆる債務負担行為ということで、現年から翌年にかけて事業をさせてくださいということでお認めをいただきました。それをもって、いわゆる決裁行為を行って、見直しを、いわゆる成案にして、そこから本来進めるべきなんですが、いわゆる予算をお認めいただいたのは12月の末、それから年が明けてその手

続をやる段階で、これもご説明させていただいたと思うんですが、いわゆる病院の整備に関して熟考になる。熟考になるということは駅前の構想の中の病院の位置づけを熟考するということで、それがまだ定かになっていないときに、またそのAブロック、Cブロックのそちらのほうを動かすと言うと話がややこしくなるので、同時に駅前の整備のほうも凍結する。その続きに新年度予算についても上げないということで、いわゆる議会のほうでお認めいただいたその予算が執行できないという状況になっておりますので、その段階で事業、構想そのものをそこに上げるのではなく、今までの経過につきましては、3類も含めて、議会のほうにお示しさせていただいた内容は都市基盤整備の、そちらのほうに情報としては上げさせていただくと、そのような形で整理のほうをしておることでございます。

以上、答弁とします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今説明してもらった流れは当然、分かっていますが、それが市民の方とか僕らが見るにしても、どこにどういうふうにあるのかというのはいろんなところにばらばらに飛び散っていたら全然分からないし、南口の構想はどうなっていくのかというのを見たら、絶対そこを調べるじゃないですか。そこに一連のそういう市長の考え方によってころころ変わっている経緯とかも当然載せておかないと、当然、その後、我々が議決とか、こういう判断するの根拠にもなりますし、そういうのは市民の人にもちゃんと分かるようにしておいてもらわないと、何でこんなことになっているのかというのは理解できないとちゃんと、情報公開という意味でも理解できないと思います。

だから、その執行できなかった予算とかははっきり言って、これは市の責任じゃないですか。僕らは予算を認めているのに、できませんでした、やりませんでした、こんなん、普通だったらおかしいです。予算を認めてくださいと言って出しているもの自らひっこめているんですから。だから、それがおかしいということも含めて出すのが本来の情報公開じゃないんですかということを言っているんですが、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、私は先ほどこちらのほうの議会の特別委員会のところに、ホームページのほうに載せておるということは申し上げましたけれども、南口基本構想のそちらのほうで追いかけてもそこの分がリンクを貼られておりませんので、市民の方には分かり

にくいというようなお話もございますので、今後その部分は分かりやすいホームページの掲載ということで検討のほうさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） お願いいいたします。

次へ行きます。

駅前のこの構想は非常に多くの方が時間と労力をかけて積み上げてこられたものです。大分もう時間がたってしまいましたが、そもそもこちらの、なぜこうやって時間をかけてつくったか、その背景や目的を理解されているのか、市長、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 市民活動を拠点施設用地として買い取った駅前の土地について、市民の思いと専門家のノウハウを融合させ、駅前のポテンシャルを最大限活かせる提案づくりを進めるために時間をかけられたと認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そのことについて市長はどういうふうにお考えですか、この構想については。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 駅前構想につきましては、どのように考えているかということですけども、基本的な考えだと、皆さんがあなたが積み上げてこられた構想ですので、その積み上げてこられた市民を中心とした構想であるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今回、何でこの住民参加のまちづくりというのやったかというと、基本的にこういう、普通の会社であれば、社長のルールでやつたらいいんですけど、基本的に町とかこういう政治においては、国であれば憲法がまず第一にきますよね、ある意味、このまちづくり条例というのは、市にとっての憲法みたいなものです。理念、行動規範ですから、こういうのに基づいて計画や構想というのを組み立ててきているわけです。今おっしゃったように、市民、専門家、いろんな人が使って、つくったもの、だからそれに従って執行していくのが市長である栢木市長の仕事なんですよ。これを、結局、筋論なんですよ。ほんで、これに、いや違うんだと、この構想を、自分の構想とは違いますよと言うのであれば、まずその構想からちゃんと変えていかないといけないのに、その手段である中身の部分、例えば病院もそうですよ。そこからありきで考えるからおかしくなっちゃう

んです。今で言うたら、この質問の2、この中で言っていますけれども、この構想では、読んでもらっていると思いますけど、病院とはっきり書かれているんですよ。これは市民みんなでつくったものですよ。前の市長が1人で勝手に決めた話ではないです。そういうものを無視して、さっき枝葉の部分をつくって、後で幹を変えていこうなんということは、これ筋としてどうなのかというのは、僕はすごく思うんですが、これ、市長どう思つておられるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 構想があつて、それに、その構想に基づいてというのはよく分かるんですけど、やはり社会情勢、いろんな問題、いろんなことが重なり合つて、時点修正をしていかないかん部分は、やっぱり出てくると思うんですね。一旦、もう決めたことは、言うてみりや、市長が替わろうが、誰が替わろうが、そのまま進めしていくというほうが乱暴ではないかなと。やはり、その時点時点で、一番、市にとって最良な方向を見定めた上で進めていくべきということでの時点修正はあるというふうに感じております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 時点であれば、僕もそれがある程度の修正はよいかなと思います。でも、幹に関する部分は、やはりそこの合意形成が必要ですね。だから、それをありきで決まってから合意形成するというのは違うんですよ。要は、まだ案の段階、もうこういうので、みんなどう思いますかというのを、やっぱり示していかないと、こう決まっていきますから、これでいきますから、これしかないですから、これで、それに合わせて整合性を取っていくという言い方をされているんです、ずっと、政策調整部長も市長も。整合性を取るというのは、決めたことに対してつじつまが合わないからつじつまを合わせにいくというのが整合性を取るということです。構想を変えるのは整合性を取るということと全然違います。構想に合わせて整合していることをするのがあなたの仕事なので、そこが筋として間違っているんじゃないですかというのを言つてます。

時点修正で言つうならば、前の議会のときに、我々は、いや、AからBに、それはもう駅前の構想の中では時点であろうと。みんなはそんな反対しませんでしたよ。反対を多少してきた人もいたかもしれないんですけど、大枠としては認めたと思っています。そこが全然違うんですよ、今回出されたものとは。その認識をお聞きしています。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 今出させていただいた病院整備に関しましては、明らかに時点修

正というふうに私は思って出させていただいております。根っこがどうのこうの言われるんですけど、根っこは変わっていないと思うんですけどね、駅前の構想に関しましては。ただ、いろんなところでの市民、今、ちょうどその市民説明会等々を行いながら、市民の皆さんとの声とかいろんなものをお聞きしながら、私どもが出している、執行部が出している提案をご理解いただくようにということで、やっている最中ですので、整合が取れるようにというのは、当然、今の野洲市にとっては、新たに出している整備場所というんですか、整備がいいもんだというふうに確信した上で出させていただいているということで、整合とかいう言葉も出てくるかもわからんんですけども、とにかく時点修正で将来の野洲市にとって一番いいプランということで出させていただいているということです。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 時点修正かどうかというところはもうすごく主観的な話なので、これがどうこうどうこうという、これはもう水かけ論にしかなりませんが、整合性を取らなあかんことをしているという認識はしておいていただきたいです。それを言うということはどういうことかと、今は取れていないということですから。ほんで、取れていないことをしているのが、市の筋として正しいのかというのを、これ、市長は民間出身なので、あれですけど、政策調整部長、いかがですか。そうやって計画とか構想とかをみんなつくりていったものと整合していないような案を市が出てくるというのは、これは普通なんですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

今、実際働いている、いわゆる病院と駅前の構想のその2つの話の中でお答えさせていただきますと、病院につきましては、かねてからいろんな議論があって、市長の熟考になりました。その熟考の結果、市のはうとしてはこのような形でという1つの方策の提案を出した。それを今回補正で上げております予算をお認めいただいたら、その部分の肉づけ、裏づけ的なものを、調査の結果を8月までにまとめて、そこでまた説明をしますと。それによって、市の方策について議会のほうで判断をいただこうというようになってくる。

その判断が、今から予算をつけてそのことをやるのに、構想のほうとなってくると、市のはうも同時進行といいますか、先ほどから田中議員がおっしゃっているように、構想の中に病院があって、それが違う場所になるという提案をしていたら、構想そのものをということをおっしゃっていたと思うんですが、それを市のはうでやり出すと、病院がどうな

るか分からぬのに、先にそちらを動かすのはおかしいんじゃないかという議論も当然ございますし、そういうご指摘をいただいた議員さんもおられまして、それじゃ、病院が一定のめどが立つといいますか、先ほどから申し上げています予算をお認めいただいて、基本計画の修正をして、それに基づいて今の方策、その場所を市のほうとして提案したそれを議会のほうでもお認めいただく、その見通しがついた段階で、構想の見直しに係る予算についても次期議会のほうで上げていって、追いつくといったらおかしいですけども、確定しない段階で次のものを探すような意味合いもございますので、そういうようなことで、一步、あるいは半歩遅れたような形で構想と病院の関係性を進めていこうと、そういうような考え方の下で、今回やっているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 途中で構想と計画がごっちゃになって、行ったり来たりしているので、すごく分かりにくいのは分かるんですが、だからそもそも構想もあるのかな。あるんです。構想に従ってするのが筋じゃないですかというのを言っていて、病院ができるできないとかというのは、だってまだ提案もされなかつたじゃないですか。それは勝手に思っているだけの話であって、何でそれに基づいて提案されないのかというのを聞いているんが、それはおかしくないですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 再度、お答えさせていただきます。

ちょっと私の説明が不十分で申し訳ございませんけれども、病院、今現在、方策のほうを示させていただいている。その方策は、今の駅前から違う場所になっていますね。駅前の現在ある構想につきましては、駅前に病院があると。この駅前の病院を仮に構想のほうがもともとあるのだからそちらのほうの検討が先で、それが決まってからというお話ですね。ではないですか。

○2番（田中陽介君） この構想があるか決まっているんですか。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 今も現在あるじゃないですか。

○2番（田中陽介君） あるんですか。

○政策調整部長（赤坂悦男君） はい。ありますね。それを先に見直せということをおっしゃっていませんか。現在ある構想を、構想だから、先に見直せということをおっしゃっているように私は理解したので、それをやってしまうと、そこの裏に、次の動きがある、

病院の話がまだ何も定まってへんのに構想のほうを触るというのはおかしくないですかと
いうようなことを私どもが考えましたので、一旦、方策として出させていただいている病
院のそこの部分をお認めいただいたことを受けて、駅前から病院の機能というのが、お認
めいただいたそれでなくなる、なくなった後の構想をどのように見直すかということを議
論するという順番で考えておるものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） いや、病院がなくなったから、なくなった構想をつくりましょう
ということですね。今、赤坂さんがおっしゃっているのは、病院がこちらに決まつたら、
それはもう病院がなくなったんだから、なくなった構想でつくりましょうねと。でも、も
ともとは、ここに病院があつたらいいねという構想をみんなでつくったわけじゃないです
か。じゃ、そこの意思はもう無視ということですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 確かに、今おっしゃっているその病院のという構想の中
の機能ということで病院は確かに入ってございますけれども、それを取りやめて、病院を
造らないではなく、病院機能は駅前からなくなりますけれども、地域医療の確保とい
うことで、病院のほうは整備するということで、場所の違う案を提示させていただいています。
それが1点。

もう一つ、その構想の中で病院がなくなったことで構想後というお話をあったと思うん
ですが、さきの答弁でありましたけれども、単純に機能の病院をなくすというよりも、そ
こに健康とにぎわいということのコンセプトがございますので、その健康という機能をそ
こにつけることによって、全体的なコンセプトとしての健康とにぎわいというものについ
ては保ちつつ、そこで再度検討させていただきたいというようなことで、さきの答弁でも
させていただいたと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 市長の答弁も赤坂さんもそうなんんですけど、非常にこれ、今まで
のこの構想に携わってきた人に非常に失礼だなと僕と思ってしまいます。やはり、それだ
けの時間をかけてつくったもので、それでも全部こちら都合じゃないですか。市都合、
今の市長都合で全部かき回して、それに合わせてお願いしますというのが今のスタンスな
ので、何でそうなるのかなというのはすごく思います。

これ、4番にも関わってくるんですけれども、市民参画、産学連携等、多く時間をつぶってやってきました。これ、市長のさじ加減一つでどうとでもなるもんなんですかというのを市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 駅前構想は私のさじ加減でどうとでもなるようなものではございませんし、しようとしたこともございません。しかし、策定から7年以上経過し、当時と状況も変化していることから、今後、構想の見直しを進めたいと考えております。

なお、見直しに当たっては、検討委員会を設置し、これまで積み上げてきた基本的な考え方を尊重してまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ですので、ある意味、熟考されている間に、例えばこういう駅前の、じゃ、駅前が駄目だから熟考されたのもありますね。だから、そういうところも含めて、本来ここで構想の話とかを皆さんとやっておけば、その中で、例えばいろんな、ここに関わってこられた先生方や委員の皆さんとかにも、駅前に病院がなくてもいいんじゃないとか、そういうような話がちゃんと合意形成できているのであれば、それはそれで1つのエビデンスになると思うのでいいんですけど、そもそも根拠がないんですね。外に病院を建てる、何に基づいて郊外、あそこに建てるのかというところもないで。市民参加も全然されていないですし、ここに住民がどういうふうにそこに関わっていくのかというところも含めて、やはりこのまちづくり条例に、規範にしていないねとすごく思います。

これ、もう条例違反、憲法違反に等しいので、本当改めてほしいと思うので、それに伴って、5番へ行きます。

20条には、「市民は、主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます」と。ここ、栢木市政が始まってからパブリックコメントを除いて、一般市民に開かれた住民参画の場はどのようなものがどれぐらいありましたか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 田中議員の5点目のご質問にお答えさせていただきます。

市民に対し政策等において意見を伺う場としては、具体的な例を挙げますと、まちづくりトーク、行財政改革に係る市民説明会、市民病院整備に係る市民懇談会、文化ホール3施設の集約化検討市民説明会を開催、または開催の予定をいたしております。また、市が主催ではございませんが、野洲市自治連合会役員会等においても必要に応じて政策等の説

明を行い、意見を伺っているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ちなみに、市長は住民参加とか市民参画というのを進めたいというふうに思っておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木進君） 市民参画のまちづくりをどのように考えているかというご質問でございますが、非常に重要なことであるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） どういうものというか、進めたいと思っていますかと聞いたんですけど、これから何か、これからというか、これまで多分、市長から何かアクションをやられたんですか、進めていくための。何かまちづくりトークとか住民説明会とか、割と今までやっている、同じような感じで、特に何も新しいものはないと思うんですが。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 野洲市の重要課題である病院整備に関しましても、今現在、第1回目が済んだところではございますが、市民説明会、懇談会等々を行っておりますし、行財政改革につきましても、市民説明会等々を行っております。一応、こういう形のものが執行部として固めました、これを市民皆さんにご提示いただいて、ご意見をいただくという形が市民が参画していただきやすいというふうには考えておりますが、そういう形で今後も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） この市民参画はすごい地方政治では1つの課題とされていて、議会でも当然そうなんんですけど、いろんなところがいろんな条例をつくったり、何やかんやでやっています。本当に本腰を入れてやらないと絶対できないんですよ、今までと同じようにやっていると。そのやる気があるのかなというのを聞きたかったんですが、何かほんまにやっていくのとか、それとも今までのようだにというか、トップダウンじゃないんですけど、市が決めてというのは、ほんまに市民の意見を酌み上げてみんなでやっていこうと

いう感じで進めていってもらえるという、今の話はそういうことでよろしいですか。何か手を打っていくという意思であるということでおよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたが、市民参画、市民のご意見というのは、やっぱり聞いていかないかんということは考えておりますし、現に進めて、開催等としております。ただ、何にもない形の中で、病院を造りたいんですけどいかがでしょうかなんてな話で市民にお聞きしても、市民一人ひとりの意見が出て、まとまるものではないというふうに思っております。今まで、じゃ、トップダウンのような形で言われますけど、やはり根拠となる、提案できるような成果物があつてご議論いただくという方向でないと、なかなか市民説明会といつても説明しようがございませんので、やはりそういうものが今回はきちっと自信を持っていたものができたということで、市民説明会をさせていただく運びになったということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今の市民説明会の話なんですけれども、例えば今回の病院の説明会、これ、トピックスに、ホームページでも上がっていないんですね。LINEのプッシュ配信も恐らくされていないのかなと思います。集約化とか行財政はされていたと思うんですが、これはなぜでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） すみません。特に具体的にその部分につきましては抜けておりましたので、速やかに対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） だから、その市民参加というのも、都合よく、自らの参加してほしいタイミングだけ何かお願いしますと言って、参加してもらうもんでも多分ないんですよ。やっぱり、このまちづくりというのを市と市民と議会とかも含めて、みんなでやっていくという日常的な延長でしか本当の市民参加は多分なくて、都合のいいときだけ使おうというのは虫がいいので、本当にそういう日頃の情報発信とかを丁寧にやっていかないといけないと思います。

次へ行きます。

民間の知恵と力というのを市長のスローガンで言われていました。民間の知恵と力を、

やっぱり使われて、今までどういうふうにされたのかよく分からないんですけども、使うための仕組みというか、そういうのを今の野洲市の中にどういうふうにできているのかをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 民間の知恵と力を活かすためにどのような仕組みをつくっているのかというご質問でございますが、民間の知恵と力を活かすために民間事業者や大学等を含めた様々な主体と連携し、それぞれの視点からアイデアや工夫を取り入れ、地域課題の解決や住民サービスの向上を図る官民連携を推し進めているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） それはそのためにどういうことをされているんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 野洲市における官民連携とは、現時点では官民連携事業の推進のために地方ブロックプラットフォームやサウンディングへの参加や大学との包括連携協定もそれに当たるものと捉えております。

なお、民間の力を活かすということであれば、小規模保育事業者の参入により、待機児童の減少が図られたことも挙げられます。

また、今後ですが、給食センターの運営についても民間の知恵や力を活かすべく、その手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） サウンディングとか、包括はともかく、民間委託というのは、やっぱり一番メインになってくるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 民間委託だけではないと。委託も含まれるのかもわかりませんけども、委託というよりも、やはり民間のいろんな、いつも言っている、何かあれなんですけども、民間の知恵というのは、協議しているんな意見を聞いたり、大学からの意見、そして企業さんからの意見、そしてまたその関係者というんですか、様々な問題がありますので、病院問題だけではございませんので、そういうご意見をお聞きするということが民間の知恵をお借りする1つではないかなと、大きな手段ではないかなというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 私が聞きたかったのは、そういう民間の人が気軽にそういうアイデアを持ってきたりとか、相談したりとかというのができるようなそういう仕組みを何かつくられているのか。例えば、窓口であるであったりとかプラットフォームがあるであつたりとか、そういうのが仕組みだと思うんですけど、栢木市長の知り合いが言ってくるといふのは、それはもう全然オープンじゃないので、そういうのじゃなくて、本当に誰もがそうやって参画して、アイデアとかを、いろんな知恵を欲しいんですという、やっぱりPRをしたり、そういうことをしないと、そんなん集まってこない、自分の利益を考えている人しか多分集まってこないので、そうじゃなくて、こういう町にしたいから一緒にやりましょうよというようなアピールは必要だと思うんですよ。そういう仕組みがつくられていますかという意味で聞いています。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 仕組みなんですけども、一応、野洲市においたら、企画調整部が窓口になって、いろんな情報収集したり、企業訪問したりとかいう形で、企業だけではないんですけども、情報収集をして、1つの庁舎の中にそういうもんを設置してもなかなか一般の方、民間の方が来ていただけるというのも少ないかもわかりませんので、やっぱり出向いていくというのも1つでもありますし、いろんなところでのお話があれば、またお聞かせいただきたいという宣伝はいたしております。

そしてまた、新規事業というんですか、企業さんが、例えば野洲市で事業を起こしたいとか野洲市に工場を移転じゃないけども新築したいとか、そういうことも今後あり得るだろうということで、今、副市長をトップに吉川部長がメインになって、横断的なチームをつくって、それを今後進めていこうというような計画も今出始めております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） それでは、僕が今言わせてもらったような、みんなが参加しやすいような仕組みができていくという期待をさせてもらってよろしいんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） そういうことで、プロジェクトチームをつくって進めていこうということで申し上げさせていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。

それでは、ちょっとこのまちづくりの関係でもう一つ、先ほどというか、昨日もそうな

んですけど、結構矮小矮小という言葉を、やたらみんな言っているんですけども、病院、駅前とか何かそういうことを、あれは、だから結局、構想に書かれていることで、ある意味、市の職員がそれに基づいて行動するのは、僕は普通かなと思っていて、それから外れていくというのが、それを起こしていくというのは矮小なのかというのは非常に思うんですけど、そこはどういうふうに思うんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 矮小という言葉は過去の話でございまして、パッケージという言葉も当時ございました。そういう形で、もう駅前でしかなかったら、もう病院を造りませんよというような風潮になって、選択肢が狭められたような提案もあったことを指して言っているわけでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 選択肢を今まで狭めてきたので、それは狭まっているやろうというのが、私としては思います。それが市の意思決定だと思うし、そうやって狭めてきて、方針を決めていくのが方向性だと思うので、それに従ってやってはるだけだと思いますから、それはそういうものだと思いますが、認識が違うので、これは置いておきます。

あと、このまちづくりにおいて、市職員もまちづくり基本条例に書かれております。みんなに能力を発揮してほしいということで、先日、赤坂部長が、若手職員が集つていろんな会議をしていただいたということなんんですけど、これ、ちょっとどういう規模で何回ぐらいされたのかなとか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） すみません。回数あるいは人数については、ただいま資料を持ち合わせていませんので、入手次第、お答えのほうをさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。通告になかったので、また後日教えていただけたらと思います。

では、次の質間に移りたいと……。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員、2点目の質問に入るところでございますけれども、ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○2番（田中陽介君） それでは、2問目の小中学校、幼稚園におけるマスクの着用について質問させていただきます。お願いします。

この2年間、マスクはコロナウイルス感染症を可視化するものとして、非常に大きな役目を果たしてきたと感じております。マスクの有効性への疑問や危険性を訴える声はデマや少数意見として全体の統制の下に無視されてきて、マスクをしないことはあくまで特例というふうに何か進めてこられたような印象があります。野洲市議会においても市民の方からマスク着用の自由化の請願を出されましたけれども、これも否決されてきました。

しかしながら、ようやく5月4日、文部科学省から「厚生労働省『マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて』及び『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスク着用について改めてご留意いただきたい点をまとめたのでお知らせします」という事務連絡が全国に回りました。

感染がすごく多かったときにマスクの徹底を希望する保護者の声が非常に多かったということを教育現場の方から聞いております。そのために現場も非常に敏感になって、必要以上にマスクの指導が半ば強制に近かったのではないかというふうに思っております。これ、今回の宣言や、そして直近では文部科学大臣が先日、会見を行って、相当強い口調で、マスクは即命を落としかねないと、非常に命に関わることですので徹底してくださいというような会見をされました。

僕はもちろん、去年の9月議会でも、このことについて質問しておりますし、マスクができる限り子どもたち、大人も含めて、できるだけ必要なところでは外してほしいなと思っているんですけども、この際に非常に注意しないといけないのは、今までの2年間で多くの方の間でこれ、常識になっちゃっているんですね。これを解除するのは非常に難しいなというのを思っております。また、学校の先生としゃべってもそう思いました。

やはり、子どもたちにとっても、何がどう変わって、外していいのか、そもそも何でつけないといけないのかとかも科学的な理解とかエビデンスというのも割と曖昧な中、取りあえずつけなさいということで、我々の市議会とか全体が大体そうなんですが、雰囲気でもうつけるものだというふうになってしまっているというのもあって、これを理解できなままに取れと言われても、これまた逆のストレスになるなというふうに思っております。非常に丁寧な説明と科学的根拠に基づく危険性の問題、空気感染はマスクでは防げ

ないことなど、正しい理解が必要かなと思っております。マスクは当たり前というのではなくて、必要に応じて、花粉症であったり、風邪を引いているとか、風邪を引いたら休んだらいいんですけど、そういう必要に応じてするものであって、生まれたときはマスクをせずに生まれてきますので、当たり前にならないことが大事かなと。教育長も、やはり自ら考え、生きる力を身につけるというのを野洲市の教育の基本と置いておられると思いますので、まず大人たちもそれを実践していかないかと思います。

そこで、質問させていただきます。この厚生労働省や文科省の出す情報について、教師、教諭、保育士、そして保護者及びスクールガードさんや学校関係者において、共有、理解する時間やその仕組みというのはしっかりと取れているのかということを確認させていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、田中議員の2問目のマスク着用についてのご質問のうち、1点目の情報共有の仕組みなどについてお答えをいたします。

国が出す情報につきましては、その都度、こども課から各園に、そして学校教育課から各学校へ通知をしています。例えば、先日、5月24日付のマスク着用に関する文部科学省の通知はすぐにメールで学校園に通知をしております。そして、6月1日の校長会で登下校、それから体育、外遊びなどはマスクを外すように積極的に声かけをする、そういう直接指示をしています。また、先週末、先ほど文科大臣の記者会見だったと思いますけれども、6月10日付、先週金曜日ですが、マスクと熱中症に関する通知が出ております。これにつきましては、週明け、おととい、6月13日月曜日の臨時校長会で指示をしております。

このように、メールと印刷したものを送付して周知したり、園長会、校長会、あるいは教頭会、校長会は月1回、園長会も月1回なんですが、校長会の2週間後、大体間に教頭会というのをやっておりますので、そういうなんを利用して、情報共有をしたりしています。また、保護者さんへは、園や学校を通じてお便りなどの紙媒体の配布、それから一斉メール、あるいはホームページなどを活用して、周知を図っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　ありがとうございます。

今、学校の皆さんにはあったんですけども、例えば学童とかスクールガードさんとか、

そういうたたきで支援していただいている方々への通知とか説明とか、そういうのはどういう形でされていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） スクールガードさんにつきましては、メールという方法しか今のところ手だてがないので、一応メールは送っていただいておりますが、何分全員見ていただいているかというと、そこはちょっと課題があるかなというふうには思っております。

学童については、こども課のほうから。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 今、教育長の答弁にありましたように、各校園、それから民間の園にも速やかに情報の提供と保護者さんへお知らせをさせていただいております。学童につきましても、社会福祉協議会のほうに情報提供して、保護者さんは学校と共通ですので、学童のほうに、指導員等に周知はしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

私も子どもがいますので、お便りのほうで書かれているのを確認しました。今、PTAでキントーンを導入されています。あれは野洲全体なのかな。あれは中主だけですかね。野洲。ちょっと分かれば教えていただきたいです。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） ちょっと把握をしておりませんので、また調べて、後ほどお答えします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。なぜ聞きましたかといいますと、いろんな情報を共有できる媒体となっておると思います。なので、このお便りは確かに、こうしましょうねみたいなのがあるんですが、その根拠となる、例えば厚生労働省はどんなことを言っているかとか、そういうのを親がしっかりと、国がちゃんと言っているんやというものを理解してもらうと、またちょっとハードルが下がるのかなと思いますので、何かそういうのも、媒体があれば情報はできるだけ流していただくのがいいのかなと思いました。

次、2点目に、今度は子どもたちの認識や情報を更新するのは、今、授業のときに声をかけていただいているとあるんですけども、もうちょっと丁寧に、何でそういうのかみたい

なことを説明する時間とかはあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の子どもの認識や情報更新の仕組みなどについてお答えをいたします。

学校では、第1波のときからマスク着用についての考え方や外したほうがよい場面について、子どもたちに具体例を示しながら、その都度、説明をしています。多くは、学級担任が朝の会とか帰りの会、あるいは体育の授業のとき、それから保健体育の授業等で児童生徒の発達段階に合わせて説明をしています。また、学年集会とか、あるいは全校集会の場で保健担当の教員から話をする、あるいは学年主任からというふうなことで、子どもたちにも、できるだけ根拠をちゃんと説明しながら伝えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

例えば、今のいろんな時間で説明されていると思うんですけど、例えば子どもたちからそれに対して、単純な疑問であったりとか、そういう声はあるんですかね。例えば、エビデンスで見せると子どもが全然死んでいないとか、何か重症化していないとかというのはあったと思うんですよ。その中でも何かすごいやりなさいと言われた時期もあったし、何かそういうのに対して、どういうふうに子どもたちが受け止めていたのかなというのは、今思ったんですが、そういう中身というのは分かりますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 私は子どもの声を直接は聞いておりませんのであれなんですが、子どもたちを通じて感染が広まるという例もございますので、家族を守るという視点も校園では話をしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） はい、分かりました。

それでは、3つ目へ行きたいと思います。

各校の今の対策での課題認識や今の状況というのはどういうふうになっているか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3つ目の各校の課題認識や対策状況についてお答えをいたしま

す。

現在、学校では熱中症対策を優先して取り組んでいます。そして、できる限り、例えば手洗いや換気をするなどの対策で感染予防に努めるという、併せて実施をしております。しかし、熱中症予防のためにマスクを外すように指導をしても、外さない児童生徒が多いのが現状でございます。学校にポスターを掲示したり、あるいは外したほうがよい場面では担任が積極的な声かけをしたり、特に体育とか、そういう場面ではするようになります。ただ難しいのは新聞にも載っておりましたけども、2年余り、3年近くなりますので、マスクが顔の一部であるというか、そういう認識の子どもたちが非常に多くて、今も登下校含めて指導しているんですが、なかなか外してもらえないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　私も今、現地調査といいますか、校門の前でちょっとみんなの様子を見たりとか、擦れ違う中高生とかを見ていても、やっぱりすごい、まだみんなマスクしていて、5%も多分外せていないかなという感じなんですね。なので、ある意味、つけるときと同じぐらいの熱量がないと外せないと外せないと外せないと。ただ、それをつけるときも多分ストレスだったし、外すのもまたそれに輪をかけて恐らくストレスだと思うので、本当そこのある意味メンタル的なケアというのがすごく難しいなというのは私も思っていまして、それに対して、今現状、なかなか外せていないということはあったんですが、どういうふうにしていこうという感じですかね。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　まずは、体育とか外遊びとか、そういうときには、外ですので、それは積極的に外しましょうという担任とか関係の教員からの声かけが一番かなというふうに思っております。ですから、教員自身も外して、モデルを見せるというか、そういうふうなことで少しづつ広げていくのがいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　ありがとうございます。

今、教育長おっしゃるとおり、大人の対応というのはすごく大事だなと思います。やはり、大人が取っていないのに、子どもは多分取れないでしょうし、黙食とかもそうですけ

ど、大人は居酒屋でマスクを取って、わいわいお酒を飲んでいるのに、子どもは学校でしゃべらずに、つい立てがあって、1人で食べなさいとかというのも、それはそれでもよくみんな言うことを聞いているなと思うんですけど、そういう、やっぱり社会と隔絶しているというのは教育的にも精神的にもよくないと思うので、大人がやっていることは当然、子どもは見えていますし、そこを大事にしていただきたいなと思います。

あと、そのスクールガードさんというのもすごく、その情報の更新ができていない可能性もあって、やっぱり子どもは怒られるのが一番嫌なので、そこはどういう形でスクールガードさんとか地域の方々にお知らせ、それはもう教育長だけの問題ではなくて、多分市としての取り組みだと思うんですけども、そこ、市全体、市長なんか、その辺の周知は何かお考えはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市の考え方と申しますと、厚労省等々が言っていることなんですが、特に子どもに関しましては、教育委員会のほうでしていただいているということでございます。私は市長の立場でなく、スクールガードの立場で申し上げますと、通知をいただいておりましおり、子どもさん、やはり何人かは、数人は前からつけなさいというときからしていよいよお子さんもいましたけども、決してスクールガードが何でつけてへんのやとか、そういうことは多分、私のエリアではあまり聞いたことはないんですけども、推奨しているだけのことであって、つけるのも自由だし、外すのも自由だというふうに私は考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

もちろん、今、市長がおっしゃったとおりだと思います。ほんで、今、市のホームページを見ていても、厚労省のあれを一応リンクで表面に張ってもらっているので、例えば市の、今、防災とかのああいうLINEとかでも、その辺の熱中症、危ないのでこういうのを徹底してくださいねという意味で、情報を送るとかも全然ありなのかなと思います。また、検討していただけたらと思います。

では、次へ行きます。

すみません、4番、先ほど、教育長に聞かせていただいたので飛ばしていただきます。

次、5番へ行きます。

5番、マスクをしないなら会話をするなとかマスクを外すならみんなとは別室という指

導を行われていたというのを聞いておりますが、やはりそこまでかというところも含めて、こうした指導というのはこれが標準なのか、たまたまそういう形だったのか、どういう形なのかなとちょっと気になっておりますので、答弁をお願いします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　田中議員お話のような指導が万が一あったとすれば、人権上、非常に極めて問題があるというふうに言わざるを得ないです。ただ、今のところ、市内の校園や学校園で、このような課題のある指導があったというのは教育委員会では把握をしておりませんので、分かった場合は、そこは改善を至急したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　これは前の請願のときの、保護者の方が、娘がこういうことがありましたよということをおっしゃられていて、これは市内の中学校の話なんんですけど、マスクを外して、別室へ行って、何か呼吸をして、ほんで帰ってきてつけなさいとか、そんなことを言われるんです。その点はちょっとと思っていました。まだ、やはり認識として問題があるということでしたので、そういうことないようにしていただきたいですし、やはりこれも教師の皆さん方が非常に恐れられていたんだと思うんです、教室からコロナ感染者を出すこととか、コロナ感染者というか、PCR陽性を出すことを非常に恐れられていた。これが、そういうのも社会的なものもあるんですけども、風邪はみんなが引きますし、インフルエンザだってみんながなりますし、そういうところを恐怖で縛るじゃないですけど、そういうのが一番怖いなと思っていまして、教師の皆さん自身も学校も僕らもうですけど、その辺の認識が必要かなと思っております。

また、次、6番へ行きます。

この黙食、さっきちょっと触れましたけれども、黙食はどうなんですかね。これからも続けていかれるんでしょうか。このリスクのことも含めて、飲食店からのクラスターは今すごい少ないんですね。そういうこともあって、本当にどうなのか、子どもの成長に対してどうなのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、6点目の黙食についてお答えをいたします。

議員お話しのように、児童生徒の年代からしますと、重症化リスクというのは非常に低

いというふうに言われています。ただ、感染リスクが低いかどうかはまだ検証がされていないというふうに認識をしています。また、今回の第6波では、県内の新規感染者は10歳未満と10歳代が36.9%と大体3分の1ぐらいというふうにデータが出ております。また、感染経路不明の割合も小中学校で大体半分、5割というふうに占めております。さらに、市内の中学生、6歳から15歳に当たる子どもたちの昨日までの直近1か月の感染者を調べたんですけども、市内全体では250名の感染がありまして、そのうちの50名が中学生に相当する年代の子どもたちがあると。ちょうど2割というふうな状況です。就学前を入れますと、もうちょっとこのパーセンテージは上がるのかなというふうに思っております。以上のような状況から、現在も文部科学省の衛生管理マニュアルを基に校園では対応をしておるというふうな状況です。

また、議員お話しのように、黙食をいつまでも続けていいというふうには決して思っておりませんので、これからも感染状況を見て、また国からのいろんな情報を基にコロナ対応を、随時変更を含んで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） よろしくお願ひします。先ほど言ったように、大人はレストランとかで普通にもう外して、わいわいしゃべっていますので、それも勘案していただきたいと思います。

次、7ですね。

7番、子どものマスク着用や野外のこととか、これ、ちょっと資料があるんですけど、これが最新で出されたアドバイザリーボードのやつですね。こういうイラストを使つたやつが結構出ていますので、こういうのは非常に分かりやすいなと思います。こういうのを活用して、市や教育委員会にぜひ情報提供をしていただきたいと思いますが、そういう分かりやすい伝え方という工夫をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目の分かりやすい資料の活用についてお答えをいたします。

今ご提示いただきましたこういう資料でありますとか、あるいは県がしております資料、特にイラストとか視覚的に訴える資料を県、国から来次第、各校園に送付をしています。それを基に子どもたちに指導しているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今月、学校における子どもの健全な育成を求める請願ということで、319名の方の署名とともに、これは長浜市議会に提出されました。これはいろんな市の方が関わっていたりするので、1週間ぐらいで集められた数だと思うんですけども、経済や高齢者の命を守るために子どもの学校生活に過剰に制限をかけるというのはちょっと違うのかなと。子どもの成長や健康、教育環境を第一に考える。こういった制限というのは、自分の身を守るのは自分で基本的には守るということがベースだと思いますので、文部科学省の文書でも「地域の状況に応じて」という言葉がついているんですね。だから、絶対こうしなさいではなくて、状況を見てやりなさいよと、ある意味、すごい曖昧なんですが、でも、逆に言うと、やはりこれ、現場の皆さんの裁量の部分だと思っていて、教育長や、通常、市長も校長、長という方がその役割において、国、県とか、文科省に責任転嫁するんじゃなくて、本当に何が大事で、どういうふうにしていくのが、子どもたちやその地域のためにいいのかということを判断して決めていこうという、地方自治はそういうことだと思いますので、ぜひそういう気概を持って取り組んでいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 8点目の学校運営の気概についてお答えする前に、先ほどのキントーンについてちょっと情報が分かりましたので、お伝えしたいと思います。これは中主小学校が独自に導入をして運用されておられます。詳しいことは分かりませんけども、PTAのいろんな配信にも活用されているということでございます。

それでは、8点目の気概についてお話ししたいと思います。

議員お話しのとおり、常に子どもの成長、それから健康、そして何よりも命を第一に考えて学校運営をするというのは、最優先されるべきことであるというふうに考えています。そのための判断、決断をすることは、校園の管理職の立場にある者の当然の責務であるというふうに考えています。コロナ禍を乗り越えて、この経験が児童生徒、幼児にとってマイナスではなくてプラスに成長できるように、困難を乗り越えたんやからというふうな思いをしっかりと持って、これからの中の未来に進めるような学校教育、あるいは園での教育を進めていけたらというふうに思っております。管理職としての気概というのはもちろんしっかりと持つていかなければいけないというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○2番（田中陽介君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第10号、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は4つの項目で質問させていただきます。

まず1つ目に、野洲文化ホール3施設の集約化について質問します。

去る5月23日の全員協議会で、文化ホール3施設の集約化について、集約化検討書が出されました。今後のスケジュールで、市民説明会の開催、行政で条件整備を行い、12月議会には関連条例の改正を提案し、議会可決となれば小劇場の解体を来年3月には進めるとあります。言うまでもなく、文化施設3ホールは野洲市の文化の発信、拠点として役割を果たしてきた重要な市民の施設です。それだけにこのことについては、市民全体で在り方を議論することが必要だと思います。

そこで、1つ目の質問です。

平成31年3月に策定されました野洲市公共施設のあり方で集約化の方向が出されましたか、それ以降、この検討書が示されるまでに、野洲市の文化団体との協議はあったのですか。どのような団体とどのような協議をされてきたのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 小菅議員の大きな項目、野洲市文化ホール3施設の集約化についての1問目にお答えをさせていただきます。

文化ホール3施設の集約の検討については、公平かつ客観的な視点から実施する必要があることから、この間、どの団体とも協議を行はず、教育委員会内部で検討し進めてきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 3ホールを集約して、そのうち2つのホールを解体する。本当に抜本的な見直しで、まさに野洲市の文化行政に関わる重要なことだと思うんですが、その協議をされないまま、今、公平、客観性ということをおっしゃいましたが、この協議をされなかつたというのは、もう一度理由をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、作らせていただいたのは検討書ということですので、そこには、例えばいろんな団体さんとの意見を酌みますと、いろんな意見がありますので、そこは市の内部のほうでフラットにと言うたら申し訳ないんですけども、協議をさせていただくということで、外部的なところとは協議はさせていただいておりませんでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 去る12日に文化小劇場で行われました市民説明会では、文化協会との説明会を行ったと言われたと思うんですが、その点について、それはそうですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

日にちは今ちょっと忘れておりますけども、文化協会とも確かに協議というか、説明を行わせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） その説明会ではどのような協議をされたのか、またその文化協会のご理解というのを得られたのか、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

協議の内容は説明会と同じことでありますて、検討書をこちらから20分から30分ぐらいかけて説明させていただきました。文化協会から、意見につきましては、野洲駅前のシンボルである野洲文化ホールを残してほしいという意見が大勢がありました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 12日の説明会では、参加された方から、文化、教養は人が元気に生きる上でもとても大事であるし、健康寿命を延ばすことができる大事な分野であるとか、野洲文化ホールは野洲市の文化振興の拠点として役割を果たしてきた大事な施設であり、もちろん財政面のことでも大事だが、お金には代えられない、大きな財産を失つていいのかなど、様々ご意見が出ましたが、この市民の方の声をどのように受け止められましたか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会としては、当然、文化振興は必要で、継続するというのはもう間違いございません。ただ一方で、市として、行財政改革推進プランというのが策定されているのも1つではございます。こういった中、教育委員会としましては、悩むと言ったら変ですけど、苦しむところではございますけども、今後継続して文化振興を守るためにも、一旦、今回さざなみホールで集約化という案を提案させていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 市民説明会は17日にもう一度さざなみホールで行われますが、12日の会でも市民の方から、野洲市の文化行政がもう大きく変わろうとしているのにこの説明会をして終わりということにしてはいけないとと言われましたが、私もそのとおりだと思っております。今後、市民から出されたご意見や文化協会などのご意見を基に協議が必要かと思いますが、今後のスケジュールの中でどのように協議をされていきますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

今週、17日にもう一度説明会をさせていただいて、また広く、ほかの方の意見も聴取させていただこうと思っております。その後のスケジュールについては、市長部局とまた調整というか、協議をさせていただいて、どういうふうに進めるかというのは、また議員の皆様にも報告しながら進めたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、広く聴取をするということをおっしゃってくださいましたが、どういう形でご意見を集めますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと前の説明会でも一部ございましたけども、実際にちょっと使っておられない方にも意見を聞いてみたらどうかとか、もう少し若い方に聞いてみたらどうかというのもありましたので、何かその辺をちょっと工夫して、何か意見聴取できるような方策を考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2番目の質問に行きます。

検討書を見ますと、野洲文化ホールと文化小劇場では各公演、集会などで年間約2万人の利用があります。今回、さざなみホールに集約するということですが、これまでのような利用ができるのか、この点についてどう考えておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

3施設が1つになりますので、これまでと同様の利用はできませんけども、催物を施設の特徴や規模に合った形での開催や開催期間を分散化していただくことなどにより、ご利用いただくことが可能と考えております。いずれにしても、教育委員会は文化振興の継続をしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 結果として、長年、市民がつくり上げてきた野洲市の文化活動が縮小することにはなりませんか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

その点については、何とか工夫をして、1つの施設にはなりますけども、工夫をして文化振興というのは継続して図っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 3つ目の質問に行きます。

野洲駅南口周辺整備構想との関係ですが、駅南口周辺構想の方向性もまだ定まっていません。また、市民病院建設について市長は総合体育館のプール跡を提案されましたが、市民と議会、医師会との合意形成もまだできていません。このような状態で市民合意がなされていない中で、3ホールのうち、文化小劇場は来年から除却が計画されているのは進め方があまりにも急ぎ過ぎではないですか。市の文化行政やまちづくりのあり方を基本にした民主的な議論が必要だと考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目の民主的な議論の必要性についてお答えをい

いたします。

文化ホール3施設の集約化は、昨日の議会でも部長からお話しさせていただきましたように、平成31年3月に策定されました市全体の計画書、野洲市公共施設のあり方で示されております。そして、これに加え、今年3月に出された野洲市行財政改革推進プランでも、1施設に集約する方向性が決まっています。これを受けて、教育委員会では内部で検討を進め、今回の教育委員会案の公表となりました。

また、除却、つまり解体の時期は行財政改革の効果を高めるための施設の閉館とその後の解体を、国の有利な借り入れ制度を使うために早く行う案を示しています。ただし、野洲文化小劇場は、コミュニティセンターやすのホール機能があることから、解体についてはコミュニティセンターやすの指定管理者であります野洲学区自治連合会の意向を確認した上で、市民部への施設移管も含めて検討をしたいと考えています。

なお、市民説明会をお話のように、去る6月12日を含め2回開催するとともに、関係団体をはじめとして、多くの方のご意見を頂戴することで、民主的な議論を行いたいというふうに教育委員会では考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 私は、やはり進め方が後先ではないかと思います。やはり、進め方としては、市民病院建設や文化ホールの各論を先行させるのではなく、駅南口周辺整備構想をしっかりと策定することが先だだと思いますが、少なくともこの検討書を一旦棚上げにすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） これにつきましては、特にこの行財政改革につきましては、昨日来、市長からもお話がありますように、野洲市の喫緊の課題でございますので、これについては進めていかざるを得ないというふうに考えています。ただ、駅前構想とか、今、病院とちょうど重なった時期にこれを提示することになりましたので、そことリンクさせてしまいがちなんですが、これは教育委員会として独自にこのホールの集約化は考えてまいりました。特に一番大きいのが文化ホールですが、これが収容人数1,000名ですが、この間の説明会でもお話しさせていただいたんですが、今、1,000名のホールでいろんな催物、特にいろんなコンサートでありますとか、そういう結構有名なそういう催物につきましては、なかなか利用してもらえない状況です。大体席数が1,500から2,0

00ないと収益的にもあんまりよくないということで、昔からつながりのある催物については今のところ野洲文化ホールを使っていただいているんですが、これ以上に増えるということはございません。

しかも、築39年となりました。老朽化が非常に進んでいます。これは野洲町の時代から、本当に野洲のシンボルとしてあったものという認識は私たちも十分しているんですけども、何しろバリアフリーができていない、それから照明とかはアナログといいまして、手動でいろいろするんですね。今は全部コンピューターで全部管理する。幕についてもそうなんですが、そういう部分が、抜本的に作り変えなければいけない。そうすると、建て替えたほうがええん違うかというふうなアドバイスもいただいている。そうしますと、40数億から80億ぐらいというふうなんもありますし、しかも敷地が今3,500平米しかないんですね。先ほど言いました1,500ぐらいの席数のホールでいいますと、8,000平米ぐらいないと駄目なので、そういう意味で、そういう一流的のといいますか、そういう催物をするために文化ホールを5万人の町で持つ必要があるのかという部分で、教育委員会は課題があるというふうに考えております。

それとは別に、そういう催物については他市、あるいは他府県のところに任せて、市民の皆さんがあれを見られた場合、そのチケットを持って、補助金制度をつくるというほうがもっと効率的ではないかなというふうに考えています。

それともう一つは、市民の文化振興につきましては、今までいろんなコミセンの活用もやっていたいただいておりますので、さざなみホールは500席ですが、当面ここで何とかしきのげたらというふうに思っております。議員お話の駅前の全体構想というのが、また考えられると思うんですが、市全体で考えていく中で、市長おっしゃっているように、にぎわいのあるまちづくりについて、この文化関係の施設というのは何らかの形で、私としては、そこに造っていただけたらというふうには思っておるんですけども、これは市全体の構想の中で考えてもらえたたらというふうに思っております。当面はさざなみホール一本でいけたらというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問ではありませんが、市民説明会の参加者のご意見も紹介しましたが、野洲市の財産をどうするかというとても大きな問題だと思います。改めて、慎重な検討することを求めて、次の質間に参ります。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員、質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。それでは、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前1時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 議長からお許しをいただきましたので、訂正をいたします。

野洲病院の旧御上会の耐震の件で、I s 値が「0.388」のところを「0.8」と申し上げましたが、「0.388」に訂正したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議長からお許しをいただきましたので、先ほどの小菅議員の3ホールの集約化についての少し補足をしたいと思っております。教育委員会としましては、市内の皆さんの文化振興に全力を尽くすということはもちろんあります。その中で昭和31年の市全体の方針に基づきまして、今ある3ホールを……。

（「平成」の声あり）

○教育長（西村 健君） すみません。平成31年の公共施設のあり方という方針に基づきまして、さざなみホールに一本化するという案を出しております。先ほどから議員もお話をのように、この駅前施設関係につきましては、まだまだ駅前構想の中で今後検討されることになると思います。この駅近辺の文化振興につきましては、何らかのホール機能というものは必要というふうに教育委員会としては考えておりますので、今後検討されるそういう構想の中にホール機能をぜひとも入れていただくように、教育委員会としては提案をしていきたいというふうに考えております。

以上、補足させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） では、2つ目の質問に入ります。

加齢性難聴者に対する補聴器の助成制度の創設について質問します。

加齢性難聴は、年を取るとともに誰でも起こり得るもので、60代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上の報告があります。また、国立長寿医療研究センター

が行った調査では、全国の難聴有病者は65歳以上で約1,500万人、実に45%になるということです。耳が遠いということは目に見えない障がいです。

年だからと放置していると、外出先で自動車や自転車の音が聞こえにくくて危険に遭遇したり、災害時には警報が聞こえにくいなど、様々な危険が生じます。また、耳から入る情報が減って、脳の神経が使われなくなり、認知機能に影響を及ぼすとも言われています。

難聴になると、家族や友人との会話も少なくなり、会合に参加したり、外出する機会も減り、生活が不活発になりがちで、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、引き籠もりがちになり、それがやがて鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。WHOは聴力が中等度、中等度とは近くで話したり、テレビの音量は上げないと聞こえにくい、そういう生活に支障の出るレベルです、この中等度の人から補聴器の使用を推奨しており、厚生労働省も早期の補聴器によるリハビリが必要としています。難聴への対応を個人任せにせず、社会的に取り組むことが必要になってきたのではないでしょうか。

しかし、補聴器の購入には片耳だけでも約3万円から、高性能のものになると30万円以上のものもあり、保険適用ではないため、全額自己負担になります。年金生活の高齢者にとっては大変な費用となり、購入は諦めざるを得ない現状があります。日本補聴器工業会の調査では、難聴者の約14%しか補聴器をつけていないという調査もあります。先に述べましたように、補聴器の使用で高齢になつても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命を延ばすことで、介護保険給付や医療費の抑制にもつながるものと考えます。

そこで質問します。

1点目に、加齢性難聴が認知症及び鬱の重要な危険因子と言われていますが、その認識はお持ちでしょうか。また、現在、野洲市での加齢性難聴者は何名おられるのか、市として把握しておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、小菅議員の2番目の質問の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

難聴は高齢者の多くが直面する課題であり、コミュニケーション障がいの原因となりまして、社会的孤立や鬱を引き起こす要因となり得ることや認知症発症のリスク要因としても注目されていることは承知をいたしております。加齢によるか否かにかかわらず、難聴の程度が重い場合は聴覚障がいによる身体障害者手帳の取得に関する相談を担当の窓口で

お受けすることができます。一方、加齢による難聴で、程度が軽い場合の耳の聞こえにくさについてご相談がございましたら、医療機関、耳鼻科ですけれども、受診をお勧めすることがございますけれども、加齢性難聴の有無など、何人おられるかといった実態については把握することができないので、承知をいたしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

私は、まず行政の方自身が、やっぱり難聴に対する正しい認識を持つことが必要だと思います。2017年7月に開催されました国際アルツハイマー病会議で、難聴は高血圧、肥満、糖尿などとともに、認知症の危険因子の1つに挙げられました。さらに、2020年には認知症の予防可能な12の要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘もなされています。

このように、専門機関からも難聴と認知症の関係が指摘されていますが、私はまず行政がこの立場に立つべきだと思いますが、再度認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、オレンジレジストリとして、国のほうで、国立長寿医療研究センターを含めたところで研究がされておられて、今、議員がおっしゃいましたように、改善可能な認知症の危険因子として、今申された高血圧、肥満等と同様に、今、難聴が認知症のリスクというふうに言われていることは承知をさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 市内の高齢者の方がご自身の難聴について、状態について、把握して、次の対応を考えるためにも、また市として現状を把握するためにも、今行われています特定健診ですが、その検査項目の中に、例えば聴力検査を設けるということを市独自で設けるということはできないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 特定健診についてのご質問ですので、私の方からお答えをさせていただきます。

特定健診等につきましては、一応、特定財源も入っておりますので、今のところ独自に

その健診科目を加えるということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。

全国的にも公的助成制度の創設を求める取り組みが広がっています。国に対して意見書を送付する議会や独自に補助を実施する自治体も生まれています。現在全国で51の自治体が補助制度を創設していますが、野洲市においても加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設をしていただくよう求めるのですが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、野洲市が実施している補聴器の購入費助成につきましては、障害者総合支援法に定める補装具費として、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、購入費用等の9割、非課税世帯、生活保護世帯では全額を国の補助制度により市が支給しています。令和3年度における本制度の助成実績は17件で、そのうち65歳以上の方は13件となっております。

難聴者の補聴器購入助成制度につきましては、全国一律の基準で実施されることが望ましいことや国において認知症施策推進大綱により、認知症の予防と共生を主眼に置いた施策を推進していることから、障害者総合支援法と同様に、国の公的補助として制度化されることが望ましいというふうに考えておりますので、市として独自にやるということは現在のところ考えておりません。今後、国や県、ほかの自治体の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、市独自での制度は考えていないという回答でしたが、補聴器助成の目的は、例えば認知症対策ではありません。何より困っている高齢者を支援するためです。私も市民からいろいろお聞きしていますが、例えば電話をかけたとき、相手の声が聞きづらくて、言っていることが分からなくて、もう電話もかけたくないとか、聞き間違いで相手の話を誤解してしまって、それで人間関係が悪くなったりとか、家庭の中でももうしゃべらないでずっと貝のようになっているとか、そういうふうにいろいろお聞きして

います。そういう、やはり聞こえづらくなってきた段階での購入助成などの早めの支援が、やっぱり高齢者の積極的な社会参加や家族や地域の交流も進めることになり、ひいては、健康寿命を延ばすということが、やはり一番大きいと思います。そして、介護保険給付や医療費の抑制にもつながると考えますが、その意味からもぜひとも実施していただきたいと思いますが、再度、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君）　田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　確かにおっしゃるように、難聴、聞こえに課題がありますと、いろんな日常生活に支障が出てくるということは十分承知をいたしております。ただ、議員おっしゃいましたように、補助制度を設けておられるところの市町村の事例をいくつか調べますと、高度難聴と言われる助成制度があるのは高度難聴者なんです。WHOが補聴器の使用を推奨されているのは、議員もおっしゃっていますように、中程度の聞こえの悪い方には推奨するというようなWHOの見解もございます。そして、いろんな制度を調べますと、18歳以上の方を対象に助成制度、これは、いわゆる障害者総合支援法の隙間というか、そこを補助する、補てんするような形で補助されておられる自治体もございますし、65歳以上の高齢者に限った補助をされているところもございます。

また、先ほどの研究でも、認知症の危険因子で、中年期45から65で難聴があると、リスクが1.9倍になるといった研究もございます。それで、50歳以上に補助制度とされているという自治体もございます。ということで、その助成金額につきましても、2万円というところが一般的ですけれども、3万5,000円であったり5万円であったりといった、自治体によってばらばらな基準、金額とか、そういった対象年齢も。ですので、WHOが推奨されているところ、耳の聞こえという障がいに対する補助をしていくのか、介護保険の認知症予防でそういう助成制度を行っていくのかということにつきましては、やはり全国画一で、国ほうできちっと基準を示していただいた上で、これは認知症予防に対するものだから何歳以上できちっと介護保険制度の中で位置づけるんだとかいうふうに、一定示していただくことがまず肝要かというふうに考えております。

ですので、先ほども申しましたように、全国の県議会ですとか自治体においては、議員おっしゃっていますように、国に対して制度創設の意見書を出されておりますので、そういったことも踏まえて、今後そういう動きと国の動きについて注視をしていきたい。現在のところ、そういう位置づけが、議論がまだ少し不足かなというふうに思いますので、市としては、今のところ、現在のところ、するということ考えていないということでござい

ます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 先ほども申しましたが、認知症予防につながるということは、ひいては野洲市の介護保険給付、また医療費抑制、そういうふうにつながると思うんですが、どんな場合でも重度になる前に対策をすることで、より症状が軽くなるということで、それで介護保険の給付やら医療費が抑制につながると思うんですが、そういうふうに、早い段階で行政が中に、支援するということはとても大事なことではないかと思うんですが、すみません、もう一度、その件をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 早期に研究等、そういった治験、早期に補聴器を使用することで認知症のリスクが下がるという知見があるということは承知をいたしております。ただ、やはり先ほど申しましたように、やはりこれは制度としてどうしていくのかというところの位置づけをきちっと示していただくのが大切ですし、そういった地方議会の声を聞いて、国のほうでどのように判断されるかというところも踏まえて、今後検討はしていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 高齢化の進む中、多くの高齢者の生活を支えるために、また高齢者がもっと社会の中で活躍でき、健康寿命を延ばせるように聞こえの問題、このことについてしっかり検討していただくよう要望して、次の質問に移ります。

3番目に、国民健康保険税の未就学児の均等割軽減について質問します。

令和4年度から、国保税の全ての未就学児の均等割が5割軽減されます。市では県下でも高い国保税が今年度引き下げられ、また未就学児の均等割5割が軽減されて、共産党の議員団は毎年、国保税の引下げを求めてきましたが、一歩前進したことは大変喜ばしいことと思っています。

国保税の均等割は、子どもが生まれたら負担が増える制度です。社会保険の場合は被扶養者が増えても保険料はそのままですが、国保の場合は収入ゼロ円の子どもでも加入者が1人増えるごとに均等割が加算される制度になっており、子どもの多い世帯には負担が重くなります。全国で廃止を求める声が大きくなっています。

国保加入者は、自営業者、非正規労働者、また所得の低い世帯が多いのが現状です。コ

ロナ禍で各世帯の負担が一層過重になる中、国に一刻も早く均等割の廃止を求めるとともに、市独自の施策で当面、未就学児の均等割10割軽減を実施すべきと考えますが、見解を求めます。

そして、仮に就学前10割軽減を実施するとなると、予算はどれくらいなのかをお聞きます。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、小菅議員の国保税の未就学児均等割軽減について、1点目のご質問にお答えをいたします。

国保加入されている未就学児に係る均等割につきましては、令和4年度、今年度の課税分から均等割の5割を軽減することとする国の制度改正が実施をされたところであります。子育て世帯への経済的負担への支援策としての観点から導入されたものでございまして、軽減分につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1をそれぞれ負担するような形になっております。

国保制度は、ご存じのように、国がスキームをつくっておりまして、国に対してさらなる拡充はもちろん求めてまいりたいというふうに考えるところでございますけれども、ご質問のように、子どもの均等割軽減について、保険者の判断が拡大する可能性につきましては、令和2年12月に開催をされております国民健康保険の取組強化の方向性に関する説明会におきまして、厚生労働省から法定事項とするので、保険者による上乗せ拡大は認められないとの見解が出されておりまして、市独自の施策で拡充するというのはルール上の課題があるというふうに考えております。

また、県内におきましては、令和6年度以降のできるだけ早い時期に保険料水準を統一することを目指しまして、全市町で現在準備が進められているところです。このような時期に、たとえルール上可能であったとしても、本市が単独で保険料水準に影響を及ぼすような制度を新設するということは、道義的に課題があり、慎重に判断されるべきであるというふうに考えております。

なお、仮に未就学児について10割軽減を実施した場合、賦課期日の調定額における対象者174人、137世帯の軽減総額、これは元の5割軽減を含む10割軽減総額になりますけれども、これは約500万円でございまして、その半額の約250万円が追加軽減額となる見込みでございます。ただし、この場合の追加財源につきましては、もちろん国費や県費の対象になりませんので、全額市が負担することになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 先日、2021年度の子どもの出生数が過去最少81万人になって、想定よりも6年早く少子化が進むという発表がありました。子どもが生まれたら喜ばしいことなのに、生まれた時点で税金がかかるというのは本来おかしいのではないでしょうか。子育て世代を応援するために、ぜひとも子どもの均等割軽減廃止を考えていきたいのですが、全国的に他の自治体では独自施策として、例えば18歳以下の子どもの均等割を軽減、廃止している自治体もあります。米原市では、今年度、18歳以下の子どもの国保税を実質ゼロにする応援金の支給を決めていました。野洲市でも実施しようと思えば可能かと思いますが、改めて見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 小菅議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、米原市では18歳以下の子どもの国保税の均等割につきましては、減免を拡大するということではなくて、国保税としては一旦徴収した上で、相当額の給付金を給付するという形で拡大をされているというふうにお聞きをしております。ただ、国保税はあくまでも目的税でございます。そうですので、国保税は国保税として徴収をした上で、他の税目で給付するというのは、単に税目の付け替えになるというふうに考えておりますので、他市の制度を批判するわけではありませんが、国保の赤字を、例えば一般会計から補てんするのと同様に、本市ではあまり好ましい政策はないというふうに考えておきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。

この均等割の軽減については、全国知事会も国に要望をしています。知事会でも均等割制度については、問題、課題があるということを認識して、国に軽減を求めているわけです。知事会、すなわち地方自治体が国に求めているわけですから、野洲市でもぜひその立場に立っていただきたいと思いますが、市長自身の姿勢で可能かと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の均等割軽減についてのご質問にお答えをいたします。

6月6日の知事による定例記者会見において、県の合計特殊出生率が前年の1.50から1.46へと減少していることが発表され、知事が危機感を表明されました。私も全く同感で、より子育てしやすい社会をつくることが求められていると思います。そのため、本市では子育て支援策の1つとして、本年10月から子ども福祉医療費助成の対象年齢を拡充することとしたところでございます。

ただ、従前から子どもの医療費については、子育て支援策の観点から、本来は国の責任において負担されるべきと考えているところで、ご質問の国保税の子どもの均等割の軽減につきましても、そもそも厚生労働省が独自拡大を認めていないことも踏まえて、国の責任において制度を拡充するべきものであると考えております。

また、先ほど部長が答弁をしたとおり、現在は県内の全市町で保険料水準の統一を目指していく途上であります。市町が保険料に影響を及ぼすような独自制度を設けることについては、全県的な議論の積み上げや慎重な判断が求められると考えております。こういったことから国保税の子どもの均等割軽減の拡充については、本市としましても、今後必要に応じて県内他市町とも連携し、機会を捉えて国、県に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。

市長ご自身は、この均等割制度というものが子育て支援に逆行をするものであるということについての認識というか、ご意見はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 認識というか、考えなんですけど、先ほど申し上げましたとおりでございます。これは国から制度として考えていただくべきものだというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 10月から福祉医療が6年生に拡大されるということになって、市長ご自身の姿勢が、やっぱり子育て支援にということで、私たちは大変評価しているんですが、やはり国の制度ではありますけれども、このように他の自治体では市長、首長の判断で独自の政策をされています。野洲市でも均等割軽減についてぜひとも検討というか、実施をお願いしたいと思います。

以上、この質問は終わります。

次に、4つ目の質問です。

市内幹線道路の歩道の除草及び生活道路の補修について質問します。

まず1点目に、夏に向かい、どの地区でも歩道の草が繁茂してしてきました。毎年、担当課に除草を要望いたしまして、市道は市担当課、国道、県道の場合は国、県に要望していただいているが、例えば県道の場合は、1年に1回というふうになっているとの返答でした。今、市内、順次除草作業をしていただき、中主学区の幹線道路の除草もしていただき、他の地区でもですが、安全になりましたが、除草前はかなり草が繁茂し、歩道が狭いところでは特に自転車通学や通勤をされるとき、歩道がさらに狭くなって、大変危険でした。また、景観上も大変見苦しくて、ポイ捨ての温床にもなっていると思います。このような状態の歩道は市内各地に多くあると思いますが、市として除草などの安全管理、点検はどのようにになっているのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 小菅議員の市内の道路の安全対策についての1点目のご質問にお答えをいたします。

県道の除草作業につきましては、ただいま議員もおっしゃっていただきましたように、道路管理者でございます滋賀県が行っておられまして、原則年1回とされておりますけれども、通行量、危険性などを勘案した上で、2回目の除草をしていただいている路線もございます。市といたしましては、引き続き継続的な県道の維持管理を滋賀県に要望してまいりたいと考えております。

次に、主要な市道の歩道、路肩等の除草処理につきましては、シルバー人材センター、または民間業者、地元自治会等に作業を委託し、適正な管理に努めているところでございます。除草作業の頻度につきましては、路線により異なりますが、1回から2回程度実施をしているところでございます。その他の市道につきましては、月に1回実施いたしております道路河川課職員によります道路パトロールの際に併せて草の繁茂状況を確認しております。また、地元自治会からの要望でございますとか、市民の方から情報提供等をいただきましたそういったときに随時現場を確認しました結果、通行の危険性がある箇所につきましては、道路河川課の作業員により除草作業を行っております。

なお、県下一斎清掃時などにおきましても、各自治会でご対応をいただいている場合もございますが、近年では高齢化によりまして、急なのり面ですとか水路等、危険性が高い箇所での作業が難しく、市に対応を要請いただくということが増えておりますが、市も全

ての要請に対応するには限界がございますので、今後の維持管理上の課題であると認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 次に2点目なんですが、市内の街路樹ですが、こちらは西河原分庁舎前ですが、市内の街路樹の植栽、こちらも背が高くなり、側道から本道に入る場合、大変見通しが悪いところがあります。これも大変危険です。こちらも先日、中主学区西河原ですが、街路樹はきれいに剪定していただき安全になりましたが、ほかにも街路樹の植栽の剪定について定期的な手入れが必要かと思いますが、この点についてもどのような管理で行っておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えをさせていただきました除草作業と同様に、街路樹につきましても、シルバー人材センター及び民間事業者に委託をして、年1回の剪定を行っておりますが、昨年は市道乙窪比留田線とその他の路線では部分的に何か所からの発注をしているところでございます。しかし、その他の街路樹につきましては、市の予算にも限りがございますので、業者等への委託による定期的な剪定というのは行えてございません。このため、先ほど申し上げましたように、道路河川課の職員が月1回パトロールに回っておりますので、その際に通行の支障となる街路樹を確認した場合や、また先ほどと同様、自治会さんからのご要望等、情報をいただきました場合に現場を確認させていただきまして、道路河川課の作業員が支障となる枝の剪定を行って、安全の確保に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。道路河川課の職員さんもそのように実際の作業をしてくださっているということは、私は知りませんでして、ありがとうございます。

3点目に、市道の舗装補修についてお伺いします。

かねてから住民の方から生活道路の補修についての相談をいくつかお聞きしていますが、市内各所で道路の修繕の繰り返しなどで段差や凸凹ができています。こちらは比江の松林団地のところです。こちらは市内八夫の生活道路です。ある場所では、雨が降ると大きな

水たまりができて、水たまりを避けようとした車が、通学中の児童の列に寄り過ぎて当たりそうになるということがあったとお聞きしています。自転車やシルバーカーを押しての歩行時には大変歩きにくいと聞いています。これらの区間は早期に全面舗装をやり直すべきだと思いますが、市の対策をお聞きします。

また、旧分庁舎前交差点から岩本自動車前T字路の約500メートルの間、吉地地域ですが、道路の両歩道に当初84本の街路樹が植えられていました。しかし、そのうち、今では大半がなくなり、写真のように歩道の半分に切り株が残っていたり、段差になつたりして、景観もさることながら、通学路でもあり、大変危険だと思います。夜間が特に危険だと思います。結果として街路樹がなくなったことは仕方ありませんが、安全対策は講じないといけません。もう街路樹がないところについては、段差をなくすとか歩道の整備が必要かと思いますが、対策をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

市道の補修につきましてでございますが、まず全体的なところから申し上げますと、野洲市舗装修繕計画を策定いたしまして、国の交付金を活用して順次事業を進めているところでございます。この計画では、幅員4メートル以上の市道を対象としておりまして、道路面の状態を把握するための調査と道路幅員、そして沿線人口等の評価指標から総合的に判断し、早期に修繕の必要がある路線を決定しております。

しかし、ご質問をいただいております生活道路など、こういった道路は交付金の対象外となっておりまして、こういった道路の対応につきましては、先ほどから申し上げております道路パトロールの際に陥没など、事故につながる危険性のある箇所を発見しました場合は、応急処置として職員で補修をしております。また、補修箇所の状況、また緊急性などの観点から修繕の必要性があると判断しました場合には、業者発注での部分補修を市単独事業費において行っているところでございます。

通学路につきましては、子どもたちの安全を確保するため、グリーンベルトの設置や交差点、カーブなど、危険な箇所には防護柵を設置するなど、通学路交通安全プログラムに基づき、国の交付金を活用して順次対応しておりますが、議員ご指摘いただいております水たまりができる路面の対応につきましては、残念ながら交付金の対象外であるため、迅速な対応ができていないのが実態でございます。しかし、改善の必要性は認識しておりますので、何らかの対応ができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、街路樹についてでございますが、ご質問の箇所は、議員のご指摘のとおり、84か所のうち65か所の街路樹を、順次枯れてきて危険であるため、伐採されたとか、そういう経過があったように聞いておりますけれども、現状は65か所が伐採されているという状況でございます。

伐採後の植樹帯につきましては、切り株が地面から飛び出した状態で残っていたり、土がくぼんでいたいと、確かにおっしゃるとおり、歩行者が誤って入りますとけがをするといったおそれがある箇所もございます。当該歩道は前幅2.5メートルの幅がございますけれども、植樹帯を除きますと1.3メートル程度しか残っていないというようなところもございますので、切り株のない部分につきましては2か所でございますけれども、既に過去に職員によりまして、アスファルト舗装を施している箇所もございます。ただ、切り株が残っております箇所につきましては、この切り株の処理をどうするかというところの課題もございますので、安全な歩行空間を確保できるように、こういった処理について対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 最後に、このように市内でも多くのところでこのような場所があると思いますが、もちろん、市の予算上の問題もあり、優先順位をつけ対策を行うことは分からぬではありませんが、市としての道路管理、安全点検はどのようにされているのかを最後にお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、4点目のご質問にお答えをいたします。

道路施設の安全点検につきましては、先ほどから申し上げておりますように、職員によります毎月のパトロールのほか、道路河川課の作業員のほうでも週に1回程度の点検も併せて実施しております。この点検の中で、先ほども申し上げましたが、道路の異常や標識等、施設の不具合を発見した場合は、自治会からいただく要望等の情報、そういった場合も含めまして、現地を写真等により記録するとともに応急措置を実施し、危険性の高い場合は緊急での修繕を実施するなど、安全に利用していただけるよう日常管理を行っているところでございます。

また、主要な幹線道路は、国の交付金の対象となりますので、それらの特定財源を活用しながら計画的な修繕に努めております。交付金の対象とならない市道につきましては、

予算措置が必要な場合は新年度予算や、緊急を要する場合は補正予算をお願いするなど、事業費の確保に努めておりますが、議員ご指摘のとおり、予算は要求どおり確保することは困難でございますけれども、予算措置ができるまでは可能な限り、応急措置により何らかの安全対策ができるよう努めているところでございます。

今後につきましても、交付金等の特定財源も含めまして、修繕に係る予算を確保することはもちろんのこと、日常点検を継続することで、より安全で快適に利用していただける道路の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 除草についてですが、道路修繕についても、本当に様々、たくさんの方々が問題を抱えているので、対応は大変だと思いますが、まずは通学路、それを、やはり最優先に計画、実施していただきますようお願い申し上げまして、質問を終ります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第9番、服部嘉雄議員。

○9番（服部嘉雄君） 第9番、服部嘉雄でございます。

それでは、私は1点目に、滋賀県立高等専門学校の誘致についてご質問したいと思います。

高等専門学校については、ご承知のように全国42都道府県に57校の高等専門学校がある一方、滋賀県を含む5県のみ未設置という状況から、滋賀県において令和9年開校を目指し、設置に向けた取り組みが進められており、野洲市も市三宅地先の県有地への誘致に名のりを出しているところでございます。

このような状況の中で、去る5月18日に、県において（仮称）滋賀県立高等専門学校用地選定基準が示され、用地選定の基本的な考え方として、1、安全で豊かな教育環境、2、県内全域、県外からの良好なアクセス、3、県内大学や企業等との連携交流という3つが示され、具体的な用地選定基準のステップワンとして、最低要件による絞り込みとして、1、2万平方メートル以上の土地であること、2、用地取得済み、または速やかな用地利用が確実であること、3、法令上、高専の設置が可能な土地であること、4、災害危険区域などに該当しないことの4点を全て満たすものであること。ステップツーとして、ステップワンの要件を満たした土地について校地要件、交通要件、周辺要件、連携要件、総合点で採点し、コスト要件として県の負担額が増えるごとに減点を行い、合計点で比較

検討を行い、決定する方針が示されており、6月8日にその審査結果が公表されております。

そこで、まず問1として、審査結果については、新聞報道等にもあるように、野洲市市三宅地先が151点と最高点でしたが、2位の彦根市が146点、3位の長浜市も139点と続いており、県は2番手以下になった県有地についても敷地の拡大や経費の削減などの提案、あるいは市町提案の新たな候補地を7月8日まで受け付けるとしており、複数の市町が巻き返しを図ってくるものと考えられます。野洲市において、この基準に従った採点結果でどのような点が優れていて、どのような項目が弱かったのかという分析、それに対する今後の対策について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、服部議員の滋賀県立高等専門学校の誘致についてのご質問の1点目にお答えさせていただきます。

滋賀県初の高等専門学校となります（仮称）滋賀県立高等専門学校は、応用専門知識、技術の習得を図り、さらには多様な教養科目やインターンシップ、課外活動など、卒業後に様々な場で活躍するために必要なスキル、経験を養うことを目指し、令和9年度に開校を予定されているものでございます。

先週6月8日には、滋賀県がこの高専に最適な県有地は本市内の県有地であると報告されました。議員おっしゃられるステップワンの審査が無事通過したというところでございます。そしてステップツーでは、県が示した本市内の最適県有地に対抗する形で、複数の市町が市有地や民有地を含めて提案されることとなります。このため、本市といたしましても、現時点での候補地の強みや弱みを把握した上で、他市町の提案に負けない、さらに魅力的な提案を行う必要があると考えております。

幸いなことに、本市の候補地は第1次の選定により、強みや弱みを明らかにされています。強みといたしましては、交通アクセスに優れていることや全国の高専の空白地帯を埋める位置に立地することで、県内をはじめ、県外からの通学生も期待できるということ、また周辺にはグローバルな展開を図る企業が立地し、それらの企業の教育面の協力や技術者同士の交流などによる最先端な学びの成果の県内全域への波及が期待できるということございます。これらは他の市町には追いつくことができない大きなアドバンテージであると考えております。一方で、弱みといたしましては、細長い形状で、設計建築上の制約条件となるおそれがあり、校内での移動時間への影響が懸念されるということでござ

いました。

今後、強みを一層強くアピールするとともに、弱みの解消を図るために加点を積み重ねることが必要となり、特に加点要素の大きい校地面積及び土地の形状について、隣接国有地の活用を含めるなど、改めて魅力ある提案を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、問2といたしまして、審査項目の中で、交通要件として電車の運行頻度や県内、県外からの通学所要時間については一定評価があったものと思いますが、通学経路の安全性等において、現在のアクセス道路は狭隘であり、市道北口線の先線について、市道市三宅線までの早期整備が必須であると考えます。この都市計画道路の計画年から現在までの経過、現状と計画法線上の土地所有者数や建物件数などとともに政策調整部局と都市建設部局との協議状況、整備計画等についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、服部議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただいております道路は都市計画道路野洲駅北口線でございまして、昭和47年6月20日付で、守山市川田町から野洲市小篠原までの約1,600メートルの区間におきまして、当時の野洲町と守山市が都市計画決定をしたところでございます。

この道路は、野洲駅北口前広場から市三宅東部土地区画整理事業区域までの約650メートルが整備済みとなっております。その先、未整備区間は、約700メートルが野洲市域、約250メートルが守山市域でございます。野洲市域内の未整備区間のうち、計画法線上の土地所有者の方は38人、建築物の件数は13棟程度ございます。この道路は、守山市から野洲駅へのアクセス路線と位置づけられておりまして、市域をまたがる地域内幹線道路として重要な路線でございます。

さらに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線などの広域幹線道路の整備に合わせ、湖南圏域における広域的な道路ネットワークの充実という観点からも非常に重要な路線であることから、毎年、県事業による整備を継続して要望しているところでございます。

現在、滋賀県が整備される高等専門学校の設置場所として、議員がおっしゃったように、県有地の中で本市の野洲川跡地が選ばれておりますが、最終的に本市に高等専門学校が整備されることになりましたら、野洲駅北口線を整備する意義はこれまで以上に高まるところ

えられますことから、引き続き県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

政策調整部との協議状況につきましては、これまでから、この野洲駅北口線の整備に関する県への要望際に、要望内容等につきまして、協議をいたしております。

なお、現在は本市に県立高等専門学校が整備されることとなった場合に備えまして、政策調整部と連携をいたしまして、野洲駅から最適なルートで通学できる道路につきまして、様々な可能性を協議、検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、3つ目の質問に移ります。

高専誘致に関して、他の市町はのぼり旗あるいは横断幕等で市民啓発、市民喚起を行っています。また、今回2位以下の市の巻き返しも考えられます。まだまだ予断は許しません。高専誘致に対する市長としての思い、考え方をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 高専誘致に対し、他市町がのぼりを連ねたり、垂れ幕を庁舎に掲げたりといった取り組みを行っておられたことは承知いたしております。このような方法も市民喚起としての有効性は感じておりますが、私は昨年末から市内事業所への訪問、市の商工会や工業会など、経済団体への誘致に向けた協力の依頼、また現在当該県有地で活動いただいている自然活動団体の代表者様との懇談、そして隣接国有地の活用に向け、国の機関に協力を願うことなど、私のスタイルで担当職員と一緒に精力的に取り組んでまいりました。この結果、審査結果の配点を見ますと、地元自治体・経済界等による支援という項目は県有地の中でライバルと目されております彦根市や長浜市といった他の候補地と同様の高い配点をいただけたものと考えております。

先ほど政策調整部長も申し上げましたが、最終的な選定に向けて、本市の強みである交通アクセスや企業との連携などを一層強くアピールするとともに、弱みの解消として、隣接する国有地の活用を図ることなど、積極的な提案をつくり上げていくとともに、さらには近隣市町、市内外の事業所や地元経済団体、包括連携協定を締結している滋賀県立大学や滋賀大学、そして地元、周辺自治会などと密に連携しながら、市内での開校に向けて力強く進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、市としても、最終決定とされる8月に向けて、懸命に取り組んでまいります。市議会におかれましても、全力でご支援いただきますことをお願い申し上げま

して、私の思い、考え方とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） ありがとうございます。

2番目に聞きましたけれども、都市計画道路、昭和47年6月に計画決定をされておると、ちょうど今月で50年たっております。非常に長い年月が経過しておると。38人の地権者と13棟の建物があるというようなことで、多くの方がいろんな思いをされておられると。やはり、そういう意味で地元自治会、あるいはそういう地権者の方々、そしてまた、今、市長おっしゃっていただきましたように、地元企業であるとか経済界の方々と連携を密にして、正式決定に向けて、そしてまた国、県との協議、国への陳情と、そういういろいろな方々、関係団体との調整等、万全の体制でお取り組みいただきますようよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質間に移りたいと思います。

災害対策についてお伺いしたいと思います。

5月から6月にかけても全国各地で地震が発生したり、5月末だというのに35度以上の真夏日が出たり、あるいは集中豪雨に伴いひょうが降るなど、近年、地震とか気候変動による災害が急激に増加しているように感じます。そこで、野洲市の現状と防災の取り組み状況についてお伺いいたします。

まず1点目、野洲市の洪水ハザードマップによりますと、市内の多くの地域が洪水時には50センチメートル以下、あるいは2メートル未満の洪水の危険性がある、さらに一部地域においては2メートル以上の洪水も想定されております。このような洪水が想定される場合、住民にどのように伝達して、どのような行動を取っていただくのか、また避難場所の振り分け等についてどのように周知されているのか、さらに災害を未然に防ぐためにもどのような防災措置を行っているのか、また訓練、機材であるとか食料の備蓄などについてもお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、1点目の質問にお答えさせていただきます。

大雨等で洪水の危険が想定される場合、事前に気象情報等の各種情報を持って必要に応じ対象地域の市民の方に対して、早めの避難を呼びかけます。まずは、前段階として自主避難から始まり、状況の変化に伴い避難に時間を要する方が対象の高齢者等避難、そして対象市民全員に呼びかける避難指示による避難となります。その避難の周知の手段といった

しましては、防災行政無線、電子メール、ＬＩＮＥ、防災アプリ、ＮＨＫのデータ放送、公用車による巡回、そして地元自治会様等のご協力をいただきながら、適切かつ早期に対象市民の方に周知いたします。

次に、避難所の振り分けにつきましては、想定される災害に応じて、避難が必要な地域におけるコミュニティセンターや学校等に避難所を設置し、先ほど申し上げました周知方法により、そこへの避難を呼びかけます。

また、令和3年5月に野洲市防災マップを全戸配布するとともに、自主防災組織等リーダー研修において、その活用方法について説明するとともに、地元説明等の依頼などにも対応できる体制を組み、市民の方にも平時から災害の認識を深めていただくことにより災害被害の低減化に努め、これをもって防災措置と考えております。

次に、訓練、機材、食料の備蓄などについてご説明させていただきます。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、未実施だった総合防災訓練は、市民の方を含めた訓練といたしまして、本年度実施する予定であり、昨年度は地震災害時初動の情報伝達訓練を実施したほか、自主防災組織が独自で防災訓練されるなど、コロナ禍においても可能な限りの訓練を実施しております。

機材につきましては、今年度、公益財団ブルーシー・アンド・グリーランド財団の防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業の採択を受け、防災備蓄倉庫、油圧ショベル、移送用トラック等の整備を行うとともに、発電機やエンジンカッター等の機材を緊急対策用として市内各施設に配備し、消防団や委託業者による保守点検を実施することにより適切に維持管理してまいります。

また、食料の備蓄につきましては、野洲市地域防災計画において、最も被害が大きいとされる琵琶湖西岸断層帯を震源とした被害を想定し、想定避難生活者4,843人分1万9,200食を備蓄することになっておりますが、現在の備蓄数は、食料1万6,906食、保存水1万1,904本にとどまっており、今後、計画的な入替えにより、適正な数量の確保に努めたいと考えております。

最後に、生活用品や段ボールベッド等につきましては、市内企業などと災害応援協定を締結しており、災害時に対応できるよう体制を整えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○9番（服部嘉雄君）　それでは、2問目のほうに移ります。

野洲市内には土砂災害危険箇所として、土石流危険渓流が42か所、急傾斜地崩壊危険箇所が27か所あるとされていますが、このような箇所の日頃の点検、危険度等についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、服部議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、出水期前に土砂災害危険箇所の水防パトロールにおきまして点検を実施しているとともに、滋賀県とともに土砂災害危険箇所の崖パトロールを行い、災害への備えをしているところでございます。また、台風や豪雨によります水防活動を行う際には、人家が近接しております妙光寺、三上、南櫻、北櫻、入町地先の急傾斜地をパトロールの重点確認ポイントと位置づけておりまして、地山の斜面状況や湧水の状況を目視で確認をしております。

土砂災害危険箇所の危険度につきましては、滋賀県土木災害防災情報システムを用いまして、土砂災害危険箇所が含まれるエリアの土壤雨量指数を監視しております、異常が認められる場合には、速やかに自治会や住民の方に避難の連絡を行うこととしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは3点目、いざ災害が発生した際には常備消防組織である湖南広域消防局のみならず、非常備消防組織である義勇消防団、あるいは各自治会で組織される自衛消防隊等が頼りとされるわけですが、近年、消防団、あるいは自衛消防の団員不足を耳にいたします。現状と対策をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年4月1日現在、消防団員定数178名に対して団員数は157名となっており、21名の欠員が生じております。市といたしましては、消防団員定数不足という危機感を消防団と共有しながら、自治会向けの研修や成人式等の機会を捉え、消防団員の増員に向けたPR活動を行うとともに、募集チラシの自治会回覧やホームページへの掲載等により、継続的な市民への周知、広報を強化してまいりました。このようなことが実を結び、本年6月1日付で3名の新規入団がございます。ただ、5月31日付で1名退団しておりますので、団員数は差引き159名となりました。

一方、消防団の処遇改善といたしましても、今年度から年間報酬を増額させていただきまして、また来年度に向けて増額の方向で検討しているところでございます。

なお、自主防災組織につきましては、各自治会単位で組織されている自衛消防隊があり、市から自主防災組織活性化補助金の交付を行っていることから、その交付申請書の人数集計におきましては、令和4年1月1日現在で7,430名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 災害は忘れた頃にやってくる、昔から言い古された言葉でございますけれども、完全に災害は防げなくとも、やはり災害対策は日頃からの備えや点検、訓練等が大切だと思います。私がこの一般質問を提出させていただいてから実施されたわけではないと思いますけれども、先日、自治会の回覧に台風豪雨時に備えてハザードマップと一緒に避難行動判定フローを確認しましょうというようなこんなビラとか、風水害に備えてといって、こんな回覧ビラであるとか、ご丁寧に消防団員募集といった、これは湖南広域消防組合の名前で出でておる、消防局で出でておるので、たまたまタイミングが合ったんだだと思いますが、この梅雨時期を前に、このような啓発、ビラが回覧で回っておりました。やはり、梅雨や台風シーズンを控えたこの時期に、このような取り組みは大変有効だと思います。私もそういうことを意識して、この時期にこの質問をさせていただいたわけでございますけれども、お互い市民啓発、それから日頃の訓練、そういったものが大切だと思っております。今後も防災、減災を目指して、取り組んでいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、大きな3点目として、ウィズコロナへの対応についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症も2019年度末ぐらいから始まって、今年で4年間にまたがる取り組みとなっております。新たな変異株の出現が繰り返され、完全に駆除することよりもウィズコロナをどのように取り組んでいくかという観点に移行しているように感じます。

そこで、今後のコロナ対応について伺いたいと思います。

まず1点目に、現在までに3回のコロナワクチン接種が公費で実施されてきましたが、その接種状況についてお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、服部議員のウィズコロナへの対応についての第1問目にお答えをいたします。

昨年5月から実施をしてまいりました本市の新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、地元医師会の先生方をはじめ、多くの皆さんのご理解とご協力をいただきまして、今日まで大きな事故もなく進めてくることができました。議員ご質問のワクチンの接種状況につきましては、国のワクチン接種記録システム、VRSというものがあるんですけれども、これによりますと、昨日、6月14日現在で2回の接種を完了されている市民につきましては4万1,229人、全人口比では81.4%となっております。

なお、この中には今年3月から接種を始めました5歳から11歳の小児の人数も含んでおります。

3回目の追加接種につきましては、同じく6月14日現在のVRSによりますと3万685人、全人口比では60.6%の市民の方が接種を完了されている状況となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、2点目、お伺いしたいと思います。

4回目の接種について60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患をお持ちの方を対象に実施することですが、今後も公費で集団接種をずっと続けていくのか、見通しをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、服部議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

国の公費でのワクチン接種の実施時期につきましては、現時点では本年9月30日までとなっておりますので、本市におきましても、9月末までは公費対象の接種を実施していく予定をしております。その後の新型コロナワクチンの接種につきましては、国の動向に注視をしつつ、今後国から新たな方針等が示されましたら、本市におきましても、対応を協議し、決定次第、またお伝えをしていきたいというふうに考えております。

なお、イオンタウン野洲会場で実施をいたします4回目のワクチン接種に係る集団接種につきましては、接種対象者数が8月以降減少していく見込みであることから、現状のルールのままであれば、8月中の接種をもって、一旦終了する予定としております。集団接

種の終了後につきましては、市内医療機関での個別接種をご案内していくことになるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） それでは、ちょっとだけ再質問をさせていただきたいと思いますが、今現在、4回目の案内をしていくということなんですが、やはり今まで一遍もしていない、あるいは1回だけしたと、2回まででしたと、いろんな方がいらっしゃると思います。例えば、今まで1回もしていないという方がちょっと今回、やはり一遍ワクチンを受けてみようといった場合、どのようなスケジュールになっているのか、ちょっと例として教えていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種、それぞれ個々人のご判断によって接種を受けていただいている状況ではございますけれども、全く一度も受けおられないという方につきましては、集団接種が終わった後につきましては、当然、各診療所等での個別接種が中心となってまいりますので、一番最初にお送りをさせていただいている接種券を使って、各診療機関等にご相談をいただくというふうなことになると思います。

なお、診療機関等においては4回目だけ受付しますよとか、いろんなパターンがございますので、そこは一旦、診療所のほうでご確認をいただいた上で、ご予約、接種を受けていただくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） ありがとうございます。

この議会もインターネットで見ていらっしゃる方もいらっしゃいますので、一遍も受け取られない方にも知っていただくという意味では、ちょっとこういう質問をさせていただきました。

それでは、3つ目の問い合わせですね。

一方で、国でも屋外ではマスク不要方針を示すなど、アフターコロナへの布石が徐々に進められようとしております。野洲市においても、これに併せ、アフターコロナといいますか、そういうことに併せて、今まで中止しておったそういう夏祭りや花火大会、オクトーバーフェストのようなイベントは復活するべきだと思うんですが、聞いておりますと、

今年も中止だというふうに伺っております。やはり、疲弊した産業や市民生活への対応も必要だと思いますが、その辺の考え方、来年度以降の方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、来年度以降の方針ということですが、ご指摘のイベント、夏祭り、花火大会、それからオクトーバーフェストなどのイベントにつきましては、議員もご承知のとおり、本年3月に成案とした行財政改革推進プランで、令和8年度までは市の補助事業を中止するということになっております。

また、昨日の岩井議員のご質問の中で、市長からも財政状況は依然として厳しいという状況にあるというふうにお答えいただいたところでもありますので、翌年度以降の方針としては、当分の間、補助事業の予定はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○9番（服部嘉雄君）　財政再建のために残念なことだとは思いますけれども、ただ令和8年までということでございますけれども、前に2年後ぐらいには市制20周年とかもやってくるので、またその辺のところも見定めて、やはり住民、市民に夢のあるようなイベントといいますか、そういう取り組みもご検討いただけたらなというのは私の思いでございます。

それでは、大きな4点目のほうに移りたいと思います。

犯罪被害者に対する支援についてお伺いしたいと思います。

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかったため、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成16年12月に国において犯罪被害者等基本法が制定されました。滋賀県では、この法律制定以前の平成15年4月から、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を施行し、犯罪被害者等への支援の充実に努めてこられています。

平成17年12月には、国において犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受け、滋賀県においても、平成19年10月に滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針を策定、平

成30年4月には滋賀県犯罪被害者等支援条例を施行するとともに、この条例の規定に基づき滋賀県犯罪被害者等支援推進計画を平成30年10月に策定、計画期間の終了に伴い、令和4年3月に第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画が策定されています。

このような関係法令、条例、計画において、地方公共団体の責務として地域の状況に応じた施策の策定や実施が求められており、また犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との相互連携、協力を推進することが求められています。滋賀県の場合、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの連携協定が推進されており、大津市はじめ4市1町が連携協定書を締結されています。

野洲市として、この問題に対する今後の取り組み方向についてお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、4点目のご質問にお答えさせていただきます。

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターでは、心のケアが必要な犯罪被害者、被害者家族を対象に、電話等による相談支援や裁判所等への付添い等の直接的支援のほか、犯罪抑止に関わる広報啓発活動などを実施しております。当該センターとの連携協定の締結には、市の財政的な負担が条件とされていますが、野洲市において犯罪被害者を受けられた方が生活困窮等の相談に来られた場合、市民生活相談課を窓口として関係機関及び所属と連携し各種相談等に対応が可能であり、一定の支援制度が整備されているものと考えております。よって、現時点では当市にとってその必要性が高くないことから協定の締結は考えておりませんが、今後、社会の変化や国等の制度の状況により、必要に応じて適切に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） ありがとうございます。

今、おうみ犯罪被害者支援センターとの連携協定をするのには財政的な何か支援といいますか、会費が要るとか、そういうようなお話ですかね。ちょっとその辺のところをもうちょっとといくらぐらい出したら、例えば加入というか、協定ができるのかとか、分かっておればお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、服部議員の再質問にお答えさせていただきます。

人口当たり2円というのが他市が結んでいる協定の負担金の項目になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 5万人余りの人口でございますので、今のお話だと大体10万円というふうなことだと思います。ただ、やはり私ら、なかなか当事者になっておらないと分からぬわけですけれども、犯罪被害者として、いわゆるいわれなき視線にさらされるといいますか、副次的な2次被害、3次被害でずっと悩んでおられる方もいらっしゃるということを考えますと、やはりうちの相談体制が充実しておるというところだけで済ます問題でもないかなと思いますので、その辺の加入についても十分ご検討いただければありがたいかなと思います。

それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後2時40分とします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三上都市建設部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

三上部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど、服部議員の災害対策についてのご質問の土砂災害危険箇所の日常点検危険度についてのご質問にお答えする中で、急傾斜地をパトロールする地域といたしまして申し上げました中で、私がうっかり「大篠原地先」を言い漏らしておりました。正しくは、妙光寺、三上、南櫻、北櫻、入町、大篠原地先の急傾斜地をパトロールの重要確認ポイントと位置づけているということでございます。大変失礼をいたしました。おわびして、訂正をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第12号、第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君） 創政会、稻垣でございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1つ目は、野洲市における観光インフラ整備について（第3回）をお伺いいたします。源平合戦と鎌倉幕府が誕生する過程を描いた、現在放映中のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」ですが、壇ノ浦の戦いで、源氏に敗れた平清盛の三男である平宗盛の最期は、本市の大篠原であり、大河ドラマを活用した地域活性化は大変手堅い観光振興策であり、番組の最後に流れる紀行のコーナーは特に重要で、令和3年第5回定例会において、前武

内環境経済部長におかれましては、必ず取り上げていただきたいなという思いは一緒であり、頑張って取り組むとの答弁をいただいたところであります。放送されなかつたことは残念な結果となりました。今回の原因はどのようなことが考えられるか、紀行に取り上げられた他市の取り組みを踏まえる等、総括を求めます。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、稻垣議員の野洲市における観光インフラ整備についてのご質問の1点目にお答えいたします。

昨年、NHK側との打ち合わせや現地の取材も行われていましたが、平宗盛公の最期となるシーンやゆかりの地として紀行での紹介も結果としてはありませんでした。このことは制作者側の判断でありまして、その要因は当方としては分かりませんし、問い合わせも行っておりません。市としましては、野洲市が平家終えんの地であったという歴史的な事実を地域の皆さんのが活動とともにしっかりと継承し、PRしていくことが大事だと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君）　ありがとうございます。

制作者側の都合ということでなってしまうと、元も子もないんですが、こちらでも書いてあるんですが、でも取り上げられている自治体はあるわけで、それなりの原課の取り組みというものはあったかと思うんですが、今現在は取り組みを行っていないということなんですが、取り上げられた自治体の原課に対してどのようなことを行っていたのか、紹介とか取材なりを行うことは有効なのかなとは思うんですが、そのあたり、部長、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　何も行わなかつたわけではございませんでして、昨年度も、担当者はNHKのプロデューサーの方、東京からお越しになつたようですが、こういったプロデューサーの方との打ち合わせを行っておりますし、それから現地取材ですけれども。

○17番（稻垣誠亮君）　違います。問い合わせというか、取り上げられた自治体の……。

○議長（荒川泰宏君）　勝手にしゃべらないでください。

○17番（稻垣誠亮君）　失礼しました。

○環境経済部長（吉川武克君） それから、現地の取材ですけれども、宗盛公の胴塚、それから妓王寺、妓王井川など、市内の平家ゆかりの地を取材もされているということ、それから去年の6月頃に宗盛公役の小泉孝太郎さんが本市を来庁されるという予定もあったのですが、残念ながら新型コロナウィルス感染症の拡大、コロナ禍においてでしたので、残念ながらこれもかねませんでしたということもありました。

結果として、私も見ておりましたが、この「鎌倉殿の13人」の18回目の放送で、山口県下関市の壇ノ浦の戦いのシーンを取り上げられたということでございますので、今回はということですけれども、さっきも申しましたけれども、地域の方々とともにしっかりと歴史の事実を継承していくことが大事だというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 何もその制作者側に対して働きかけとかは十分行っていただいていると思うので、その辺、そこがあったとしたら申し訳ないんですが、私が申し上げたのは、でも一方では採用された自治体があるわけで、その自治体の商工観光課に相当する原課に対して、どうして取り上げられたのかというような成功体験なり取材なりを今後行ってみてはどうかなという建設的な意味で申し上げておりますので、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） いろんなメディアの方に野洲市を取材していただいて、あるいは新聞、テレビなどのメディアの方に野洲市のよい情報を取り上げていただくのは大変ありがとうございますし、PRなりますので、そういったところは積極的に情報提供していきたいなというふうに考えておりますし、下関市の方に問い合わせということは今回は予定してございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） しつこくて申し訳ないんですけど、たまたまその今回のシーンは下関市ではありましたけども、番組全体を通じて取り上げられている自治体自治体があるわけで、その自治体の成功体験なりを取材するというのはいいことだと思うのですが、もう必要ありませんかね。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 取り上げられていただけるようにPRしていきたいと思

いますが。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

それでは、2番目に移ります。

野洲市の観光振興へ貢献、連携されている野洲市ボランティア観光ガイド協会からの直近の要望についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

野洲市ボランティア観光ガイド協会からは特に要望は聞いておりません。直近で言いました、今月に入って、会長との意見交換を行っておりますけれども、特に要望をお伺いしたことはございませんでした。ただ、今後も必要に応じて意見交換などを行いまして、連携して本市の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 同じく令和3年第5回定例会において、重要なパートナーだというような前環境経済部長からの答弁もあったんですが、意見交換というのは大体どのような内容が出ましたかね。覚えていらっしゃる範囲で構わないんですが。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 具体的なところはちょっと私も存じておりません。申し訳ないんですが。ただ、当然、野洲市の観光については、こここの観光ガイド協会さんに非常に重要な役割を担っていただいておりますので、そこはしっかりと連携していきたいというふうに思っております。

あと、強いて言うならば、今、野洲駅南口構想におきまして、交流施設、観光案内所がございませんので、今の南口構想の中では必須というか、必要な機能、施設として位置づけられていると、そういうところは確認をしているというところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私も常日頃、前回も申し上げたんですが、観光案内所を、やはり南口の整備の中で設置ができればいいと思っているので、鋭意、市長への政策のフェーズの中で、原課としても要望として今後も粘り強く上げていっていただきたいと思うので

すが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　市の政策としてどういうふうにまちづくりをしていくのかということもありますし、そこは政策調整部と調整を図りながら、しっかりやっていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君）　大変期待しておりますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

市長選挙における選挙公約に対する責任についてお伺いいたします。

令和2年度の野洲市長選挙において、当時の栃木市長候補は野洲駅南口Aブロックでの総事業費約120億円とする前市長の病院整備計画に反対され、個別具体的に事業費を半額とする現地建て替え案を選挙公約とされ、同市長を破り当選されました。

今回立地場所が野洲駅南口から変更された点は商業施設整備を進めたい本職としては評価するものですが、一方で栃木市長に投票された方の多くが、現地建て替え案を信じて未来を託したのも事実であり、市政の正当性は完全に回復には至っていないものであると考えます。

ここは何らかの反省表明があるべきではないかと思います。立地場所から野洲駅南口を除外したことを差し引いても、これから野洲市民病院整備基本計画を進める上で、少なくとも市長報酬の減額上程、あるいは市広報において選挙公約を守れなかったことに対する陳謝等が、最低限市民向けに対して必要だと考えます。そして、現在の野洲市総合体育館横における整備について、市民に対し丁寧な説明をしていただくことを求めたいと思います。市長、お願いします。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栃木　進君）　2点目の市長選挙における選挙公約に対する責任についてお答えをいたします。

私は、令和2年10月の市長就任において、駅前はにぎわいを創出し税収を図る場とし、そこで新病院整備は行わないことを申し上げ、市民からの信任をいただきました。駅前整備の代替案として掲げていた現地建て替えにつきましては、就任後すぐに公的な検証を行っていただきましたが、その結果は、建築技術的には可能ながら、医療を運営しながら施

工することは困難というものでありましたことから、やむなく断念をいたし、次の候補地をご提示申し上げたものでございます。この施策方針の転換に際しましては、市民の皆様に対し陳謝申し上げ、あらゆる場面で説明を尽くしてまいりました。

また、今回Bブロックでの病院整備を一旦熟考したことにつきましてもご心配をおかけいたしておりましたが、再精査した内容で、新病院の新たな整備場所として、野洲市総合体育館横の温水プール跡地をお示しし、この新たな方策は、揺るぎのないものとして、議員の皆様へのご提案を皮切りに、守山医師会へのご報告を始め、現在、7学区において順次、市民懇談会を開催しているところであります、丁寧な説明を尽くしてまいります。

今後におきましては、本会議でご提案申し上げている病院整備に係る関連議案についてお認めいただき、速やかに基本計画の成案化を行い、確実な事業化につなげ、新病院の早期開院を実現することこそが、私が果たすべき市民の皆様とのお約束であり、またその責任があると考えております。

ただいま、訂正をさせていただきます。「守山野洲医師会」を「守山医師会」と申し上げましたが、「守山野洲医師会」と訂正をさせていただきます。

そして、もう一つでございます。今後におきまして、「本会議でご提案申し上げている」と申し上げましたが、「本議会でご提案申し上げている」ということに訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

栢木市長に投票された半数の方は、現地建て替え半額で病院整備を図るといった選挙公約を信じて投票されたかと思うんですが、その点は、市長、どのようにお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） やむなく断念をしたということで、機会あるごとにおわびとご説明をさせていただいているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） その機会あるごとにというふうに言われるんですが、私の耳にも入ってくるんですが、やはりその投票された方、何が起こっているか理解されていない方も結構僕は多いんじゃないかなというふうには思っているんです。知らないうちに、もうどんどん先に話が進んでいくといったようなところがあると思うんです。なので、この議第50号、55号、56号、57、58号等については、地元説明会が少なくとも終わ

ってから上程されても遅くないのではないかと思うんですが、そのあたりは、市民の理解をさらに得るという意味でいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○17番（稻垣誠亮君） あくまでも多くの市民の皆さん、議会の皆さんも同じですけども、早期に病院を整備するということでございますので、これ、また遅らすということは9月になってしまいます。したがいまして、今回、早期に実現する、早期に整備するということを重視して上程させていただいているということでございます。

現地建て替え断念につきましては、広報でも出させていただいておりますし、あらゆるところでそういう報告はさせていただいておりますので、私が一軒一軒回っていくということは不可能ですので、機会あるごとに説明をさせてきていただいたということでござります。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） スピードについては、4月から着任されました布施健康福祉部政策監と駒井健康福祉部次長であれば、次期定例会上程でも、私は迅速に事業計画の立案をやり遂げられると思っているんです。そのあたりで、説明会を全て終わってから上程するというのがスマートなやり方だと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○17番（稻垣誠亮君） いかに優秀な職員であっても、時だけは同じように皆さん公平に刻んでいくわですから、一日も早く整備するのには一日も早くお認めをいただいて進めていきたいということで、市民へのもちろん周知というんですか、説明に関しましては、今後まだこれから進めていく段階ですので、今の議会でこういうもん、これでやりますという形のものではないわですから、今提案させていただいているのは、これから進めていく上での成案というか計画を、基本構想、基本計画についての修正をしていく段階での話ですので、これからのことですので、今、市民の皆さんからもいろんなご意見をいただいたり、いろんなところでご意見を聞いて前へ進めていくというのは何もおかしいことではございませんので、その辺、ご理解いただきますようお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 私はもともと郊外を主張していましたので。とはいいましても、計画をこれから立てるとは言っていますが、総合体育館横で計画が進むことは、半ば公然化されていると私は思います。ただ、私は郊外でも構いませんが、やはり先ほど申し上げ

たんですけど、投票された方の半数の方は現地建て替え半額という選挙公約を信じられたと思うんです。市長は、個別具体的に、現市立野洲病院を半額で建て替えると約束されているんですよ。やはり、ここは選挙公約違反を事実としてお認めいただき、市民に理解を求めるこことによって、栃木市長による市民病院整備が大義名分を持ってスタートされることに僕はなると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栃木 進君） あくまでも稲垣議員の個人的な感想であって、その半数の方が対案ですね、公約と言っておられますが、私はいつも申し上げているのは対案です。私案でした。要は、根拠のないと言われたら、そういうふうになるのかもわかりませんけど、それを検証していただいた結果が、現実建て替えはできるけども、現地で開院しながらは困難という結果で断念したということで、あらゆるところで説明もさせていただいております。半数の方がそれを信じてとおっしゃいますけど、それはあくまでも稲垣議員の個人的な考え方というふうに思いますので、あくまでも一丁目一番地、前の話になるんですけど、一丁目一番地は駅前で病院を整備することに対して反対してきたわけですから、それは守っているというか、堅持しているというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市長、僕は市長の立場を少しでもよくしようと思って、質問していますので、ご理解いただきたいと思うんですが、市長、その私案という言葉がたくさん、今までの本会議においても出てきたと思うんですが、その私案という言葉を使われるだけ、やはり僕は恐らく現地建て替え半額を信じて投票された方は頭にくるんじゃないかなと思うんです。

私、昨年の10月の市議会議員選挙において、当時は栃木市長において、今も議場におられます、旧馬野政策調整部政策監、旧山本市民病院整備課長の下で進められていた駅前Bブロックについて野洲駅南口に反対しまして、あとそれと一緒に栃木市長の責任を、やはり明確化するという選挙公約を立てて、私、議場に送り込んでいただきました。結果、前半については、現在、野洲市総合体育館の横に変更されて、おおむね回復できたと、おおむね達成できたかと思っています。残りは、やはり責任の明確化であると思っています。これには、先ほど申し上げましたが、現地建て替え半額を信じて投票された方へのおわびといいますか、公式な謝罪ですね。選挙公約違反を前提としたおわび、謝罪、そしてこれ、附帯すると思うんですけど、市長就任後Bブロック整備に従事させた旧政策調整部政策監

以下による職員の方々の時間や費用、機会の損失に対する責任、事後処理があるのかなと思っています。

やはり、ここは通告にありました市長報酬の減額、あるいは市広報による選挙公約違反を前提とした陳謝を行うことで、僕は栢木市長の現政策の推進、意向についてお膳立てが完成する、整うと思っているんです。その点、市長、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） これはあくまでも稻垣議員が市議会選挙で訴えられて、いろんなチラシを出されておられるその1つの根拠をつくるための質問ではないかなというふうに私は推測します。だから、今、もう既に現地半額についてもご説明もさせていただいてきました。現地建て替えを断念してきたことも説明してきました。そして、Bブロックで整備することをなぜしたかということも説明させていただきました。そのときの職員に対しても申し訳ないという気持ちも言わせていただきました。この上、稻垣議員にそれを申し上げることもないというふうに、今、判断というか、そういうふうに思います。

ただただ、私にしてみたら、この10年ですよ、10年の長きにわたって、この病院問題がいまだにまだできていない状態なんです。それをもう一度、稻垣議員、思い返してくださいよ。どれだけの職員が今までどれだけの手間をかけて今まで来ているかということなんです。それを言い返したら、全てじゃないんですか。どうですか。私はそう思うんですね。だから、この上はもう市を二分してきた問題を、とにかく病院を早期に整備せないかんということで、今、鋭意進めさせていただいているわけなんですよ。そのところをしっかり捉まえていただいて、私は郊外がいいと思っていたとかいうの、結局、あなたの10月の選挙公約の、見させてもらいましたけども、そういうものをきちっと確立するためにそういう質問されているんじゃないかなというふうに、今、そういうふうに思ったわけなんですね。だから、そんなことじやなくして、もっと前向きにこの二分してきた病院問題を一緒になって解決していくべきじゃないかなと。そして、その責任責任と言われますけど、その二分してきた病院を早期に実現するのが私の責任だと、これが市民に対しての一番のおわびでもあり、責任であるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 今はちょっと心外な部分があったんですが、市長の今の答弁をもってすれば、市民のためになるのであれば、公約は守らなくてもいいということになってしまふんですね。私の提案というのは、やはり栢木市長が現政策を進めるに当たって、

大義名分を持って計画を推進して、2期目の当選に向けて、野洲市民病院開院に立ち会うベターな流れだと私は申し上げているんですが、やはりご理解いただける部分はないですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 稲垣議員も心外やと言われましたけど、私もこの質問は心外です。あなたからこんな質問が出てくるとは思いもよらなかつたことでございます。本来、政治家というのは市民のため、やっぱり公約を違反してと、公約というものは対案も公約になるのかもしれませんけども、私にしてみたら、一丁目一番地は駅前で病院を整備しないこと。Bブロックで整備する方向性をお示ししたときには本当に苦渋の選択でした。Bブロックも駅前やないかということを言われる方がたくさんおられました。だから、本当にそのときのほうが苦しかったです。でも、やっぱりそのときの市の状況、財政状況とか、いろいろな様々な状況を鑑みて、致し方なくと言えば、今は申し訳ないんですけども、あのときはもうBブロックで整備することが最良やという判断をして、Bブロックで整備をする方向性を示させていただいた。Bブロックで方向性を示させていただいたといつも言うんですけど、課題があったんですよ、その時から。課題が見えていた、大きな課題が解決できるだろうという期待もしていましたけども、なかなかそれは払拭できなかつたというのが今の状況なんですけども。とにかくこの10年、市を二分してきた大問題も、病院整備問題を、現実問題病院が老朽化している中ですので、一日も早く整備しなくてはならないということがまず第一ではないかなと。

そして、私の2期目の選挙のことを言われますけれども、2期目の選挙というのは、私は全く今は考えておりません。今は野洲市のために何を一番しなければならないかということをまず第一にやっています。仕事をさせてもらっています。それが一番だと思うんですよ。2期目のことを考えたり、議員にしたら、次、4期目ですか。議員にしたら、4期目ですね。4期目の選挙のことを考えて、今から行動しているようではいい仕事はできませんよ。やっぱり、今は一生懸命、今のこの時点のことを市民のために、野洲市のためになることを考えていくのがまず第一だと。後は判断ですやん、その直近になって。私は政治家とはそういうもんやというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） いや、何か、ちょっとお互いと言われればそうかもしれません

けど、心外な部分はありましたけど。私はどうしてこの質問しているかというと、やはりこの1、2か月、市民の方から、多くの意見を頂戴するんですよ。稻垣議員はもともと郊外を主張していたからいいかもしないと、だが、我々は栢木市長の現地建て替え半額を信じて投票したんだと、僕らの知らないところでどんどん計画が進んでいくと、この不信感、どうしたらしいんだけれど、僕らの知らないところが実際に、やっぱり、ここまで僕は今日、言うつもりはなかったんですけど、寄せられてくるんですね。素直に、誰でも間違うことはありますから、違反を認めて、前に進めばいいだけのシンプルな考え方で、僕は言うのはいいんじゃないかなと思うんですけど、そこは分かり合えませんかね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） シンプルに謝っているわけですやん。要は、現地建て替えできなかつたことに対して。シンプルにというのはそのことでしょう。

○17番（稻垣誠亮君） いや、選挙公約違反。選挙公約違反を認め……。

○議長（荒川泰宏君） 勝手に話さないでください。

○市長（栢木 進君） 選挙公約は、駅前には病院を整備しないということから始めていわゆるわけですよ。何回、言いましたか。その対案として、現地建て替えを半額程度でできるということで対案を出したわけですよ。それが実際、精度の低いものだからということで検証してもらった。建築上、現地建て替えは可能やということなんですね。そうやったですやん。それ、シンプルに言っているんですけど。何が言いたいんですか。

○17番（稻垣誠亮君） びっくりしております。

○市長（栢木 進君） いや、だからシンプルにやっているわけですから。だから、今この病院問題を早期に解決していくことがまず第一だということを申し上げているわけで、なぜそうなったかと、各所で、広報でも出していますし、いろんなところでそういう広報活動はしていますよ。だから、何にも分からへんというのは、それは議員のところへそういう苦情が来るんだったら、議員が説明してくれたらいいん違うんですか。

○17番（稻垣誠亮君） していますよ。

○市長（栢木 進君） それじゃ、それでいいじゃないですか。これ、1対1でしゃべる話じゃないですからね。

○17番（稻垣誠亮君） えっ。

○市長（栢木 進君） いや、私が今答弁しているほうですから。そういうふうにしていただいたらどうですかということなんです。だから、私は私なりにあらゆるところで、機

会があれば、そういう話はさせていただいているということですので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） では、繰り返しになりますが、通告で求めていた市長報酬の減額上程、あるいは市広報において選挙公約を守らなかったことに対する陳謝というのは、公然化はしていただけないんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） だから、現地建て替え半額できなかつたことに関してはおわびを申し上げております。ここでもおわびを申し上げます。現実できなかつたんですから。精度の高いものとして提案してできなかつたということではなく、精度が低いということを最初から申し上げて、言っているわけですから、結局、検証していただいたら、精度が低いから建築的にはできると、技術的にはできるということを可能だということを言われているんですよ。ただ、開院しながらの施工は困難だと医療関係者のほうから出て、断念をしたんですよ。だから、それに関しては申し訳ないというふうに思っております。

責任については、この病院問題を一日も早く解決するというんですか、整備していくのが私の務めだと、責任だということを言っているんですよ。だから、あなたが言われる責任の取り方と私が言っている責任の取り方が違うと。私は仕事して責任を取りますということを言っているだけで、その違いがあるんですよ。物事の考え方の違いがあるというふうに私は思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） つまり、シンプルに選挙公約違反であったということを、今の答弁をお認めいただいたということですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 選挙公約は、一丁目一番地は駅前で病院を整備することに反対して立候補したわけなんです。だから、Bブロックで推進しました。これに関しては、そのまま建てたら、やっぱり駅前で病院を整備したやないかと言われると、いささか責任というんですか。まあいずれにせよ、今出している提案で病院問題を一日も早く成立したい、要は整備したいという気持ちが、それが私の果たすべき責任だというふうに申し上げているわけです。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 私は素直にシンプルに認めて、大義名分を得て、前進させることが僕は必要かなと思っています。

○市長（栢木進君） 議長。

○議長（荒川泰宏君） いや、発言中です。発言を続けてください。

○17番（稻垣誠亮君） はい。以上で、この件の質問はもう長引くとは思わなかったんですが、終了したいと思いますけど、上程の時期等も含めて、今の市長の答弁を受けて、現状ですと、議第55、56、57、58号については、条件が整わないと当職としては最終日に賛成できるかどうかはお約束しかねます。私の思いについてご理解いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 稲垣議員、今の現地建て替え半額を謝れということで謝るのは謝っています。それで、今後どのように説明をというのは、現地建て替え半額でできなかつたことをこれからまた一から市民に説明に回れということをおっしゃっておられるのか。だから、今、それができないのなら、要は、今提案している議案に対して賛成できないというのは中身が違うと思うんですね。そんな簡単な問題でこの議案を判断されるのかということなんですよ。私は何も無視していないんですよ。できるところでは説明もしてきましたし。だから、それはそれで単体で今どうあるべきかということを、やっぱり考えていただかんと、またこれ、計画が伸びますよ。本当にいいんですか。私はそれが、稻垣議員に逆にその辺はしっかりと考えていただきたい、野洲市のために。そういうことで、例えば反対しますということでしたら、中身が違うと思うんですね。だから、シンプルに考えろと言われるから、私なりにシンプルに考えているわけなんです。だから、お約束できなかつたことに関して申し訳ないと思っている。それの責任をどう果たすのか。今までできひんだことなんですよ、これ。できていたら、できているんですね。できなかつたことを今やっているわけなんですよ。できなかつたことをやることが私の責任だというふうに思っている。まず、これをしなければならないということを、私はこれが最優先だというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 堂々巡りというか、次の質問に移ろうとは思うんですけど。すみません、考え方の違いかもしれませんけど、私はシンプルに、何も選挙公約違反であつたと、そこをお認めいただいて前進してくださいということを申し上げているだけなんで

すよ。市長、そこはお認めに、話が長いんですけど、お認めになるかお認めにならないか、どちらかで端的にお答えいただけませんか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 選挙公約一丁目一番地は駅前で病院を整備しないということでした。だから、Bブロックでということで整備する方向性をお示したときには本当に苦しい立場でした。今、また病院を温水プール跡地で整備するということに関しては、公約どおりにいっているかなと思うんですけど、稻垣議員がこだわる現地半額に対しては、これは申し訳ないと、これは認めます。現地建て替え半額でできなかつたことに関しては非常に申し訳ないと、これはもう何度も言っているんですけども。これは皆さんにご迷惑をかけたと。このご迷惑をかけた分を、一日も早く病院を整備するのが私の責任の取り方だというふうに思っておるわけです。分かっていただけますか。

○17番（稻垣誠亮君） それは分かります。

○市長（栢木 進君） だから、本当の一丁目一番地の公約ですか、Aブロックで病院を整備することに反対していました。それは守ったと。現実、Aブロックにはしないわけですから。ただBブロックに持っていたときも、一抹の申し訳なさはあったということは事実です。でも、あの時はもうそれが最良だというふうに判断したと。

ただ1点、現地建て替え半額に対しては、やはり申し訳ないというふうにいつも申し上げております。致し方なかったとはいえ、申し訳ないと。それはお約束を破ったことになると思っておりますが、一番の一丁目一番地はまだ守らせていただいているということをご理解いただかないとね。よろしくお願ひします。分かってもらいましたか。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 今、市長の答弁を解釈しますと、僕なりに選挙公約が守れなかつたイコール選挙公約違反を議会の場において公然化していただいたのかなと僕は理解したんですが、違いますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） もう一回言います。公約の一丁目一番地はAブロックで病院を整備しないということ、これは堅持しています。これが一丁目一番地なんです。だから、ただ対案として出した、それが公約の一部だと言われるならそうかもしれません。その一丁目一番地に付随して、対案で出した現地建て替えが実現できなかつたことに関しては、お約束を守れなかつたということで申し訳ないと言わせてもらつておるわけです。だから、

全部公約が守られていないと言わされたら、私も心外なんですね。一生懸命、それだけは堅持しているわけなんですから。それはご理解いただかないと、私も頑張ってきた意味がないわけですから。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） なので、市長、私も通告の中で市政の正当性の完全な回復に至っていないと言つただけで、駅前に病院を整備しないという方向性を撤回されたことについては評価していますので、その選挙公約についても半分は回復できたかなというふうには理解をしているので、何も全てが駄目だとか言っているわけではないので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

あと、すみません。もしちょっと、地元説明会が全て終わってからの上程ということも私は申し上げているので、このあたり、もし再検討いただけるような余地がありましたら、採決までに協議とかもしていただけたらありがたいと思います。

次の質問に移ります。

地域連携推進法人への加入、運用についてお伺いいたします。

病院当局としてどのように考えていますか。病院長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 議員もご存じだと思いますが、医療法人の連携に関しては、これ、厚労省が推進しているんですね。一緒にやりなさい。病院と医療、介護施設とかいろんなところの医療関係の施設がお互いに協力してやりなさいという趣旨で、実は、これ、僕が10年ほど前から大学院で教えていたことのコピーなんですね。黙って取っていったんじゃないかと、大分、みんな、うわさはしているんですが、これ、文科省のほうのプログラムなので、内容は僕がよく理解しています。ただ、これ、公立病院ですね。市立野洲病院ということになると、物品を買うとか、そういうことに関してもそうですし、人の異動に関しても貸し借りはそう簡単にできません、公務員になってしまいかならないかになりますから。やはり、このメリットというのは、そういういろんな融通が利くということであるならば、将来法人化するか何かして、ある程度の民間的な立場にならないと、そこへ加入するというメリットはないという具合に私は今のところ考えています。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 今加入するメリットがないというふうに言い切られましたけども、例えば将来開院後、収支が計画どおりにいけばいいとは思うんですけど、いかなかつ

た場合等、ある程度推進法人内で協力していただけるような部分というのは、僕は出てくるんじゃないかなと思うんですが、その点、病院長、どうでしょうか。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 先ほど言いましたように。

○議長（荒川泰宏君） 議長が認めてから発言してください。

福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） これは基本的に、だから市立病院である間はちょっとややこしいと思います。今、連携をしているのは県立総合病院とだけです。だから、あそこだと医者のやり取りが公立公立なので比較的簡単にできるんですけども、ただ移籍というか、異動はできません。それから、看護師もお互いに仕事の連携はしています。開院をして、先ほど言いましたけども、法人化するなり、指定管理とかそういう、いわゆる民間の管理下に入った場合はメリットが出てくる可能性は十分にあるので、将来入ったらいいので、今入る必要はないということです。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ということであれば、将来に備えて、メリットはないかもしれないけど、大きなそんなデメリットもないということで理解していいですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 今、別にデメリットも何もないですよ。入った時期が成り立った病院の認識というか、僕もこれは入る必要ないというので、入らなくていいよと内部で言っていたんですけども、市長とちょっと若干ずれはあるんですが、別に入る必要はないだけの話で、デメリットはないんです。メリットもないわけです。だから、今すぐにそこに名を連ねて、厚労省は入ってもいいように書いています、そのほか。だから、入ってもいいんですが、今のところはないので、別に入る必要がないだろうというので、病院としては積極的にいるという必要はないだろうという判断で動いているというのが今の現状です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） デメリットもないということで、仮に再加入等が議題に上がつて加入した場合は、病院長として、銳意その協力体制は構築していただけますかね。そこはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 難しい面も多々あるんですが、先ほど言ったように、

公務員で、しかも物を買うときは入札という、一応、市の許可を得なくちゃいけませんし、大きいものになると議会の承認も得る必要があります。そういうことを考えると、今すぐに入っておいて、何か得があるかというと何もないで、私も調べたんですが、紙1枚出せば入れますから、いつでも入るのは入れますので、入ってやってみてもそれは構わないかなと思います、将来にわたっては。今はないというだけです。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長に申し上げます。本会議場でのルールはございます。まず挙手をしてください。その後、議長からの指名、その後の発言となっておりますので、以後、気をつけていただくようよろしくお願いします。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 事業管理者より、もし仮に加入について勧めるような話があつた場合は、病院長としては、協力体制はできる範囲で構築はしてもらえますか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） なかなか難しい質問なんですが、僕がそういうことはないというふう具合に考えてはいるんですけども、あれば、病院としては協力するというよりも、加入することには別にやぶさかではありません。前、問題になった市長とのいざこざも日が違うだけで、別にこれは入る必要がないとか、もうやめろと言っていて、ちょっとやり取りをしたわけでは全然ないんですよ。いつもやり取りがないうちに入っていたので、ちょっと話がややこしくなって。だから、別に入らないこと自体がデメリットもないし、メリットもないと言ったわけです。だから、医療管理者が入ったほうがメリットがあると、一応その人が会計の責任者になりますから。であれば、それは協力することにやぶさかではあります。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 分かりました。どうしてこの質問をちょっと長いことしたかというと、私は、やはり本市の場合は2次救急とはいっても、1次救急に、どう表現したらいいかな、1・5次救急といいますか、小規模な病院になります。そんな2次の高度な手術はできないと思っています。そんな中で、やはり病院長の果たす役割はすごく僕は大きいと思っていて、事業管理者がそもそも配置する必要があるのかないのか、そこについては、今、かなり迷っているところではあります。ただ、病院、前回の議会を見ていますと、病院長の答弁はかなり市長の事業管理者の答弁に対して、離れるようなところが度々見受けられたと思うんです。

そこを実は言ったとき、大変危惧をしていまして、この医師会さんから総合体育館横に新しい市立野洲病院は建てられませんというようなチラシも出ていますけど、これも病院長が医師会の副会長ではありますので、福山病院長の意思もここに載っているのかなというふうにも思うわけですよ。そこはどうですか。そういうことであれば、私は、やはり病院事業管理者を置かなければいけないと思いますし、あくまでもその事業管理者の命に従って業務を遂行していただける、この基本原則はお守りいただけるということで理解してよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 病院の管理に関しては、管理者ではなくて、私が最終的責任を持つことになります。病院の運営に関しては。だから、方向性とか、それから予算、人事に関しては管理者がやるということになっています。ですから、普通、確か給料が大分安いですね。ご存じかもしれません。大体、法律上、決まっていて、月額70万の給料ということになって、決まっています。医療で働いた場合に、その分を病院のほうが上乗せしますということで、皆さんがお聞きの額になっているはずです。ですから、別に僕の上に立って、僕をコントロールするというような形にはなりません。2人でちゃんとお互いに話をして、いい方向に持っていくということで。

別に、これ、ちょうど話すと長くなるので、簡単に言いますね。もともとは会長をしていた先生がちょっと交通事故を起こされて、辞めたんですね。全部入れ替えたものですから、この野洲地区で誰もやる人がいないということになって、僕が副会長を無理やりさせられていて、別に、さっき言われたポスターもそうですが、何か僕が主導権を持ってやっているわけでも何でもなくて、どちらかというと、守山の医師会の人たちが一緒に、前からそうなんんですけども、野洲病院のことをいろいろ心配してくれてやってくれます。というのは、守山にもないんですね。守山も済生会の一部になりましたから、守山市民病院というのはないんですね。だから、救急でかかるとなると、もうどこもないんです。もう近江八幡が一番近いんですね、普通に、救急で。全部3次救急ですから、2次救急がないです、そういう意味では。2次救急の順番で、当番制になっているところでは、一応、県総の一部が受けてくれていますけども、でも、あそこも全科を診るわけではありません。非常にそういう意味でいうと、守山野洲の部分が、病院がなくなりますよと多分書いてあったと思いますが、これはもうみんな同じ意思を持っています。

これは別に僕の考えだけではなくて、理事会のほとんどのメンバーが、要するにその中

で、いわゆる同じ医師会の中に救急病院がない。時間外は診ませんから、うちも極端に言えば、普通の病院にしてしまうんだったら、5時以降は診ないわけですね。そうすると、5時半とか6時とかによく来るんですが、そこら辺を診察するということはできませんし、当然、夜中も診ているわけですけども、そういうの、むしろ夜中のほうが整形外科の先生もたくさんいるので、外科の外傷とか、そういうのもちゃんと診ています。

だから、別に1・5次か2次かは別にして、救急病院としての機能は果たしていますので、ちょっとあの手術場でお腹の開腹手術するのは何だと思うので、無理やりはやっていないと。まあ見ていったから分かると思いますけども、視察に来られたので。ちょっと無理があるので、僕は無理やり外科医を集めようとはしていません、今のところは。だから、外傷に関しては整形外科の先生で十分対応できますので、なるべく整形の先生に当直をお願いしているというところですね。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） じゃ、再確認しますけども、医師会のこのチラシイコール福山病院長の意見ということではないということで再確認したいと思いますけど、よろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） はい。全く僕の意見ではありません。というか、最終的なチェックは来ますよ、当然、副会長ですから。ただ、僕がその文書なんかを書いているわけではありません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） それを聞いて安心しました。

それでは、今現在は事業管理者が市長ではありますけども、市長のために、病院発展のために、今後、総合体育館横に病院が建設になった場合、銳意、病院長として努力していくだけれど、そういうことを確認、再度求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 定年というのがあるので、できていないと思いますけども、もし決まれば、その建築の、ご存じだと思いますが、Bブロックも僕は基本設計、基本的な構想に関しては前の副市長に頼まれて書いていますし、病院のあり方に関して、どういう病院が、まあ言ったら、赤字にならないかとか、そういうことも含めて、やることはやぶさかではありません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

老婆心ながらですが、やはり一応副会長という重責でチェックもされるということなので、こういった広報が出てしまうと、我々は事業管理者に対して、病院長は敵対行動を取っているのではないかというふうに誤解してしまうんですよ。その辺、今後、こういう医師会として広報を出す場合は十分配慮していただきたいと思うんですけど、そのあたりは、病院長、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） それはご懸念は十分分かります。ただ、普通、病院管理者と病院長というのは共同でやって、病院がよりよくなるようにやるのが普通のパターンです。今、いざこざが起こっていますけど、大津市民病院なんかでも理事長が人事権を持っているので、人事のことは言ったけど、いろいろ病院に関しては病院長がやっているということで、そんなん、全く反対を向いてものをやることは、もうそんなことやったら、病院はもちませんから、そういうことはありませんので。

それから、ちなみに、副会長はもうあと1年で終わりなんですが、普通、僕らはB会員なんですよ。A会員じゃないんです、これ。A、Bとあって、開業するとA会員なんですね。A会員は入会金が300万です。B会員は10万円でなれるので、全然そういうお金の面でも全く違うので、そんなん別に、僕が副会長をやりたいとか、それでなったわけではないというのはご理解ください。だから、別にそれを無理やりそういうことを書けとか、そんなこと言っているわけでは全然ありません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 答弁、ありがとうございます。

この医師会の広告がイコール病院長の意見ではないということが公然化されたので、大変よい質問だったと思っています。

あとは、病院長、もう少しちょっとすみません、質問させていただきたいんですけど、前回の議会のときに、誰とは申しませんけども、同僚会派が質問したと思うんですよ。そのときに、やはりどちらかというと、政治的な部分に相当する発言が多く見られたのかなと。その辺で、やはり不信感とまでは言いませんけど、ちょっと大丈夫かなと思うようなところもあったので、そのあたり、もう少しちょっと考えるというか、十分考えて発言とかも今後いただきたいとは思うんですが、病院長が、やはりこうやって議場に出てきていく

ただいて、生の声が聞けるというのは、診療とかもあるとは思うんですが、来ていただけ
るということは大変ありがたいと思っていますので、その点、ちょっと病院長のほうから
一言いただけませんか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 政治的というか、本当は政治的発言をしたつもりはあ
んまりないんですが、受け取られ方がどうもそういう具合に受け取られたところがあるよ
うで、私としては、そんなに別に政治的にどちらかの応援をしているとか、どうしている
ということは全くありませんので、誤解がないようにお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 良好的な関係が構築できればと思っていますので、今後ともよろ
しくお願いします。

では、最後の質間に移ります。

野洲市民病院の開院における運営形態について、抜本的な変更を求めるについて質
問を行います。

1点目ですが、令和4年5月18日の野洲市民病院整備事業特別委員会に提出された野
洲市民病院整備基本計画において、立地場所が野洲駅南口から変更された点を当職として
は大変評価しています。その過程においては、市民病院整備課が廃止され、健康福祉部地
域医療政策課に担当部局が変わり、健康福祉部政策監、健康福祉部次長、そして滋賀県か
ら副市長をお迎えし、政策調整部長、政策調整部次長もそろい、現市政において最も強力
な市長直属の参謀本部が成立したことは大変心強く思っております。副市長におかれまし
ては、今後の市長の意思形成過程全般において、力を発揮していただきたいと思いますが、
決意をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 稲垣議員のご質問にお答えします。

副市長の役割は、市長を補佐すること、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどること、さらにはその補助機関であります職員の担当する事務を監督することなどでございま
すが、この役割を果たすに当たりましては、職員力の最大化と県市協調のさらなる推進の
この2つの視点を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

まず、1点目の職員力の最大化でございますが、行政の意思形成におきましては、職員
間、さらには市長と職員間とのコミュニケーションがとても大切になってまいります。私

自身がその潤滑役、つなぎ役となり、業務の円滑化を図ることで、結果として市民の皆さんへの行政サービスの向上につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、2点目の県市協調についてでございますが、例えば先般、野洲市内の県有地が第1候補となりました新たな県立高等専門学校の誘致でございますとか、また新病院整備に関する県関係課との調整など、本市の重要課題につきまして、自ら橋渡しとなり、県と市の連携をより一層進め、強化することで、野洲市の発展に最大限寄与していきたいと考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

あらゆるパイプ役となって、野洲市の発展のために邁進していただければ、この上なく、心強く感じております。よろしくお願ひします。

では、2つ目の質問に移ります。

野洲市民病院の開院における運営形態については、病院構想が開始された前市長時代から、暫定期間ではありますが、現市立野洲病院を経て、独立行政法人による運営と想定されてきています。しかし、開院に当たっては同法人による運営等とはせず、現在の地方公営企業法全部適用をそのまま継続するよう当局に求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

開院時には全部適用を継続することというようなご要望でございますけれども、議員ご指摘のとおり、当初の計画におきましては、新病院開院時は独立行政法人へ移行する方針でございましたけれども、現状におきまして、市立野洲病院におきましては市直営、つまり地方公営企業法の全部適用の状態でございますけれども、その状態でありますので、これについては、現状、市立野洲病院において効率経営がなされているというような背景もございます。そうしたことから、独法化に向けた準備もこれまで具体的には行われてこなかったというふうに認識をしてございます。

ご指摘の開院時に現状の全部適用を継続するか否かにつきましては、次の基本計画の立案化作業の中でも検討すべき事項と考えておりますが、今の時点ではご要望として承りたいというふうに考えてございます。

また、もう一点、先ほど稻垣委員1点目のご質問でございました、私の優秀な職員とおっしゃっていただきましたけれども、部下は優秀でございますけど、私は特に優秀ではございません。市長の補助職員として職務を全うするのみでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。いや、でも市長はかなり信頼されていますよ。今、答弁いただき、ありがとうございました。

じゃ、検討されるということは、排除をしないということで理解していいですか。以前でしたら全く門前払いになるのかなとは思っていたんですが、少し前向きな答弁にも聞こえたんですが、そのあたり、政策監、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 具体的には検討するということでございますけれども、現時点ではご要望という形でお含みおきをいただきたいというふうに思います。具体的にはちょっと申し上げられません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

政策監、じゃ、一応そのメリットについてもある程度、今、原課では考えられる部分もあるということで理解していいですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） すみません。全部適用の状況と地方独立行政法人への移行の課題、意義等につきましては、具体的には今現在検討しておりません。したがいまして、今後の検討課題ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 病院当局の意見もちょっと参考までにお伺いしたいんですが、病院長、今の件についてはどのようにお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 先ほど、僕も言いましたように、取りあえず病院ができるまでは、やっぱり市直営じゃないとお金というか、予算を一々、管理者の人がこうやって出てきて説明しないといけないわけですね。それはもう大変なので、できるまでは、

やっぱり直営でしたほうがいいです。

開院したからすぐに法人というのもなかなか大変なので、ちょっと様子を見てから多分法人化することにはなるとは思うんですが、僕もなるべく早く法人化したほうが、結局、法人というのは大学もそうなんですけども、僕は大学にいたのでよく分かるんですが、やっぱり経営努力というか、これ、税金だからいいわというような態度がなくなるという意味でいうと、法人のほうが絶対いいと僕は考えています。そういうのもあって、文科省もそういう具合に計算したんだと思うんですが、いわゆる大学病院に関しても、あらゆるところが法人化されて、かなりそのおかげで段差がひどくなつたといえば、格差は大きくなつたんですけども、これはそのときにその法人を誘導するというか、長になる理事長ないしは病院長がやることだという具合に考えています。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） では、3番目へ行きます。

野洲市民病院の開院後、仮に収支が当初の事前計画を下回る事態が発生した場合、指定管理者制度への移行が検討、視野に入ってくることが十分考えられます。仮に移行する場合、独立行政法人化からよりも、現行制度からのほうが容易であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 3点目のご質問でございます。

稻垣議員のほうからも、仮にというようなご発言もありましたけれども、いずれの現状からでも市議会の議決を経れば、制度的には移行は可能であるというふうに認識をしてございますけれども、いずれが容易であるかにつきましては、現状把握をしておりませんので、ご了承ください。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 制度的には、そりや独法からでも指定管理でいけるということは僕も十分分かっています。事前の市の説明でも分かっているんですが、難易度について聞いております。どちらのほうが容易かというのは、多分布施政策監であればご理解されていると思うので、答弁いただけませんか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先ほど申し上げましたとおり、いずれが容易である

かにつきましては、現状、詳細を把握してございませんので、ご答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 詳細をまだ把握されていないということで理解しました。

病院長、例えば先ほど大津市民病院の話が出てきましたけど、大津市民病院の経営状態というのはもうニュースになっていますが、あそこも今、独法から全部適用、市の直営に切り替えようか、そういう話が出ているということも病院長であればご存じだと思うんです。そういうことを考えますと、収支計画が順調に推移すれば、もちろん病院長のおっしゃっている独法とかも可能性はあると思うんですけど、収支が下回るようなことがあった場合は、やはり指定管理者制度への移行というのがもし仮に視野に入ってくる場合は、現行制度の地方公営企業法全部適用をそのまま継続し開院後も、病院長は開院時にはこだわらないというふうにおっしゃいましたけども、そこは収支の推移を見ながら慎重な柔軟な対応、判断をすればいいのではないかと思うんですが、そのときは病院長は退任されてしまうとは思うんですが、その点、ご意見をもらえませんか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） いないときのことを言うのも何なんですけども、大津市民病院も何かいろいろうわさは乱れ飛んでいるので、事実がどうなのか、僕もよく知りません。

指定管理者制度自体は、例えばこの近隣では守山市民病院が一時、そういう具合になっていました。でも、なかなかうまくいかないんですね。もうやるんだったら、どこかでそのまま自分の自助努力でやりなさいというのが、一番、本当はあるべき姿だと思います。あんまり繰入金がどんどん増えるとか、そういうことがないようにするには、そのほうが市の負担が本当は増えないんですね。ということもあるので、あまり予算のことを言うとちょっとまずいので、あんまりこれ以上言いませんが、先ほど言ったような手順でやるのが僕はベストだという具合に考えています。今、直営でやって、安定してたら法人化するというのが一番いいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 今、安定ということですが、事前の計画どおりにいけば、もう病院長の判断にこしたことはないとは思うんですが、やはり順調にいかないケースもあり

得るとは思うので、そのときは、ケース・バイ・ケースで判断すべきことなのかなと思うんですが、その点は、病院長、見解は一致していますか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 稲垣議員が言われるとおりだと思いますので、別に反対する理由も何もありません。ケース・バイ・ケースで、その場で市が判断することだと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 私も何も指定管理者制度ありきで言っているわけではなくて、市の事前の収支計画が順調に計画どおり進めば、それにこしたことはないとは思っていますので、開院後どうなるかというところで、開院時にあくまでも独法で開院を迎えるということに固執しなくてもいいのかなというふうには思うんですが、病院長、そこも見解が一致でいいですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 先ほど言いましたように、取りあえず開院までは市立病院としていって、その後に独立法人というのは。別に市立野洲病院か野洲市立病院かは別にしても、そういう名前は残ります。前に独立法人がつくかどうかでだけですので、あんまり変わりないんですよ。だから、それはそのときの運営状態を見てから考えたら僕はいいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員、政策論議でやってください。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございました。

では、次へ行きます。

設計・施工分離発注方式と比較し、デザインビルト方式はスケジュールの短縮が期待されます。基本計画の発注における迅速な処理、また実施設計時における議会の上程まで、相当の準備期間があることから、今からあらゆる想定の確保に対応できると思慮いたします。したがって、現在の令和8年度の開院見込みを繰り上げることも十分可能であると考えますが、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

先般、岩井議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、先日の特別委員会でお

示しをさせていただきましたスケジュールは、例えば基本設計から実施設計で15か月、本体工事で21か月など、極めて一般的な所要期間を基にしたスケジュールでお示しをさせていただいております。したがいまして、業者選定の際に、評価ポイントとして工期短縮を設けることや本体の実施設計中に着手可能な準備工事を施工すること、そのほか、今のところを発注方式として第1想定として考えておりますが、デザインビル方式以外の早い整備方式がないか等も検討を加えることで、工期短縮、開院繰り上げの余地はあるのではないかということを発言させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 政策提言ということで言われましたので、申し上げますが、仮に3階建てとかで企画すれば、かなりそのスピードも早く進むのではないかと思うんですが、そのあたり、ある程度事前に検討とかを内部でされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） もちろん工期短縮を目指して、病院を早期に整備をしていくというのを念頭に置いてございますけれども、必要な機能を確保するために必要な階層というのはリンクしてまいりというふうに考えてございますので、無理やり階層を落とすとか工期短縮のためにというような観点では検討しないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） もちろん誤解のないようにお願いしますけど、機能を落として、今の階数を言ったわけではなくて、機能を十分確保した上での話だったんですが、恐らく、部下の政策調整部次長さんあたりであれば、十分そのあたりも想定されているんじゃないかなと思うんですが、そういった話が原課で出ることはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 階層等につきましては、敷地の状態、そして、今申し上げました機能の確保という観点から非常に重要な要素になってまいります。しかしながら、調整区域に立地する場合に、構想を限りなく、構想じゃない状態を目指そうということは考えられますけれども、何階想定ということにつきましては、検討の余地があると思いますけれども、3階とか、限りなく低い階層にというのは少し考えられないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

次へ行きます。

前市長による計画が始まった2010年から現在、そしてさらに10年後、20年後、30年先を見据えると、生産人口の減少により、現在の収益が堅調な健診が落ち込むことが不安視されますが、開院後、収益面におけるマイナス要素はどの程度経営に影響するか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 5点目のご質問でございます。

これは、後ほど病院長のほうにもお聞きいただくご質問かと思いますけれども、私のほうから生産人口と健診収益との間におきましては、特に直接的な相関関係は低いというふうに見込んでおります。新病院におきましても、健診事業を伸ばしていくことは当然必要であると考えておりますので、グロスが減った場合につきましても新規の企業健診の獲得に向けて努力をしていくことや健康教育に市の保健センターとともに取り組み、生活習慣病の予防や早期発見のため、人間ドックや各種健診受診者の獲得に努めていくべきというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ということであれば、その收支計画にも、今言った点も落とし込まれて出てくるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 収支計画の関係につきましては、上がった基本計画の検討の際に具体的に進めてまいりたいと思いますので、この際には控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） その点、留意してお願いいたします。

同じ質問を、すみません、病院長にもお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 当然、人口が減るというのは、これ、もう全部、どこでも同じような問題を抱えているわけで仕方がないというものであります。一番最初に、栢木市長が来られたときも、だからダウンサイジングはしてもいいですよというの、僕が言ったのはそれもあるんですけども、現在、健診だけで大体収益の5%ぐらいあるんですね。結構、1億3,000万というように書かれているんですが、大体1億以上はあります。たまたま、村田にいた人が健診の係員になっていただけたので、大分増えるかなと、今のところは、しばらくはと思っています。

それから、機器もこの2年でいろいろ買っていただきましたので、かなり精度の高い診断ができるようになったので、人間ドックも、議員の皆さんもどんどん受けていただけるような、あまり痛くない検査をたくさん増やしましたので、そういうものが増えれば、そんなに極端に減るということはあまり考えではありません。若干、その人口減の影響は出るかと思いますけども。高齢者が増えますから、そういう意味でいうと、そんなに極端な減少はないかなという具合には考えています。

むしろ、Bブロックのとき、僕が書いたんですけど、予防医学のほうを重視したほうが、今、保険が予防医学にはお金が出ないんですね。ドックとか、それから健診ということに偏るんですけど、これにお金が出るようになる。歯科健診がお金が出るようになりましたね。歯周病の。自分の歯が80歳で何本残っているかというのはかなり重要なです。そういうのもあって、お金が出るようにななったということは、要するに予防医学に少しでもお金を出しましようということなので、そういう観点からいくと、今後こういう健診とか、そういうところに力を入れているところがお金を得ることができるというので、大津市民病院も、だから宣伝していますね。瀬田かどこかに駅に何か垂れ幕が出ていて、あれは自前で入ってくるお金なので、保険とは関係ないので、宣伝していいんです、独法化てしまえば。そういうようなものもあるので、あまり心配はしていません、そちらの部分に関しては。むしろ寝たきりの人が増えるのを心配していますけど。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） しっかり健診で稼いできてもらいたいと思うんですが、お願いいたします。病院長、健診でしっかり稼いでもらいたいんですけど、お願いします。答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君）　頭に関してはこれまでMR Iではできなかつたような脳の血流といつて、脳の流れです。普通はアイソトープを使うんですけど、これ、MR Iでできるようになります。それから、大腸がんの検査の大腸ファイバーをCTでできるようになりました。これはもうファイバーを入れなくてもいいので、お腹が痛くないんですね。Uターンしているとき。それから、下剤もそんなに飲む必要がありません。この2つはかなり市民の方にとっても非常にメリットが大きいですし、大腸がんはこれ、女の人が1番です。男も2、3番のがんの死因ですので、そういうものを早く発見して、早く治療すると。これが一番いいので、別に何も治す理由はないので、これで早く見つけて、後でまた回復期リハでリハビリテーションしてもらうということを今考えているということです。

○議長（荒川泰宏君）　稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君）　病院長、期待しております。

次へ行きます。

現市立野洲病院の病床数である199床からBブロック計画案では165床となっています。病床数の削減は、人件費の削減が運営特質上難しいことを考えると、収入減を招き経常収支の低下をもたらすことが考えられないでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　7点目の議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

病床数の削減についてのご質問でございますけれども、削減する病床の種別や削減しないことによる建築費用や医療機器、医師や看護師等の人件費の增高も考慮しなくてはなりませんが、単純に削減することは、議員ご指摘のようなことを招く可能性もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君）　今の布施政策監の答弁ですけど、昨年度のBブロック計画案ではそのダウンサイジングの案を立案するときには、そのような説明はなかつたように思うんですが、改めて、今、そのような答弁が出てきたのは何か理由はありますか。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　当時の背景といたしまして、敷地を変えて、Bブロ

ックの敷地の中にコスト面を考えた上で病院を成立させようという検討の結果でございましたので、そのことで検討された経緯でございます。特に今回、私のほうからご答弁申し上げました内容につきましては、一般論を申し上げたものみでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 一般論ということですので、Bブロックが一般論ではない、計画に基づいて進んでいったのかなというふうにも思うんですが、病院長、同じ質問を通告でも出していますので、お願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 病院の収支というのはベッド数ではありません。要するに、1人の単価、入院単価、外来もそうなんですけども、外来というのは大体しれていますので、入院の単価がどれくらいで、そのベッドの利用率、どれくらい利用するかというのを勘案しないと収支というのは考えられません。だから、100床でも100%の稼働率であれば、かなり、変な言い方をすると、もうかります。だからたくさん、大きくなると看護師さんの確保が大変なんですね。10対1看護か、7対1看護かでも、点数が全部違うというのがあるので。今のところは85%というのは165床ぐらいですね。60から70の間ぐらいで計算して、現在のコロナで減っている分を、いわゆるフルにした計算をすると85%ぐらいと。できれば90%ぐらい超したほうがいいですし、個人単価ですね、単価も入院単価も今3万円台なんですが、4万円を超したほうがいいかなという具合です。そうすると、そういう普通の数字だけではなくて、診療内容によってもうけられるかどうかというのは変わります。だから、ちょっとそこは単に減ったからどうだという計算には成り立ちません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 分かりました。

では、次の質問に行きます。

野洲市総合体育館横における整備について、現行の病床数199床、これは急性期110床、地域包括48床、回復期41床であります。そのまま199床を維持することを求めると思います。具体的には急性期を中心に40床程度減らし、回復療養病床を40床程度設けることを求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 9点目のご質問、199床を維持するように求めるというご質問でございます。

これ、また先ほどのご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、収入と支出の双方をにらみながら、また何よりも市民の医療ニーズを最大限考慮しながら、次の基本計画の成案化の中で十分に検討してまいりたいというふうに考えてございますので、現時点におきましては、ご要望として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 回復療養病床を設けるということ自体は、一般論として結構なんですが、199床を維持した場合、合理性があるかなと私は思うんです。急性期の利益率が多分恐らく5%以下ぐらいにはなると思うんです。回復療床だと20%ぐらいは見込めるのかなというふうにも思うんですが、そのあたり、布施政策監、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ご意見として承りたいというふうに思いますけれども、私のほうからは、そのことに関してコメントをさせていただくのは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 分かりました。

先ほど、病院長、病床数のダウンサイジングのことについて165ということをお話ししていましたけど、仮に199床を維持した場合、急性期を40床程度減らして、回復療養病床を40床程度設ける、そうなった場合に、病院全体の採算としてはよくなるのではないかと思うんですが、そのあたり、病院当局としては考え方的にはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） ちょっと明確にしたいんですが、回復療養病床というのはないんですね。回復期リハ病床か、療養病床か、障がい病床か、どれかによります。障がい病床が一番単価が高いんです。次が回復リハです。療養病床は障がい病床の半分ぐらいですね、点数では。というので、前も僕は言いましたけども、減らすつもりはありませんので、郊外で大きいのはできるんであれば、199床でいきたいと思います。

これ、200床を超すと結構ややこしいんですね。法律が変わるんです、結構、いろいろ

る。同じ敷地内に療養病床をつくっちゃいけないとか、つくっている病院もありますが、近隣に。あんまり言うと怒られるので、言いません。そういうのもあるので、ちゃんとレギュレーションを守るという意味でも 199 床というのは重要な数だと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 今、病院長のほうから 199 床を維持したいというふうな答弁をいただきました。すみません。私は紛らわしい表現を使いました。療養病床のことで申し上げていました。本市の特性上、高度の 2 次救急の医療というのは、やはりできないのかなというふうに思います。逆に、ドクターの中にも、先生の知る範囲でお答えいただいたらいいと思うんですけど、1 次救急であっても、1 次救急の手術をしたいと思うような先生はたくさんいらっしゃると思うんですよ。なので、急性期を 40 床減らして、療養病床を 40 床程度増やすということは、ある意味、一方としては合理性のある経営判断のかなというふうにも、収支のことではありますが、思うのですが、その点、病院長、どうですか。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 現在の入院の状況を見ると、今、議員が言われたように、療養型の病床をつくっても十分埋まる。物すごく看護単位が下がるんですね。看護単位というのは、1人の患者さんに対する看護師さんの数が。10 対 1 とかが 20 対 1 ぐらいになるので、大分楽になりますから。楽は楽です、経営上は。ただ、収入面からいくとすごい差がありますので、さっき言ったように障がい者病棟か療養型の病棟かというのは、ちょっと考える必要はあるので、ちょっとコロナで今止まっていますので、60 床が。それをちょっと 1 回どういう具合に戻すかというのは今は検討中です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 病院長と意見交換の中でそんなにそこがなかったので、意見交換できてよかったです。

すみません。政策監、先ほど私、通告の答弁の中で、回復療養病床と申し上げたんですが、これは療養病床のことで申し上げていたんですが、その点は理解をされていましたか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 事前に通告いただいている内容を理解させていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

- 17番（稻垣誠亮君）　回復リハというふうに理解されたということですか。
- 議長（荒川泰宏君）　布施政策監。
- 健康福祉部政策監（布施篤志君）　失礼いたしました。回復療養病床を確保してはどうですかというご質問であったというふうな理解をしておりましたので、今おっしゃっていただきましたことをもう一度確認させていただきたいと思います。
- 議長（荒川泰宏君）　稻垣議員。
- 17番（稻垣誠亮君）　ありがとうございました。
- もし、その辺で事前に意見聴取が必要であれば、来てください。お願いします。ありがとうございます。
- 議長（荒川泰宏君）　次に、通告第13号、第15番、橋俊明議員。
- 15番（橋俊明君）　第15番、新誠会、橋俊明でございます。
- 今回2点にわたって質問をさせていただきます。
- まず1点目、「野洲市民病院整備基本計画」の成案に向けた新たな方策についてでございますけども、5月18日に開催されました野洲市民病院整備特別委員会で提案されました「野洲市民病院整備基本計画」の成案に向けた新たな方策についての内容等に質問させていただきます。
- まず1点目、まず新たな方策の内容に入る前に、3ページの1、はじめにの中で、現在、未定稿のままで置かれている基本構想・基本計画と書かれていますが、未定稿とはどういう意味かを伺います。
- 議長（荒川泰宏君）　市長。
- 市長（栢木進君）　橋議員の1点目のご質問、基本構想・基本計画の未定稿という意味についてお答えいたします。
- 野洲市民病院整備基本構想・基本計画（案）は、野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託における成果物ですが、最終的に市として機関決定したものではないため、未定稿と表記したものでございます。
- 議長（荒川泰宏君）　橋議員。
- 15番（橋俊明君）　機関決定をしたものではないということでございますけども、本来、機関決定をしたものではない、一方の捉え方では、これは完成品ではないというふうにも受け取られるわけでございますけども、これ、非常にややこしいんですけども、基本構想とこの基本計画、これでございますけども、これを策定したのは野洲市市民病院整

備課で、策定支援業務委託を受けたのはこの受託者であるプラスPM・シップヘルスケアリサーチ＆コンサルティングの共同企業体であるということで1,023万円でございました。

問2に移ります。

今回の基本構想・基本計画の成果物に関して、野洲市契約規則との関係を総務部長に問います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市契約規則は、市の契約に関して、発注手続から契約の履行、検査に至るまでの基準等を定めているものです。ご質問の基本構想・基本計画については、当該基準に基づき、履行、納品され、検査で適正と認められたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 私のちょっと想定外のお答えでしたね。これはあくまでも支援業務ですので、この成果品は野洲市が持っている。その基本構想・基本計画、その支援をしたのがこの業者であるというふうに特記仕様書ではそのように書かれておりますね。成果物の納入については野洲市民病院整備基本構想・基本計画を各50部提出しなさい。これを製作したのは、支援したのはこの業者である。しかし、策定したのはあくまでも野洲市であるというふうに私は受け取っておりますが、それはちょっと間違いですか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをいたします。

今回の業務委託でございますけれども、野洲市民病院整備基本計画と策定支援業務委託という業務でございます。この業務委託につきまして、本年3月23日に総務課の検査機関によって検査をさせていただいて、適正に納品されたというようなことが認められていくものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 恐らくこの業者、請負業者、それについて適用するというような形ですね。私が何を言いたいか。第4条で、契約は年度内に履行を、終わるのでなければ契約を締結することができない。契約は野洲市と業者がしているということでございま

すので、それで間違いございませんね。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時28分 休憩）

（午後4時29分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋議員。

○15番（橋俊明君） 契約は年度内に終わらなければならないと書いております。その4条の1項で、いわゆる明許費、継続費、事後繰越費、履行を終えなければならないんですけども、こうやって明許繰越しをしたものであつたら、これは大丈夫ですよと。私は何が言いたいか。本来は熟考を1月でされました。これは年度内に支援業務委託は終わらない可能性が高い。誰が考えても思いますね。現実にそうでしたから。だから、明許繰越しをしておくべきではないかな。本来はそうあるべきであると、私はこのように判断いたしております。

何が言いたいか。その熟考の副産物として、このBブロックの成果物、この中途半端な成果物を完了検査して受け取っておられる、1,023万円。そやけど、それは中途半端な成果物になる、活かされていないということになりますので、一方では、これは無駄遣いではないかな。本来、Bブロックで成果品は納入されておりますけども、これは、やっぱり中途半端なもので無駄遣いではないかなと。

というのが1点と、もう1点は人件費、一生懸命職員が作成をされた。この人件費を、去年の6月から3月。これ、人事課で確認をいたしますと、支給額が3,447万4,570円、負担金が949万4,891円、合計4,396万9,461円、これが無駄に使われたのではないか。1,023万が、本来は明許繰越しをして、今の段階でもよろしいですわ。Bで書かれている、このBのやつは契約を変更減します。いくらになるのか分かりませんよ。減をする。これが300万減るのか、400万減るのか分からぬけども、それは本来の支払いの方法ではないか。無駄遣いが委託料で発生をしている。また、人件費で発生をしている。言うてることが、分かりにくいんですよ。それについて、これは私の考えでございます。総務部長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再度のご質問にお答えをいたします。

あくまでも総務課、検査担当部局としてさせていただいた検査につきましては、成果品

の品質、目的の達成度、的確な取りまとめ、そういうことも踏まえて、成果品として納品されたということを確認しているものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 冒頭、市長がこれは機関決定したものではない。野洲市が正式な成果物として認めていないということを言われたと私は思っているんです。そう思うと、今の答弁ではおかしいのではないか。これは3月議会でも申し上げます。この支払いの方法については若干問題がある。ただ、もう少し、私らも研究しますけど、場合によっては、監査のほうでいろんな指摘を受けるかもわからないし、監査請求が出てくるかもわからないということもありますので、それについては、また考え方方が違いますので、今後ともまた研究を重ねていきたいなと思っております。

次、問3でございます。

3、熟考における視点、新病院の早期かつ的確な整備を求める市民等の声を重視の中で、実際の工程に要する時間のほか、過去にあったような空転による時間も考慮しましたと書かれておりますけども、過去にあったような空転による時間とは何を指しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 3点目のご質問、過去にあった空転の意味についてお答えいたします。

過去からの開院までの工程に係る検証において、平成26年3月に策定された当初の基本構想では、開院予定は平成31年4月を見込んでおり、昨年度のBブロック計画では令和8年3月の開院予定と想定していたため、通算で約7年間遅れています。そのうち、政策変更や市と市議会との政策不一致による期間が4年となっていました。このように過去の工程を検証したとおり、このままBブロックで進めた場合、市と市議会との合意形成は困難化し、結果として開院までに時間を要することとなり、政策不一致による、いわゆる空転による時間が発生し、結局のところ、新病院の早期開院を求める市民の声に応えられなくなるということを意味したものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） これは空転、これは栢木市長ともこの場でいろいろ議論をさせていただきました。先ほど、稻垣議員とも、いわゆる公約の取扱い、それもさることながら、おっしゃるとおり、この病院の経緯というのは非常に複雑でございました。場合によ

っては、これは私たちが10月、議会になって、11月に住民投票までやりました。それが48.52%、いわゆる50%に届かなかったということで開票はされなかった。だから、さらにまた混迷が深まったと私は正直思っております。

また、先ほど言いました建築の入札、これは不落になった。また、そういった要因がいろいろ重なり合って、ここまでなってきました。そして、市長選挙の結果、私の思いも稻垣議員も言われましたけども、ちょっとニュアンス的には違うかもわかりませんけども、そういった市民の感情もある。そういうことを考えますと、やはり長年経過をした経過、それを市長が提案をされた。そのまま受け取って、私どもは、分かりました、そのように一遍やりましょうかということにはなかなかなりにくい。そんなことはお互いの気持ちの中で、これはこの場でもやり取りしました。共通のことは何か。一日も早く解決しましょう。それはお互い、思いは一緒でございますので、やはりそこまで至るまでの経過、そこら辺はもう少し議論を重ねてまいりたいと、正直に私はそう思っていますし、議案質疑でもそのことを申し上げております。そういう思いもございますのね。

次に、続きまして、問4に移っていきます。

(2) の駅前整備、まちづくり全体に係る市民の声を俯瞰視の中で、駅前に新病院を整備する議論以外を許さない政策の下と書かれておりますが、1年前、市有地3候補地から駅前Bブロックを選択したのは栢木市長自身でございます。まして、体育館駐車場という候補地がある中での選択でございました。大手の新聞では今回の提案をちゃぶ台返しとまで表現をされております。このちゃぶ台返しというのは、トップが強権、強い権力を使い、企画、仕様などをご破算にしてやり直させることと、このようにインターネットなどで調べますと、そういうふうに書かれております。これは私が言うのではない、大手の新聞社がそのように表現をしております。こういった一連の経過に対して、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のご質問、一連の経過についてお答えを申し上げます。

私の都度の判断の基本的な考え方は、市民意見の反映であり、市民を代表していただく市議会との合意形成にあります。

一連の経過については、去る5月18日の特別委員会において申し述べましたとおりでございます。令和2年10月の市長就任時においては、駅前はにぎわいを創出し税収を図る場とし、そこで新病院整備は行わないことを申し上げ、市民からの信任をいただいて

おります。

現地建て替えについては、就任後すぐに公的な検証を行っていただき、その結果、やむなく断念をいたしましたが、そこで立ち止まることなく、3つの候補地を示し、令和3年5月には駅前Bブロックで病院を整備することに優位性があると判断をいたしました。先ほども申し上げましたが、現地建て替えを断念したことにつきましては、支持をしていただいた有権者の皆様には本当に申し訳ないというふうに思っております。また、Bブロックを整備することに優位性があると判断をした最大の根拠は、駅前以外での場所での整備をしようとした場合、病院事業債の一括償還や社会资本整備総合交付金の不交付などで、当時の市や病院の資金状況では対応できないとする試算結果を是と判断したことでございました。そして、市の関係計画等との調整に多くの時間を要し、病院の早期整備を望む市民の願いに応えられないと進言されたことや、当時の市議会の状況を見て、Bブロックであれば市議会と合意ができ、早期に整備が実現すると見込んだためございました。

しかし、その後、市議会議員の改選により議会の総意に変化が生まれ、本年1月5日には市議会の最大会派から、Bブロックにおける病院整備を速やかに断念し、新たな用地に整備をすること等の要望書が提出されるに至りました。また、同じ頃、鋭意検討を進めてくれていた駅前Bブロックでの新病院整備の計画の草案が上がってまいりましたが、駐車場が僅か40台で車寄せもなく、これでは市民の医療を持続的に担える病院となり得ないのではないかと憂慮をするに至り、本年1月14日、別の選択肢も視野に市長執行部として熟考すべきと判断したものでございます。

しかし、3月議会の終盤に、野洲駅前Bブロックでの病院整備事業の早期再開についての決議案が提出され、3月25日、賛成が7人という少数で否決されたという事実を極めて重く受け止め、そして4月に入り、新たな整備方策として整理するように指示したものでございます。

このように、その都度の私の判断は、老朽化が進む中で新病院を早期かつ確実に整備を進めていくかを念頭に置くと同時に、駅前整備とまちづくり全体に係る市民の声を俯瞰視した結果を実現することにあり、議会での議論を踏まえた合意によりまちづくりを前進させることを最重要視した結果でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員、質問の途中でございますけども、会議時間を延長することを取り計らうことといたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

橋議員。

○15番（橋俊明君） やはり、正直、二転三転されました。その結果が、やっぱりいろんな形で、ちゃぶ台返しという面まで至るということではないかなと思っております。やはり、いろんな政治判断は必要ですけども、大きくぶれる、これはやはり許されるものではない。選挙の公約については、もう深く反省をして、陳謝申し上げるということをおっしゃっていましたけど、ただ、選挙は元には戻らないということになりますので、なかなか非常に複雑な問題が絡んでいますので、そういったことを考えると、私でもすんなり、はい、そのとおりですねというわけにはいかないとはっきり申し上げておきます。

問5に移ってまいります。

病院経営の成立は必須において、JRで通勤する医師の確保の有利性、公共交通な頼らざるを得ない市民の通院利便性、3点目に市民の身近な場所にあるという安心性、この3点については、本書の20ページから23ページで検証されておりますが、5月26日に守山野洲医師会のメンバーと市議会議員有志により情報交換の場を持ちました。その中で医師会のメンバーはこの3点は重大で、特に看護師の方につきましては3交代制があると、非常に時間に制約をされていると強く訴えられておりました。駅前病院整備のメリットを生かすべきであると、守山野洲医師会より支持をされております。このことに対する市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 5点目のご質問でございますが、看護師の確保は駅前病院整備のメリットを生かすべきについてにお答えいたします。

看護師人材の確保について、通勤手段の有利さは利点の1つと考えております。特別委員会資料をご提示しているとおり、現在の通勤手段を確認したところ、看護師を含むその

他医療職の常勤スタッフは69.4%、約70%が自動車、バイクによる通勤であり、新たな整備場所は基本的に渋滞のない道路を経て通勤することが可能となり、多くのスタッフは通勤利便性が向上すると考えております。また、その他医療職の常勤スタッフのうち13.6%がJR野洲駅を利用していることから、これらスタッフの交通手段の確保については、駅からの送迎バスを運行することで、通勤時間は大きく変わらず、一定解決することが可能であると考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 看護師の3交代制でございますけども、非常に勤務が複雑、夜の11時まで勤務をしたり、早朝から勤務を開始されるという場合もございますので、私の姉が看護師をしていた関係で、非常に勤務が複雑だったということでございますけども、その複雑な勤務態様に順応に対応するために、現在の野洲病院の近くで寮を借り入れておられるという話をちらっと聞きましたけども、その点につきまして、病院長のほうで、やっぱりこういった対応が必要かどうか、ちょっとご意見をいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 看護師さんの確保というよりも、看護師さんの勤務条件に関して言いますと、先ほど議員が言われましたように3交代制、それから変則2交代制と、そういうあんまり夜中の移動を伴わないようなこともやっているところもあります。いろいろやり方はあるんですが、少なくとも10時、11時頃に移動が起こる可能性は非常に高いので、そこへ若い女の子が昨日か何かの自転車ですぐ行けると言っていたんですけど、それはちょっとあまりにあまりなので、寮というか、京都大学は寮を持っています。それから、府立医科大学は市内のマンションを借りています。そこから通っていますし、それから市内に住んでいて、それなりの主任以上ぐらいの人はタクシーで通勤しています。だから、無駄なお金がいっぱい出でているんですけども、そういうことをやらない限り、看護師の確保というのは非常に大変なんです。

これが、さつき、ちょっと10対1とか、いろいろ数字を言いましたけど、患者さん10人に対して1人なのか、患者さん7人に対して1人の看護師さんなのかで点数が全然違うんですね。先ほど、ちょっと稻垣議員が言われたような療養型の病棟だと20対1でいいんです。だから、20人の患者に対して1人でいいんです。そういうことを考えると、その代わり、どんと点数というか、収入は減りますよ。だから、それはもう当然ですけども、病院としては近くに寮があるというのは、これは、いわゆる集めるというか、なかなか

か集まらないんですね。昔はもう京大でも九州とか四国まで事務長が行って、何か集めてきたというのは、僕の知っているような師長はみんなそんなんですから。そういうような状況ですので、やっぱり非常に大変だと思いますので、そう簡単に看護師が集まるというのは、今でもなかなかつかつかでやっています。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 勤務の変則への対応もさることながら、いわゆる看護師を集め条件として、近くにそういったことがあれば、条件が満たされることから、応募が非常に増えるようになっておるというような貴重な意見をいただきました。恐らく、どうなるか分かりませんけども、温水プール跡地になったときにはそういった整備が可能であるか、それとも今の病院を生かすのか、そうなると、遠いところからまた4キロほど通わなくてはならないこともあります。今後の課題として、受け止めていただいていると思っております。

次に、問6、財政負担における病院事業債の一括償還の調整方針などは、市有地を民間に売却、貸付け等によるものであるというふうに書かれております。市長の公約である駅前にぎわいを図る施策にしては市として安易な手法と言わざるを得ないが、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 6点目のご質問にお答え申し上げます。

今回ご提示した新たな方策としての政策提案は、新病院整備と駅前にぎわいづくりという大きな2つの課題を健康を基軸としながら事業としてはすみ分けて推進し、実現を図る考えでございます。駅前Aブロック、Bブロック用地の活用につきましては、決して安易に単純に売却を推し進めるものではなく、今後、駅前整備構想の見直しを行うとともに、事業者公募の検討を進めていきたいと考えており、その中で売却、貸付け等、具体的な活用計画を立案してまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） この駅前の土地に関しましては、やはり私もアサヒビールと交渉しておりました。当初は、売らない、貸さない、自社開発をする、それの一点張りでございました。私は、本来は都市計画課に長いこと所属しておりましたけども、私はどちらかというと街路なり公園なり、そっちの整備に当たっておりました。また、駅前は別の方が担当しておられましたけども、それで非常に苦労をされていた。ところが、アサヒビー

ルとしては、自社開発をすると言いながらも、なかなかその方策が決まらない、決められない。いわゆる妙の一手になるものが、自社開発をするということでなかなか買手がない。構想を練らない、練ることができないということで、場合によっては、野洲市さん、買いませんか、そんな交渉になりましたして、値段の交渉、これも半年か1年をかけてやっておりましたけど、ようやくまとまりました。そして、議会には全員賛成で、賛同を得て、議決まで取って、買収をした。そこら辺、ご存じだと思いますけど。

そうやって、苦労して手に入れた土地ですから、安易に売る、貸すではなくに、これは市の、いわゆる企画力、野洲市の企画力、これをいかに発揮するか、そのためには、やはりその使い方、これを十分に練らなくてはいけない。やはり、駅前整備構想、私も駅前整備特別委員会の委員長をしていますので、ここで市長に申し上げますけど、橋さん、一遍開きませんか。ちょっと待て、この病院の問題はまだ決まってないやないか。そう決まった段階だったら、これは完遂業務、請求があれば俺は応じる。それが決まっていない段階で、また説明に行く暇がない。いや、説明は誰が聞くねん。私と副委員長や。その2人で聞いていただけで、そんな判断は無理です。やはり重要な案件であるから、もう少し時間を割いて、きっちり状況を把握した上で、そういうことを解決していこうじゃないかということで、正直お断わりを申し上げておりました。

だから、駅前整備検討委員会、恐らく、また当然再開されて、これは議論しなくてはならないということになりますので、そのときには、やはりいろんな意見を聞いた上で、総合的に判断をした上で判断をしてまいりたい。何も意見を聞かないということは言うてませんで。当然、やはり次の一步、次の一手、次のステップを考えれば、当然、駅前に何がいいか。その前に病院がどこがいいか、そういう議論を尽くした上で、最終的に判断をしてもらいたいと思いますので、そのときにはお互いに知恵を出し合って、意見を交わした上で方向性を見いだしていきたいと考えておりますので、これは私のほうの独自の考えでございます。そんな意見に対して、市長のご意見を賜りたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろいろと当時のご説明をいただき、ありがとうございます。相当な苦労をされて購入されたというようにお受けいたしました。野洲市にとって、いつも言っていることなんんですけど、まだ借金も残っておりますので、そういうことも加味した上で考えていかなくてはならない。もちろん、特別委員会委員長さん以下、議員の皆さん、委員の皆さんには十分ご議論いただいて、市が提案することに対してご意見をいただけた

らありがたいなというのは共通の認識でございます。

ただ、私も民間人でございますので、土地を購入した苦労とか、私も裸一貫から商売してまいりまして、工場等々を購入したり、用地を購入したり、いろんなことをしてまいりました。よく先輩のほうから言われたんですけども、商品にほれたらあかんと、苦労して得たものにほれたら商売は失敗するでと。これは商売の話だから、ちょっとこれとは違うと言われたら、当然そうかもわからないんですけども、やはりどこに重きを置くかいうと、やはり野洲市の将来発展のことをまず第一に考えて、ご議論いただけたらありがたいなど。私もその意識を持って、前に進めていきたい、ご提案させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） もうかれこれ10何年前の話でございますので、これはこの議会でも話題になりました。駅前の土地の利権に絡む話でございました。恐らく、私の前任者は非常に苦労された。必ず、この問題がぶち当たってくる。どうするんねん。だから、今、病気になり始めて、退職まで追い込まれた方もおられますし、途中で休暇を取られた方、それは駅前の土地にマンションを建てられた。時間が経てば、市長はご存じだと思いますけど、建蔽率も直ります、改正します。その3か月先まで今見えていた。なのに、高さを稼ぐために市有地を貸した。この貸したということが、この議会で問題になりました。私は当時、そこまで考えていません。都市建設部長を仰せつかりました。そのときに質問されて、どうすんねん、おまえが判断したのではないか。私が判断したのは違いませから、公正に答えられた。そやけども、正直申し上げて、この決裁の取り方が問題であった。市長、副市長は決裁は取られていない。当時の副市長も判を押すことはできません。一方では、土地を貸してしまっていた。これは正直申し上げて、これはもう議事録をくつてもうても分かりません。当時、正直申し上げて、県内の新聞社だけしか興味を示しませんでした。大手の新聞社だったら、今、大きな問題になっていると思いますが、もうかれ10何年前、時効とは申し上げませんけど、やはりそういった利権が絡む問題でございますので、私もそういったもの、苦労していますので、あくまでもクリアで、正面切って、乗り切っていただきたい。もし、ややこしくなれば、我々もまた、逆に質問する立場でございますので、そういうことのないように、今からお願ひをしておきます。

次、問7でございますけども、今後の当面の予定でありますと、現在の野洲市の喫緊の課題でありました病院整備について、熟考の期間はある程度長かった。新病院整備地を温

水プール跡地で5月18日の市民病院整備事業特別委員会で提案を受けた。本来は重要案件でありますので、議案として本来は当初から提案すべきで、追加提案として扱われるべきではない。市長としての厳正なる見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目の議案提出に関するご質問についてお答えをいたします。

病院整備等に関する補正予算案と条例改正案につきましては、5月18日の市議会特別委員会を経てから、当該議案提出に係る機関的手続を行ったためございます。

なお、今回の追加提案の議案につきましては、私といたしましても、十分な審議、審査をお願いすべきと考えたことから、議長や議会運営委員会委員長とご相談申し上げ、その手続に関しましては、会派代表者会議を経て、議会運営委員会においてご判断いただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 今、市長もおっしゃいました。それは正式な手続上の話でございますけど、こういう重要な案件については、今まで追加提案ではなしに、やはり当初の議案に提示すべきではないかということも前から申し上げておりました。会派代表でも、私が当初するときには、そのように申し上げておりました。やはり、熟考の期間が長かつた。それなら、もっと前倒しでやつたらいいじゃないか。こういった重要な案件は、やはり当初議案で提示をして、議論を重ねてやるべきではないということを申し上げておりましたので、そのことを強く申し上げて、この項の質問は終わっておきます。

2点目でございます。

県道野洲中主線の課題についてでございます。

この県道野洲中主線につきましては、当初の計画決定が昭和30年代、東京オリンピック開催に合わせまして、都市計画道路と、当時は都市計画道路というのはございませんでした。ただ、オリンピックで協議を進めていく。新幹線はどこに、いわゆるトンネルを開けるべきか、そういうことをきっちりと都市計画で位置づけするために、東海道新幹線の立体交差をどのようにするかという目的で計画をされました。

私は、50年代当時役場へ入ったとき、都市計画課に配属をされました。当初の野洲市庁舎の中の中2階の書類保管場所で古い書類等を見て、私なりに勉強しておりました。今、もうそういう資料はなくなっていましたけども、私たちのときはそういう資料を見て勉

強せえとよく言われました。

当初の計画決定は、現在の市道1号線、篠原小学校の前の道が計画決定されておりました。だから、今の新幹線はわりと車庫に広く上げてありますけど、ただ、当初の計画はそうでございましたけども、しかしながら昭和47年、先ほど出ましたけども、計画決定の見直しがございました。この当初の計画決定、市道1号線、いわゆる小学校前の道路、これは下流の下の、琵琶湖側のほうの取付けが非常に悪いということで、この案で議論をされまして、今の野洲中主線に見直しがされました。

しかし、そのときにはもう新幹線が供用開始をされておりました。あの狭いところで供用されておりました。この整備にはJR琵琶湖線の立体交差、また新幹線の立体交差など、コントロールポイント、道路整備をする場合にコントロールポイントができます。新幹線、どうすんのや。JRはどうすんねん。そういうコントロールポイントとなりまして、そういうものを乗り越えて、苦労の末、現在の整備が完了いたしました。当初はそういうものはJR並びに新幹線をオーバーしていこうかという話もございましたけど、これは橋長の長さ、橋の長さなので、琵琶湖大橋よりも長くなる。整備費が莫大になる。こんなもの、のめないという形になりました。現在の法線になりました。

ただし、国道8号線から新幹線に向かいますと、この広い道路から開いている場所が狭うございますので、ちょうどぶち当たるような法線になりますので、これが仮にも大型車両が不慮の事故で激突でもすれば、これは日本の大動脈でございますので、東海道新幹線に大きな打撃となり、日本経済にも大きな障害となる。この開渠には高さ制限、新幹線がよくあります高さ制限を設けるために、鋼鉄製の障害防止構造物が設置されておりますが、衝突の際の衝撃防止構造物の設置が必要であると通るたびに強く感じておりますので。通常では考えられない。これぐらいの大型な、大きな幹線道路であれば、長い東海道新幹線と立体交差する場合は、やっぱり直線が、これはもう必要でございますので、そういう不規則な法線でございますので、所管する都市建設部にお尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の県道野洲中主線の課題についての1点目のご質問にお答えをいたします。

鋼鉄製の障害防止構造物につきましては、東海道新幹線の鉄道事業者でございます東海旅客鉄道株式会社が、道路管理者であります滋賀県に道路占用許可を得て、高さ制限が表示されている構造物を設置しております。しかし、議員ご指摘のとおり、道路法線が緩

やかにカーブしていること、また新幹線下部の開渠部分のスペースが十分でないことから、可能性は低いと思われますけれども、通行車両が衝突し、その結果、新幹線の運行に支障が出ることも否定はできないというふうに考えております。したがいまして、鉄道事業者でございます東海旅客鉄道株式会社に対し、何らかの安全対策につきまして、市から滋賀県に要望いただくよう働きかけてまいりたいと思っております。

また、不規則な法線につきましては、滋賀県に確認いたしましたところ、整備の必要性は認識しているものの、現在の技術では東海道新幹線を供用しながら道路を広げることは困難であると伺っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） 今、都市建設部長から答弁をいただきました。これは私の杞憂で終わってしまえば、これはありがたいことでございますけども、ただその可能性がある限りは、やはり最善の策も必要であると思っておりますので、また県のほうにもその旨よろしくご要望をいたされるようによろしくお願ひをしたいと思います。

次に、問2でございますけども、この野洲中主線に関しましては、国道8号より名神高速道路竜王インターに向けまして、野洲市、湖南市、竜王町の2市1町で構成する野洲・湖南・竜王総合調整協議会において、野洲・湖南・竜王広域交通ネットワーク道路網の整備で進めていただいております。そこで、現在の状況及び滋賀県の対応状況をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 橋議員の2問目の質問にお答えいたします。

野洲・湖南・竜王総合調整協議会における県道野洲中主線の先線の検討状況につきましては、広域道路ネットワーク要望の1つといたしまして、野洲中主線の先線で国道8号から竜王インターインジまでの区間を（仮称）野洲竜王線として、2市1町で広域道路ネットワークに必要な路線であることを共有し、県道としての整備を要望しておるところでございます。

基本的に、県道として整備いただくには、まず滋賀県道路整備アクションプログラムに位置づけされることが必要となるため、これまでこの位置づけがないことで事業化に至らない状況でございました。しかしながら、協議会として、要望を重ねるとともに、今回の令和5年度の道路整備アクションプログラムの見直しに向け、県の道路整備課と協議を

重ねる中で、当該道路の必要性について、一定のご理解をいただいているものと感じております。

本年3月には、湖南市、竜王町とともに知事に要望を行っておりますが、今年度におきましても、道路整備アクションプログラムの位置づけについて、再度強く要望のほうをしてまいる予定をしております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋俊明君） よろしくお願ひをいたしたいと思います。いわゆる竜王側の道路につきましては、私も若かりし頃、担当いたしておりました。当初は、林道と整備すべきではないかという意見が大半を占めまして、今の希望が丘の公園がございますけども、あの山手のほうに道路という形がまとまりました。今のこのメンバーで要望をしに行きました、この下り手側に上がる直前まで行きましたけども、その頃、やっぱり滋賀県は環境県、環境先進県、いわゆるこのような環境に恵まれた希望が丘の頂上に道路を設ける林道はもう駄目ですと。今から思えば、やはり消されてよかったですかなと私は思っておりますけども、その代わり出てきたのは、今申し上げました野洲中主線の先線でございますけども、これも、やはりトンネルの整備費が当然、必要になりますので、当時、滋賀県は新規の県道は認めない。正直申し上げて、我々の頃はあまり相手にされなかった。ただ、今は一生懸命、担当なり市長さんが動いていただいた関係で、ちょっと先が見えてまいりましたので。ただ、また同時に国道8号バイパスが通りますので、そのときの、やはり主要なアクセス道路としまして、当然、竜王インターを結ぶ道路として、この道路が生きてくるのではないか。その整備はいつ頃と言われば、もう私たちはこの世に存在していないか分かりませんけども、やはりどんな事業でもこつこつと上位機関のほうに要望していくことが非常に大事でございますので、今後ともこの道路整備に向けて、実現なるように強くお願ひをいたしまして、質問を終わっておきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明16日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。
本日はこれにて延会いたします。（午後5時14分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年6月15日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 山本剛

署名議員 鈴木市朗